

国立国語研究所学術情報リポジトリ

独立行政法人国立国語研究所平成21年度事業報告書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-01-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://repository.ninjal.ac.jp/records/3094

事業報告書

平成 21 年度

(上半期：4月～9月)

2009



独立行政法人
国立国語研究所

独立行政法人国立国語研究所 平成21年度事業報告書 目次

※目次中の枠内は、中期目標、中期計画の項目に対応

〈基本資料〉

1. 国民の皆様へ	1
2. 基本情報	6
(1) 研究所の概要	
(2) 研究所の所在地	
(3) 資本金の状況	
(4) 役員の状況	
(5) 常勤職員の状況	
3. 財務諸表（要約）	9
4. 財務情報	11
(1) 財務諸表の概況	
(2) 施設等投資の状況	
(3) 予算・決算の概況	
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	
5. 事業の説明	15
(1) 財源構造	
(2) 事業説明（付：各事業の財務データ）	

〈詳細資料〉

第2期中期目標の序文等

I 提供サービス・業務の質向上に関する措置

1 国語の記録・保存及び実態把握，国語施策への貢献等

(1) 基幹的な調査研究の実施

① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

1. 現代日本語書き言葉コーパスの構築等 20

② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」

2. 国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究 27

③ 研究成果の活用による日本語像の提案

3. 研究成果の活用による日本語像の提案 32

(2) 喫緊の課題に対応した調査研究の実施

4. 文化審議会の審議課題に関する調査研究 37

2 日本語教育に関する情報の提供

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

5. 日本語教育情報資料の作成・提供 41

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

6. 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及 4 7

3 情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

7. 調査研究成果の公表 5 3
8. 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施 5 6

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

9. 情報・データの収集・作成 6 1
10. 情報の集積・提供システムの整備・改善 6 6

4 内外関係機関との連携協力

11. 研究者の受入及び派遣等 6 9
12. 国際シンポジウムの開催 7 0
13. 連携大学院への参画 7 1

II 業務運営の効率化措置等

14. 業務運営の効率化措置 7 7
15. 予算・資金計画・収支計画 8 4
16. 整理合理化計画への対応 8 6

科学研究費補助金による研究の実施状況 8 9

〈添付資料〉

独立行政法人通則法	109
独立行政法人国立国語研究所法	131
独立行政法人国立国語研究所に関する省令	140
独立行政法人に係る改革を推進するための 文部科学省関係法律の整備等に関する法律（抄）	144
〔衆議院〕 附帯決議	149
〔参議院〕 附帯決議	150
独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に 関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	151
国立大学法人法施行規則（抄）	152
独立行政法人国立国語研究所業務方法書	153
独立行政法人国立国語研究所の中期目標（平成18年度～22年度）	155
独立行政法人国立国語研究所の中期計画（平成18年度～22年度）	159
平成21年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画	170
役職員・建物・土地	178

〈基本資料〉

1. 国民の皆様へ

(1) はじめに

国語研究所は、昭和23年に設立され、国語及び国民の言語生活、外国人への日本語教育に関する科学的調査研究を行い、その成果を基盤として国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興に寄与することを目的とした活動を継続しています。平成18年度から、国語研究所は独立行政法人として、第2期中期目標（中期計画）期間に入りました。

今期中期計画は、平成17年度末に中期目標期間が終了する法人に対する総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の指摘、また勧告の方向性を踏まえた文部科学大臣の見直し案の決定を受け、将来の国語研究所の姿を模索し、見直しを具体化するために策定したものです。

この過程で、国語研究所の責務が、国民の言語生活の向上と外国人への日本語教育の振興に寄与することにあると改めて確認いたしました。そして、そのための確かな基盤とすべき科学的な調査研究の成果を継続して蓄積し、発信することを目指した新中期計画を立て、平成18年4月から着手しました。

平成21年度は、今期中期計画期間の第4年次に当たります。後述のとおり、中期計画に掲げた各種の研究・事業及び運営管理について、それぞれの計画目標を達成することを目指して着実に推進しました。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月閣議決定）、「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」（平成21年3月31日公布）に基づき、平成21年10月1日に大学共同利用機関法人人間文化研究機構に移管（以下「法人移管」という。）されることとなったため、円滑に対応できるよう管理面及び研究面から準備を進め、計画に沿って移管を実現しました。

(2) 研究・事業

① 国語の調査研究

国語の調査研究は、中期目標・中期計画に示されるとおり、国語の記録・保存及び実態把握を確実に行うとともに、それに基づいて国語の問題点や課題等を明らかにし、関連する具体的な提案等を行うほか、国語政策の企画立案や文化審議会の審議に資する基礎資料を提供することを目的としています。そのため、今期の計画では、中・長期的な視野に立って実施する「基幹的な調査研究」として3件、その時々々の短期的な課題を対象とする「喫緊の課題に対応した調査研究」として2件、合わせて5件の課題を実施することとしました。

具体的には、「基幹的な調査研究」では、研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」及び研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」の2件を実施し、それを踏まえて「研究成果の活用による日本語像の提案」に向けた研究を行っています。また、「喫緊の課題に対応した調査研究」では、「文化審議会の審議課題に関する調査研究」及び「電子政府のための調査研究」

の2件を行っています。中期計画第4年次に当たる本年度(上半期のみ)の各課題の実施状況は、概略以下のとおりです。なお、「電子政府のための調査研究」は予定どおり平成20年度で終了しています。

【基幹的な調査研究】

ア 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

国語を確実に記録・保存すると同時に、今後の日本語研究の重要な基盤となる、大規模かつ高精度なデータベース(『現代日本語書き言葉均衡コーパス』)の開発・構築を行っています。時期を同じくして採択された文部科学省科学研究費特定領域研究「日本語コーパス」(平成18年度～22年度の5年計画)との相互補完的な関係の中で、より一層充実した大規模データベースを構築すべく事業を推進しています。

本年度も、前年度に引き続き、策定した全体計画に基づいて、収録するテキストのサンプリング(8,500万語)と電子化(8,000万語)、形態素解析システムの整備拡充(解析可能な語彙項目16万語)など、具体的な構築の各段階における作業を順調に進めました。また、データ公開に必要な法人・個人との著作権処理の交渉を進め、許諾件数を順調に伸ばしました(サンプルの約45%)。一方、当該データベースを活用するための研究、及びインターネットを通じたデータ提供を行うための研究も進め、前年度までにホームページで全文検索の試験公開を行っている約4,000万語の拡充作業を行いました。また、コーパス構築に関する基本情報をまとめた「内部報告書」(前年度までに10冊作成)の作成を進め、本年度は1冊刊行しました。

イ 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」

国語の実態把握を多面的に行うために、次の3つの小課題に分けて実施しています。

(ア)「敬語・敬意表現に関する経年調査」については、愛知県岡崎市における敬語使用の実態と変化の模様を、ほぼ20年間隔で経年的に明らかにすることを目的とした第3次の調査を企画しました。外部資金として文部科学省科学研究費補助金・基盤研究(A)の交付も受け、約400人の住民を対象として前年度に実施した面接調査の結果を分析するとともに、研究成果の一部について現地報告会を開催しました。

(イ)「全国規模の「ことば」情報の収集・分析」については、前年度に引き続き、各地の中核的研究者から構成される全国方言調査委員会を開催し、今後の臨地調査に向けて内容・方法の具体的な検討を進めるとともに、過去の調査対象項目の網羅的なデータベース化により、調査項目選定の基盤作りをしました。

(ウ)「中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査」については、前年度に全国住民920人を対象に実施した言語生活項目を中心とする面接調査のデータ分析を進めました。

ウ 研究成果の活用による日本語像の提案

前年度までに、医療の分野を対象として『病院の言葉』を分かりやすくする提案」

を行っています。本年度は、この提案に関連して作成した様々な基礎資料の学術的な再分析を進めるとともに、引き続き学会・論文、マスコミ、医療系のメディア、講演など、多様な媒体による成果普及に努めました。

【喫緊の課題に対応する調査研究】

ア 文化審議会の審議課題に関する調査研究

文化審議会国語分科会漢字小委員会で審議中の「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料を作成・提供しています。本年度の前半も、引き続き漢字小委員会の傍聴を継続し、審議動向の把握に努めました。審議は既に答申の取りまとめ段階に入っているため、新たな資料提供は行っていません。また、既に審議された「国語力」については、前年度までの研究成果の取りまとめを行い、報告書1冊を作成しました。

イ 電子政府のための調査研究

この課題は、平成20年度をもって予定どおり終了しています。

② 日本語教育の調査研究

現代日本社会には、政令指定都市4つ分程度に匹敵する人数の外国人が在住、定住しています。これまで日本社会が経験したことがない多文化の集団社会が存在し、日本語母語話者と非母語話者との間で様々なコミュニケーションが行われており、そこには様々な課題が見られます。そこで、第2期中期計画では、日本語教育基盤情報センターとして、「生活言語としての日本語」を教育・学習するために必要な日本語教育情報資料の作成・提供を目標としました。

この目標を達成するために、「日本語教育情報資料の作成・提供」と「日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及」の2つを大きな柱として研究開発活動を進めてきました。前者については、具体的には(ア)学習項目一覧と段階的目標基準の開発、(イ)日本語学習のための用例用法辞書の開発、(ウ)学習目的別の日本語能力評価基準の開発、の3つのアプローチから、日本語の使用実態を踏まえ、研究を進めてきました。後者については、(エ)日本語教育や日本語学習に必要な情報が付加された様々な日本語データによる日本語教育データベースの構築、(オ)電子媒体、印刷媒体、セミナー等を通じての成果普及、の2つのアプローチから、活動を行ってきました。

その後、独立行政法人国立国語研究所が平成21年9月末に移管されることになりました。そのため、「日本語教育情報資料の作成・提供」と「日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及」のいずれも、22年度までの第2期中期計画を変更し、法人移管までの3年半の研究成果をまとめることになりました。そこで、平成21年度上半期は、これまでに得られた研究成果や知見をまとめ、関係機関への資料提供、報告書の刊行と配布、学会等での発表、国立国語研究所のWebサイト「日本語教育ネットワーク」からの発信、成果普及セミナーや研究会の開催などを行い、その普及と活用の促進に努めました。

(3) 情報の発信

国語研究所の調査研究の成果、日本語・日本語研究や日本語教育に関する資料・情報、研究活動・研究成果の普及資料等を効果的かつ効率的に情報発信するため、刊行物、インターネット、催しなどのさまざまな手段を適切に利用し、情報発信に努めました。

調査研究成果の公表に関しては、引き続き所員の研究発表活動の一層の活性化を奨励するとともに、日本語研究の発展に寄与することを目的とした査読付き論文誌『日本語科学』を編集刊行するなどして、成果公表に努めました。

また、研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、異なった特徴を持つ普及・広報媒体を複合的・総合的に活用しました。また、一般向け講演会「ことば」フォーラムについては、第1回～第35回の配布資料、当日記録、開催報告等のホームページへの掲載を完了しました。

発信情報の充実のために、日本語・日本語研究や日本語教育に関する情報・資料の収集・整理を継続しました。研究文献、研究情報の収集、整理を実施し、日本語、日本語教育の研究に関する目録情報、蔵書目録、日本語の状況に関する新聞記事目録等の作成、公開、『国語年鑑2009年版』（電子版）の公開、研究所蓄積資料の整備、研究報告及び研究資料の電子化と公開等を推進しました。「日本語情報資料館」のサイトでは、コンテンツの充実を図りつつ、管理・運用を継続しました。また、情報提供システムの改善・強化を図るため、平成20年度に行った、有識者10名を対象にしたインタビュー形式による満足度調査によって得られた意見を反映させ、システムのホームページの改善と電子化資料の管理、検索システムの更新を実施しました。さらに、管理・検索システムとしては、平成20年度に導入した電子化資料の管理で有力なソフト（DSpace）を活用するなど、内容の充実やシステムの改善に向けての取り組みを着実に実施しました。

なお、国語研究所の移管に伴い、平成21年度の事業を半年間で実施することとなったため、公開研究発表会、「ことば」フォーラム及び『日本語教育論集』の刊行は年度計画に入れないこととしました。また、独立行政法人整理合理化計画で指摘のあった電話対応業務や図書館の一般公開に関する事業は平成20年度限りで廃止しました。

(4) 内外関係機関との連携協力

国語研究所は、国内・海外の研究機関や研究者との研究交流や事業協力を行うことを重視しています。平成21年度は、海外の研究者の招へいや研究員の海外の機関や学会への派遣、博報日本語海外研究者招へいプログラムによる海外の研究者の受入れなどに積極的に取り組みました。しかし、半年間の年度計画であったため、学術交流協定に基づく韓国の国立国語院、中国の北京日本学研究中心及び華東師範大学との学術交流は実施しませんでした。

一方、政策研究大学院大学や一橋大学との連携大学院プログラムには引き続き参画し、日本語教育や日本語研究等において指導的役割を果たす人材を養成しています。

(5) 管理・運営

国語研究所は、第2期中期計画に掲げた具体的な研究事業の効率的・効果的な遂行を目的として、平成18年度において研究組織を第1期中期計画中の3部門6領域から2部門1センター11グループに再編し、柔軟かつ機動的な研究活動を実施し得る体制に刷新しました。本年度もこの体制により業務運営を進めました。

また、所長、理事はじめ幹部職員から構成される運営会議を引き続き国語研究所運営の中心機関として位置付け、併せて各種委員会・部会等の必要な見直しを行うとともに、本年度は特に内部統制の充実を図るため、平成20年度に設置した監査室による監査の実施、「競争的資金等の取扱いに関する規程」に基づく内部監査の実施などを行いました。

さらに、研究に必要な外部資金の導入に努め、科学研究費補助金、委託事業、著作権使用料等で得られた額は1億5,062万円となりました。

(6) 独立行政法人整理合理化計画への対応

「独立行政法人整理合理化計画」において、国語研究所に関しては、「組織の見直し」として「大学共同利用機関法人へ移管する」ことが決定されたほか、「事務及び事業の見直し」としてもいくつかの事業について平成20年度までに廃止または見直しの検討を行うこととされました。このため、国語研究所に関して指摘のあった「事務及び事業の見直し」及び「組織の見直し」については、閣議決定の趣旨に沿って鋭意検討し、平成20年度までに廃止または見直しの検討及び必要な対応を行いました。平成21年度は、前年度の検討を踏まえ、引き続き対応を進めました。(p. 86 事業項目16を参照)

また、「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」が平成21年3月31日に公布され、独立行政法人国立国語研究所は、平成21年10月1日をもって、法人移管され、人間文化研究機構が設置する大学共同利用機関の1つとなることとなりました。法人移管の時期が10月1日とすることが決定されたことから、第2期中期目標期間が当初の5年から3年6か月に短縮されることとなりました。このため、各研究・事業について平成21年9月30日までに一定の成果が得られるよう、事業内容や実施スケジュールなど見直しを行い、さらに、スムーズな移管ができるよう管理面及び研究面から準備を進めました。(p. 86 事業項目16を参照)。

2. 基本情報

(1) 研究所の概要

① 目的

独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。

(独立行政法人国立国語研究所法第3条)

② 業務の内容

研究所は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 三 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(独立行政法人国立国語研究所法第12条)

③ 沿革

昭和23年12月	国立国語研究所が発足し、研究所庁舎として明治神宮聖徳記念絵画館の一部を借用
昭和29年10月	東京都千代田区神田一ツ橋の一橋大学所有の建物を借用し、移転
昭和37年4月	東京都北区西が丘（旧北区稲付西山町）に移転
昭和43年6月	文化庁設置とともに、国立国語研究所は文化庁附属機関となる
昭和49年3月	『日本言語地図』全6巻完成
昭和51年1月	高速漢字プリンター完成
昭和51年10月	日本語教育センター設置
昭和54年3月	皇太子殿下御視察
平成元年6月	『方言文法全国地図』刊行開始
平成6年1月	第1回国際シンポジウム開催
平成6年4月	「国際社会における日本語についての総合的研究」開始
平成11年11月	第1回「ことば」フォーラム開催
平成13年4月	独立行政法人国立国語研究所発足（管理部及び3研究部門）
平成13年10月	政策研究大学院大学、国際交流基金日本語国際センターとの連携による大学院教育開始
平成14年10月	中国・北京日本学研究中心と学術交流合意締結

平成15年4月	第1回「外来語」言い換え提案発表
平成15年10月	韓国・国立国語研究院（現・国立国語院）と学術交流合意締結
平成16年5月	『日本語話し言葉コーパス』公開
平成17年1月	中国・華東師範大学と学術交流合意締結
平成17年2月	東京都立川市緑町に移転
平成17年4月	一橋大学との連携による大学院教育開始
平成18年4月	日本語教育部門を日本語教育基盤情報センターに改編
平成21年3月	「病院の言葉」を分かりやすくする提案発表

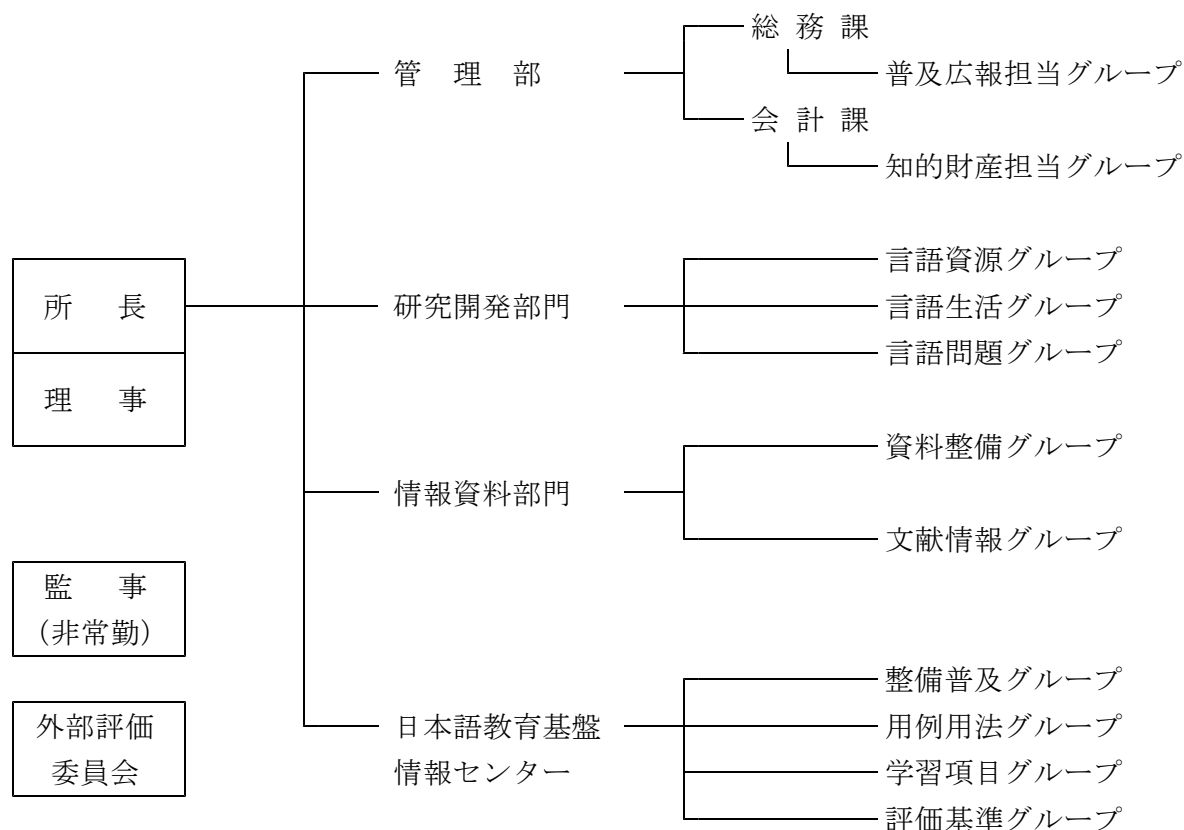
④ 設立の根拠となる法律名

独立行政法人国立国語研究所法（平成11年12月22日法律第171号）

⑤ 主務大臣

文部科学大臣

⑥ 組 織 図



(2) 研究所の所在地

〒190-8561 東京都立川市緑町10-2

電話 042-540-4300

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,615	0	0	10,615
資本金合計	10,615	0	0	10,615

(4) 役員の状況

役 職	氏 名	任 期	経 歴
所 長	杉戸 清樹	平成17年4月1日 ～21年3月31日 平成21年4月1日 ～21年9月30日	昭和50年4月 国立国語研究所採用 平成17年3月 独立行政法人国立国語研究所 日本語教育部門長退職 平成17年4月 独立行政法人国立国語研究所長 平成21年9月 独立行政法人国立国語研究所長退職
理 事	徳重 眞光	平成19年10月1日 ～21年4月30日 平成21年5月1日 ～21年9月30日	昭和52年4月 文部省採用 平成17年4月 国立大学法人東北大学理事 平成19年10月 文部科学省大臣官房付退職 (役員出向) 平成21年9月 独立行政法人国立国語研究所理事退職

(5) 常勤職員の状況（平成21年9月30日現在）

常勤職員は52人（前年度（平成21年1月1日）比5人減少，8.7%減）であり，平均年齢は45歳（前年45歳）となっている。このうち，国立大学法人等からの出向者は8人（民間機関からは無し）である。

3. 財務諸表（要約）

① 貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	341	未払金	159
その他	8	その他	107
固定資産		固定負債	
有形固定資産	9,779	資産見返負債	44
その他	1	その他	2
		負債合計	312
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	10,615
		資本剰余金	-885
		利益剰余金	87
		純資産合計	9,817
資産合計	10,129	負債純資産合計	10,129

② 損益計算書

（単位：百万円）

	金額
経常費用 (A)	618
業務費	
人件費	263
減価償却費	6
その他	145
一般管理費	
人件費	140
減価償却費	4
その他	60
財務費用	
支払利息	0
経常収益 (B)	685
運営費交付金収益	655
その他	31
当期総利益 (B-A)	67

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	10
研究業務及び一般管理支出	-201
人件費支出	-382
運営費交付金収入	510
その他収入・支出	84
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	-9
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	-5
IV 資金増加額 (または減少額) (D=A+B+C)	-3
V 資金期首残高 (E)	344
VI 資金期末残高 (F=E+D)	341

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	600
損益計算書上の費用	618
(控除) 自己収入等	-18
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	94
III 引当外賞与見積額	6
IV 引当外退職給付増加見積額	21
V 機会費用	63
VI 行政サービス実施コスト	784

(参考) 財務諸表の科目の説明 (主なもの)

① 貸借対照表

現金及び預金：現金，預金

有形固定資産：土地，建物，工具，器具及び備品など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

未払金：当期に要した人件費，業務費のうち支払が翌期に行われるもの

政府出資金：国からの出資金であり，独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業 務 費：独立行政法人の業務に要した費用

人 件 費：給与，賞与，法定福利費等，独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

財 務 費 用：ファイナンス・リースによる利息の支払

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し，受託収入，業務収入，研究業務及び一般管理支出，人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し，固定資産の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：ファイナンス・リースに係るリース債務の返済が該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業 務 費 用：独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち，独立行政法人の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額：償却資産のうち，その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが，累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額

機 会 費 用：政府出資に国債の利回りを勘案した利率を乗じて算定した金額

4. 財務情報

（1）財務諸表の概況

① 主要な財務データの経年比較・分析

（経常費用）

平成21年度の経常費用は618百万円となった。

（経常収益）

平成21年度の経常収益は685百万円となった。

（当期総利益）

平成21年度の当期総利益は67百万円となった

（資産）

平成21年度9月末現在の資産合計は10,129百万円となった。

(負債)

平成21年度9月末現在の負債合計は312百万円となった。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成21年度の業務活動によるキャッシュ・フローは10百万円となった。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成21年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△9百万円となった。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成21年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△5百万円となった。

表1 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
経常経費	1,218	1,146	1,110	1,144	618
経常収益	1,218	1,151	1,116	1,154	685
当期総利益	0	5	5	10	67
資産	10,697	10,504	10,384	10,233	10,129
負債	293	299	361	390	312
利益剰余金	16	5	10	20	87
業務活動によるキャッシュ・フロー	16	58	106	68	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	-13	-20	-1	-2	-9
財務活動によるキャッシュ・フロー	-6	-8	-8	-9	-5
資金期末残高	160	190	287	344	341

(注1) 当研究所の立川市移転に伴い平成17年1月5日に土地、建物等の国有財産の現物出資を受けている。

(注2) 平成18年度(第2期中期計画)から運営費交付金の収益認識基準を費用進行基準に改めた。

② セグメント事業損益の経年比較・分析

表2 事業損益の経年比較(区分経理によるセグメント情報)

(単位：百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
調査研究事業	12	-2	0	0	1
日本語情報資料収集事業	-8	9	0	0	-1
研修事業	-4				
国際研究協力事業	-3				
法人共通	4	-2	5	9	67
合計	1	5	5	9	67

(注) 平成18年度(第2期中期計画)から運営費交付金の収益認識基準を費用進行基準に改めた。

③ セグメント総資産の経年比較・分析

表3 総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
調査研究事業	39	8,559	8,392	8,229	8,149
日本語情報資料収集事業	22	1,097	1,068	1,044	1,029
研修事業	2				
国際研究協力事業	1				
法人共通	10,633	848	923	960	950
合計	10,697	10,504	10,384	10,233	10,129

（注）平成17年度に比べて平成18年度の調査研究事業及び日本語情報資料収集事業が増加し，法人共通が減少しているのは，面積比による配賦計算を始めたためである。

④ 目的積立金の申請，取崩内容等

該当事項はない。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析

表4 行政サービス実施コスト計算書の経年比較

（単位：百万円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
業務費用	1,179	1,094	1,053	1,093	600
うち損益計算書上の費用	1,223	1,147	1,111	1,145	618
うち自己収入	-44	-52	-58	-53	-18
損益外減価償却累計額	188	188	188	188	94
損益外減損損失相当額	0	1	0	0	0
引当外賞与見積額	0	0	4	-4	6
引当外退職給付増加見積額	38	1	-50	-14	21
機会費用	186	170	129	133	63
（控除）法人税及び国庫納付金	0	0	0	0	0
行政サービス実施コスト	1,591	1,454	1,324	1,396	784

（2）施設等投資の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

該当事項はない。

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当事項はない。

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当事項はない。

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	1,174	1,174	1,095	1,095	1,129	1,129	1,111	1,111	510	510	
受託収入	30	29	20	37	0	49	0	41	0	13	
著作権使用料・ 施設等使用料等	7	11	9	10	9	17	9	25	5	20	
計	1,211	1,214	1,124	1,142	1,138	1,195	1,120	1,177	514	542	
支出											
事業経費	408	418	472	423	462	354	456	371	105	196	資料収集・整理等の増加
受託事業費	30	29	20	31	0	49	0	41	0	13	
一般管理費	168	189	59	112	57	101	56	103	22	78	光熱水費等の増加
人件費	605	577	573	580	619	593	608	627	387	336	退職手当の減少
計	1,211	1,213	1,124	1,146	1,138	1,097	1,120	1,142	514	623	

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

- ① 人件費においては、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費（退職手当及び福利厚生経費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。）の5%以上を削減する。
- ② 人件費以外においては、当中期目標期間終了年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上を削減することを目標としている。この目標を達成するため、下記の措置を講じているところである。
- ・ 業務運営を効率化のため一般競争入札による外部委託を推進
 - ・ 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進

5. 事業の説明

(1) 財源の構造

当法人の経常収益は685百万円で、その主な内訳は、運営費交付金収益655百万円（経常収益の95.5%）、業務収入12百万円（経常収益の1.7%）、受託収入13百万円（経常収益の1.9%）となっている。

(2) 事業説明（付：各事業の財務データ）

次ページ以降に、〈詳細資料〉として、各事業の平成21年度の実施状況、成果等を示す。

その際、各事業の実施根拠となっている第2期中期目標（二重線枠）、同中期計画（太線枠）、平成21年度計画（細線枠）をそれぞれの事業に対応させて引用している。

また、各事業の決算額等を「事業費」としている。

〈詳細資料〉

【5（2）事業説明】

第2期中期目標の序文等

[凡例]

二重線枠：第2期中期目標の文言

太線枠：第2期中期計画の文言

細線枠：平成21年度計画の文言

〔中期目標〕

(序文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

(前文)

国語及び国民の言語生活等に関する調査及び研究はそれ自体重要な価値を有するものであるとともに、国語施策の立案、国語教育、外国人に対する日本語教育の基礎として重要であり、一層の振興を図る必要がある。

このため、研究所は、我が国唯一の国立の国語研究機関であることを踏まえ、国語研究の国語政策との連結や国語研究の研究成果等を基盤とした日本語教育研究等の事業展開に配意しつつ、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究等を実施することを通じて、我が国の国語の改善及び国民の言語生活の向上並びに外国人に対する日本語教育の振興を図る上での基盤を支える中心的な役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

〔中期計画〕

(序文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

〔年度計画〕

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、平成18年4月1日付け18庁文第6号で認可を受けた独立行政法人国立国語研究所中期計画に基づき、平成21年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

なお、独立行政法人国立国語研究所は、平成21年10月1日に大学共同利用機関法

人人間文化研究機構へ移管されるため、本年度計画は平成21年9月までのものである。

〔中期目標〕

中期目標の期間

研究所が行う業務、特に科学的な調査及び研究については、客観的な手法で広範囲に収集された大規模なデータを多面的に分析することが必要であり、その成果を得るまでには長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

I 提供サービス・業務の質向上に関する措置

〔中期目標〕

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 国語の記録・保存及び実態把握、国語政策への貢献等

〔中期目標〕

1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献

急激に進展する国際化、情報化など国語をとりまく社会状況の変化は、国民の言語生活に少なからぬ影響を与えている。研究所においては、このような現状を踏まえ、調査研究の柱となる基幹的調査研究を、中・長期的な視野に立って定期的かつ継続的に実施するとともに、その時々々の短期的な課題について喫緊課題対応型調査研究を実施し、その成果を文化庁における国語政策の企画立案資料及び文化審議会における国語政策の審議に資する資料として提供すること。

(1) 基幹的な調査研究の実施

〔中期目標〕

(1) 基幹的調査研究は、時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにすることを目的として、次の調

査研究を実施すること。なお、この調査研究の成果は、文化庁における国語政策の企画立案に資する基礎資料として提出すること。

〔中期計画〕

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにするため、次のとおり研究課題を設定・実施するとともに、その成果の活用に取り組む。

〔年度計画〕

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにするため、次のとおり研究課題を設定・実施するとともに、その成果の活用に取り組む。

① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

〔中期目標〕

- ① 言葉としての国語そのものについての実態把握を効果的かつ効率的に行うため、既存の複数のデータベースを取り込みつつ、現代の書き言葉を対象とした大規模汎用データベースを構築すること。

〔中期計画〕

- ① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」を実施し、次の3点に関して成果を得る。
 - ア 過去30年の新聞、雑誌、書籍等から得たデータを基に、国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し、既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベースを構築する。
 - イ 当該データベースを、国語政策の企画立案のための基礎資料の作成、自然言語処理、辞書編集、国語教育、日本語教育に係る教材の作成などに実際に活用するための研究を行う。
 - ウ 一般国民や産業界、大学等に対し、インターネットを通じたデータ提供を行うため、その方法を開発し、これを実現する。

〔年度計画〕

① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」について、次のことを実施する。

ア. 過去30年の新聞、雑誌、書籍等から得たデータを基に、国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し、既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベース構築を目指すため、全体計画に基づき、データベースに収録するテキストのサンプリング、著作権処理、電子化など、具体的な構築の各段階における作業を継続する。

イ. 当該データベースを実際的に活用するための準備的な研究、及びインターネットを通じたデータ提供を行うための基礎的な研究を進める。また、公開可能となったサンプルの試験的公開の規模を拡大する。

1. 現代日本語書き言葉コーパスの構築等

【事業概要】

本研究の目的は、これからの日本語研究において重要な研究基盤となる、大規模かつ高精度なデータベース（書き言葉均衡コーパス）を開発・構築することである。

本プロジェクトは、文部科学省科学研究費特定領域研究「代表性を有する大規模日本語書き言葉コーパスの構築：21世紀の日本語研究の基盤整備」（平成18-22年度、領域代表者：前川喜久雄）と緊密な連携のもとに行うもので、両者は相互補完的な関係にある（特定領域研究については、p. 93を参照）。

本コーパスは、現代日本語の書き言葉を対象とした初めての本格的なコーパスであり、統計的な考え方に基づいて設計する“均衡コーパス”である。また、本コーパスは日本社会にとって多方面での活用が確実な知的資源としての価値を有する。具体的には、新聞、雑誌、書籍等から書き言葉のサンプルをバランスよく収集し、言語研究用の情報を付与して高度な検索ができるデータを作成する。データは、著作権処理を施し、インターネット上で公開する。併せて、本コーパスを実際に活用するための調査研究や構築に必要なデータ整備を進め、コーパスを使った日本語研究の基礎を確立する。

本コーパスの完成により、日本語研究は新たな段階を迎える。すなわち、英語や中国語などと比べて立ち遅れていた日本語のコーパス整備状況が大幅に改善され、正確な実態把握や定量的分析に基づく客観的な方法がより一般化し、日本語研究の活性化が図られる。社会的には、国語政策の企画立案のための基礎資料の作成、国語教育、日本語教育に係る教材の作成、国語辞典編集の効率化、言語情報処理の精度向上など幅広い分野での貢献が期待できる。

本コーパスの開発期間は5年間で、目標とする収録語数は1億語（運営費交付金により約5,000万語、外部資金により約5,000万語）以上である。

〔事業費〕運営費交付金：49,873千円

(人件費 20,833千円, 旅費交通費 185千円, 物件費 28,592千円,
刊行費 263千円)

文部科学省科学研究費補助金特定領域研究(平成21年度全体): 29,300千円
(予定)(人件費22,457千円, 旅費交通費500千円, 物件費668千円,
その他5,675千円)

※事業費は21年度決算額で, 百円の単位を四捨五入した。(以下の事業についても同じ。)

【担当組織】(*は, 特定領域研究による雇用者を表す)

責任者: 前川喜久雄

担当者: 山崎誠(副責任者), 田中牧郎, 丸山岳彦, 柏野和佳子, 小沼悦, 山口昌也,
高田智和, 小椋秀樹, 小磯花絵, 小木曾智信, 齋藤達哉

特別奨励研究員: 佐野大樹, 間淵洋子, 富士池優美

*近藤明日子(7月1日より運営費交付金で雇用)

研究補佐員: 秋元祐哉, 田中弥生, 大矢内夢子, *阿左美厚子, *大石有香, *神野博子,
*舞木右, 西部みちる, *大島一, 小林正行, 宮内佐夜香, 竹内ゆかり,
*渡部涼子, *小川志乃, *小西光

非常勤研究員: 原裕, 藤本雅子

派遣社員: 稲益佐知子, 中村壮範, 杉田英之(6月25日まで), *信行久美

所外協力者: 宮島達夫(国語研究所名誉所員), ソ・サンギョ(韓国・延世大学),
黄居仁(台湾・中央研究院), マルコ・バローニ(イタリア・トレント大学)

【調査及び研究の進捗状況】

○ 大規模データベースの構築

(1) 構築作業について

以下の図1に沿って順次構築状況を説明する。

生産実態(出版)サブコーパス 約3,500万語 書籍, 雑誌, 新聞 平成13~平成17年	流通実態(図書館)サブコーパス 約3,000万語 書籍 昭和61~平成17年
非母集団(特定目的)サブコーパス 約3,500万語 白書, 法律, 国会会議録, 検定教科書, ベストセラー 広報紙, Webデータ(Yahoo!知恵袋, Yahoo!ブログ), 韻文 対象期間はさまざま(最長30年)	

図1 現代日本語書き言葉均衡コーパスの全体構成

① 生産実態サブコーパス及び流通実態サブコーパス

書籍: 生産実態及び流通実態合わせて1,400サンプルのサンプリングを行い, それと

並行して電子化（文字入力）を行った。入力したサンプルに対するタグ付けは、昨年度入力分約1,600サンプルを含む約3,000サンプルに対して行った。平成21年9月末現在作成したサンプル数は、生産実態サブコーパスで10,509サンプル、流通実態サブコーパスで10,995サンプルであり、必要サンプル数に対する割合はそれぞれ約83%、約87%である。

雑誌：650サンプルのサンプリングを行い、昨年度分150サンプルを含む500サンプルを電子化（文字入力）、約150サンプルのタグ付けを終了した。これまでに作成した雑誌のサンプルは1,700であり、必要サンプル数の約62%に当たる。

新聞：全国紙、ブロック紙、地方紙より100サンプルのサンプリングを行い、昨年度分200サンプルと合わせて300サンプルの電子化（文字入力）を終了した。また、約140サンプルのタグ付けを行った。これまでに作成した新聞のサンプルは1,340であり、必要サンプル数の約80%に当たる。

② 非母集団（特定目的）サブコーパス

- ・ヤフー株式会社より今年度提供を受けた約210万件のブログ記事データからその約2%に当たる約41,500記事（約920万語）をランダムに抽出し、秘匿すべき個人情報、誹謗中傷などの有害情報、非現代日本語や顔文字等コーパスに収録するに当たって問題となる箇所を外注によりチェックし、これらの情報に関するマニュアル化を進めた。
- ・韻文（俳句、短歌、詩）のサンプリングを実施した。
- ・昨年度入力した広報紙のサンプルに対してBCCWJの仕様に合わせたタグ付けを行っている。
- ・シナリオデータの会話部分及び場面構成に関するタグ付けを外注で行った。

③ 解析用辞書UniDicの整備拡充

構築中のデータの解析結果から未登録語を採録し、年度当初の語彙素数147,464・書字形214,283に対して、語彙素数161,388・書字形243,668に増補した。なお、平成21年7月にUniDic-1.3.12を公開した。

④ コアデータの設計と構築

機械学習用に精度の高い解析を行うコアデータについては、既に作成済みの白書、新聞、書籍、Webデータ（Yahoo!知恵袋）の4ジャンルについて固定長・可変長を統合したXML版のサンプルを特定領域研究内に公開した。また、新たに雑誌20万語のコアデータの作成に着手し、ほぼサンプルの選定を終えた。また、コアデータのうち、長単位解析用の学習データ28万語（白書、新聞、書籍）の整備を終えた。

（2）著作権処理について

平成21年9月末現在の著作権処理の状況は以下のとおりである。

① 書籍

書籍（生産実態＋流通実態＋ベストセラー）の処理対象サンプル数23,200に対し、著作権者へ連絡済みのものが18,559サンプル、そのうち許諾が得られたものが12,694サンプルである。連絡が取れた場合を母数とした許諾率は約68%である。

② 雑誌

処理対象サンプル数1,500のうち著作権者に連絡済みのものが534サンプル、連絡済み

サンプルのうち許諾は314サンプルである。

③ 新聞

処理対象サンプル数1,340サンプルのうち、著作権者へ連絡済みが926サンプル、連絡済みサンプルのうち許諾は915サンプルである。

④ その他

非母集団サブコーパスに含まれる韻文の著作権処理については、対象作品378件のうち258件について許諾が得られた。

(3) データ公開

① モニター公開

昨年度に引き続き平成21年7月に著作権処理の済んだサンプル約4,500万語を研究利用に限定して公開した。対象は大学や研究機関等に所属を持つ研究者である。平成21年9月末現在、364人の申し込みがあった。このうち約4分の3に当たる266人は昨年度からの継続利用者である。

② 特定領域研究内公開

平成21年9月に特定領域研究「日本語コーパス」に参加している研究者に構築中の約8,200万語のデータを公開した。また、それに合わせてWeb版コーパス検索ツール「中納言」を領域関係者へ公開した。

○ データベースの活用に関する調査研究

コーパスが構築途上であるため、本格的な活用は先のことになるが、今年度は、次の3項目について実施した。

(1) 『日本語話し言葉コーパス (CSJ)』を使った研究

具体的成果は、次項目「成果報告書等の作成状況」を参照のこと。

(2) 特定領域研究におけるコーパスを活用するための研究

コーパスを評価する5つの研究班がそれぞれコーパスの活用を前提にした調査研究を行っている（具体的には93ページを参照）。特に、言語政策班では、国語政策及び国語教に役立つ語彙表・漢字表のコーパスに基づく作成、常用漢字表・人名漢字表等の在り方に関する調査研究等を進めている。

○ データ提供法の開発

平成19年3月に開設した全文検索のデモ（試験公開）を行うホームページに加え、対象が限定されるが、Web上でアクセスするコーパス検索ツール「中納言」を開発し、平成21年9月に公開した。「中納言」では、文字列検索のほか短単位による検索も可能である。また、前後に共起する要素として語彙素、書字形、品詞などUniDicの情報を利用した複雑な検索ができる。検索結果はダウンロードして、利用者のパソコンに取り込むことができる。

特定領域研究においては、係り受け情報や語義タグ等により高度な検索を可能にする支援システムの開発を行っている。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 成果報告書

以下の内部報告書1冊を刊行した。

- ・「JIS X 0213:2004運用の検証」(高田智和, 小林正行, 間淵洋子, 大島一, 西部みちる, 山口昌也)

(2) 論文

① 査読付き論文

- ・田中弥生「インターネットの知識検索サービスにおける談話構造の諸相—Yahoo!知恵袋の情報要求モデルの検討—」, ことばと人間, 7, pp. 57-69, 2009年3月
- ・佐野大樹「「話し言葉らしさ・書き言葉らしさ」の計測—語彙密度の日本語への適用性の検証—」, 機能言語学研究, 5, pp.89-102, 2009年6月

② 論文集掲載論文

- ・Kikuo Maekawa. "Analysis of Language Variation Using a Large-Scale Corpus of Spontaneous Speech." In Shu-Chuan Tseng (ed) Linguistic Patterns in Spontaneous Speech (Language and Linguistic Monograph Series A25), Institute of Linguistics, Academia Sinica, Taipei, pp. 27-50, 2009:04.

③ 招待寄稿

- ・前川喜久雄「日本語学習者音声研究の課題」, 日本語教育, 142, pp. 4-13, 2009年7月
- ・前川喜久雄「代表性を有する大規模日本語書き言葉コーパスの構築」, 人工知能学会誌, 24(5), pp. 616-622, 2009年9月
- ・山崎誠「代表性を有する現代日本語書籍コーパスの構築」, 人工知能学会誌, 24(5), pp. 623-631, 2009年9月
- ・田中牧郎「言語政策に役立つ, コーパスを用いた語彙表・漢字表などの作成と活用」人工知能学会誌, 24(5), pp. 665-672, 2009年9月

(3) 学会発表(口頭発表, ポスター発表), 講演

- ・近藤明日子・小木曾智信「形態素解析を用いた近代文語と現代語の語彙の比較」, 日本語学会, 予稿集p. 200, 2009年5月31日, 武庫川女子大学
- ・宮内佐夜香・小木曾智信・小椋秀樹・小磯花絵「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』に現れる接続表現形式のジャンル別比較」, 日本語学会, 予稿集p. 198, 2009年5月31日, 武庫川女子大学
- ・前川喜久雄「終わりの始まりにあたって」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成21年度全体会議, 予稿集pp. 1-2. 2009年9月5日, 国語研究所
- ・山崎誠, 小椋秀樹, 小沼悦, 柏野和佳子, 佐野大樹, 高田智和, 間淵洋子, 丸山岳彦, 山口昌也「平成21年度研究進捗状況報告: データ班 代表性を有する現代日本語書籍コーパスの構築」, 特定領域研究「日本語コーパス」平成21年度全体会議, 予稿集pp. 3-8. 2009年9月5日, 国語研究所
- ・田中牧郎, 相澤正夫, 斎藤達哉, 棚橋尚子, 近藤明日子, 鈴木一史「平成21年度研究進

捗状況報告：言語政策班 言語政策に役立つ，コーパスを用いた語彙表・漢字表等の作成とその活用」，特定領域研究「日本語コーパス」平成21年度全体会議，予稿集pp. 23-26. 2009年9月5日，国語研究所

- ・間淵洋子(2009)「BCCWJの文書構造情報を用いたテキスト分析の試み」，特定領域研究「日本語コーパス」平成21年度全体会議，予稿集pp. 75-84. 2009年9月6日，国語研究所
- ・宮内佐夜香，小木曾智信，小椋秀樹，小磯花絵「BCCWJにおける接続表現形式とジャンル別の文体的特徴の関連について」特定領域研究「日本語コーパス」平成21年度全体会議，予稿集pp. 99-106. 2009年9月6日，国語研究所
- ・柏野和佳子・奥村学「和語や漢語のカタカナ表記—『現代日本語書き言葉均衡コーパス』における使用実態—」，計量国語学会第53回大会，予稿集pp. 38-43，2009年9月12日，東京女子大学
- ・宮島達夫・近藤明日子「古典作品の特徴語」，計量国語学会第53回大会，予稿集pp. 44-47，2009年9月12日，東京女子大学
- ・前川喜久雄「KOTONOHA『現代日本語書き言葉均衡コーパス』における著作権処理」，漢字文献情報処理研究会公開シンポジウム，2009年7月5日，慶應義塾大学日吉キャンパス
- ・前川喜久雄「『日本語話し言葉コーパス』を利用した音声研究」，韓国日本語学会シンポジウム，2009年9月19日
- ・山崎誠「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の構築と日本語研究の展望」，韓国日本語学会シンポジウム，2009年9月19日
- ・田中牧郎「コーパスの語彙頻度を用いた教育語彙の検討」，韓国日本語学会シンポジウム，2009年9月19日

(4) デモンストレーション

- ・中村壮範・小木曾智信・小椋秀樹・小磯花絵(2009)「Web版コーパス検索アプリケーション「中納言」の公開」，特定領域研究「日本語コーパス」平成21年度全体会議，予稿集pp. 107-110. 2009年9月5日，国語研究所

(5) その他

「KOTONOHA」のホームページを運用し，書き言葉コーパスの普及に努めた。(http://www.kokken.go.jp/kotonoha/)。また検索デモンストレーションサイト (http://www.kotonoha.gr.jp/demo/) を通して，サンプルが実際にどのように利用されるかを示した。このサイトは9月30日現在で平成19年3月の開設から数えて約64,800人(延べ)の利用者があった。

また，KOTONOHAのパンフレットを作成し，著作権者への説明に使用するほかイベント等での配布を行った。

② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」

〔中期目標〕

- ② 国語を使って生活する国民の言語行動・言語意識・言語能力の実態把握に資するため、過去の実態からの経年変化の継続的な把握・分析を行うとともに、現在の実態の迅速かつ効率的な把握・分析を行うこと。

〔中期計画〕

- ② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」を実施し、次の2点に関して成果を得る。
- ア 敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の様相を明らかにする。
- イ 言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、全国約1000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を実施する。

〔年度計画〕

- ② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」について、次のことを実施する。
- ア 敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施した結果得られたデータの分析を進め、敬語使用の実態と変化の様相を明らかにする。
- イ 言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、全国約1000地点で平成20年度に実施した調査で得たデータの分析を進めるために、次のことを行う。
- ・ 平成20年度に実施した全国約1000地点での面接調査のデータを分析する。
 - ・ 「ことば」情報全国ネットワークの構築に向けて、広域多人数調査(メール調査)を実施する。また、地域詳細調査(協力調査)のデータ集約サーバの運用を引き続き試行する。
 - ・ 国民の文字生活について、文字認知能力の経年変化を明らかにするために、調査方法の検討を引き続き行う。

2. 国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究

【事業概要】

本研究の目的は、次の3つのプロジェクトに関して成果を得ることである。

(1) 敬語・敬意表現に関する経年調査

敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目（第1回 昭和28年，第2回 昭和47年）の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の模様を明らかにする。

(2) 全国規模の「ことば」情報の収集・分析

言葉遣い，敬語，漢字，言葉の地域差等に関して，全国各地の中核的研究者，地域ごとに言葉に関心を持つ国民，全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより，全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析する。

(3) 中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査

中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため，全国約1,000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を実施する。

以上3つのプロジェクトに共通する学術的な意義は，中・長期的な国語の変化を科学的に検討するための「全国的平均像」をとらえる点にある。計量的な側面から国語の使用実態に関する全国的平均像や「日本の縮図」を得た研究は，諸学界を見渡してもいまだ存在しない。この問題を解決するために，全国規模で人口比に基づくランダムサンプリングを行い，全国約1,000地点で面接調査を実施する。

さらに，Web調査（ネット会社と共同研究）やメール調査といった情報通信技術を利用した国語研究所独自の「ことば」情報全国ネットワークの構築などを通して，言語生活の実態並びに変化を全国規模で把握するための方法について，迅速性や信頼性等の観点からも検討する。このような重層的な実証的研究は世界でも初めての試みである。以上により，日本全体の中での岡崎市の位置付けを明確に把握するための基礎資料を得ることも期待できる。

〔事業費〕 運営費交付金：10,436千円

（人件費6,114千円，旅費交通費1,831千円，物件費2,491千円）

科学研究費補助金※：11,800千円

（人件費5,100千円，旅費交通費5,700千円，物件費320千円，その他680千円）

※（1）敬語・敬意表現に関する経年調査に該当

【担当組織】

責任者：横山詔一

(1) 敬語・敬意表現に関する経年調査

担 当 者：杉戸清樹，熊谷康雄，尾崎喜光，熊谷智子，井上文子，横山詔一，
斎藤達哉，朝日祥之，高田智和，塚田実知代，磯部よし子

所外協力者：井上史雄（明海大学），吉岡泰夫（別府大学），真田信治（奈良大学），
水野義道（京都工芸繊維大学），米田正人（元国語研究所），久木田恵
（愛知教育大学），辻加代子（神戸学院大学），西尾純二（大阪府立大学），
吉野諒三（統計数理研究所），片岡邦好（愛知大学），松田謙次郎（神戸
松蔭女子学院大学），松丸真大（滋賀大学），松本渉（統計数理研究所）
J.K. Chambers（トロント大），W. Labov（ペンシルバニア大），
D.Preston（ミシガン州立大）

補 佐 員：阿部貴人，鎌水兼貴

(2) 全国規模の「ことば」情報の収集・分析

担 当 者：大西拓一郎，尾崎喜光，三井はるみ，朝日祥之，高田智和，横山詔一，米田
純子

補 佐 員：鎌水兼貴，吉田雅子

非常勤研究員：エリック・ロング，竹田晃子，和田志子

所外協力者：16名

(3) 中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査

担 当 者：大西拓一郎，尾崎喜光，三井はるみ，熊谷智子，朝日祥之，高田智和，横山
詔一，米田純子

補 佐 員：中澤香映，鎌水兼貴

【調査及び研究の進捗状況】

(1) 敬語・敬意表現に関する経年調査

文部科学省科学研究費補助金（基盤研究（A）「敬語と敬語意識の半世紀－愛知県岡崎市における第三次調査－」）の交付を受け，平成20年11月と平成21年2月に愛知県岡崎市における敬語使用の実態と変化の様相を明らかにするための第3次敬語調査を実施した。

調査で収集されたデータの整備・提供を6月に開催された全体会議で行った。全体会議では，研究成果公表活動，今年度実施の追加調査に関する進捗状況を確認した。

また，8月29日に愛知県岡崎市において報告会を開催した。

(2) 全国規模の「ことば」情報の収集・分析

信頼性の高い全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに，確実な基盤を持った調査対象項目を構築することを目的として，「ことば」情報全国ネットワークにおける各地の中核的研究者からなる「全国方言調査委員会」を7月に開催し，調査・研究方針を検討するとともに将来の本格的な分布調査を見越した準備調査を継続した。また，公開を念頭に置きながら先行して行われてきた地理的調査における調査対象項目のデータベース化と調査項目並びに分析基盤の確立に向けての整備を継続した。さらに

全国方言調査委員の協力の下、メール調査を実施するとともに、全国数地点において伝統的方言を対象とした記述調査を継続した。

(3) 中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査

中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するため平成21年3月に全国の住民920人を対象に実施した言語生活の実態に関する全国調査のうち音声項目に関する聴き取りを進めるとともに、データ全般の整備を行い、今後の成果公表の準備を行った。

この全国調査では「読む、話す、聞く、書く」の言語活動についての設問をはじめとして、方言と標準語の使い分けに関する設問、現在変化が進行しつつあると予想される表現に関する設問、近所の人との付き合いなどに関する質問項目が設けられている。これらの調査で収集されるデータは、国語研究所が実施してきた言語生活研究の成果をさらに補強するとともに、戦後の文字認知能力の経年変化なども含んだ言語生活に関する通時的な検討の手掛かりとして貢献することが期待できる。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 研究書・普及書

- ・尾崎喜光、『しくみで学ぶ！正しい敬語』（ぎょうせい）、187p、2009年8月
- ・竹田晃子・吉田雅子、『まんがで学ぶ方言』（国土社）、119p、2009年4月

(2) 論文

① 査読付き論文

- ・ONISHI, Takuichiro. Dialectology in the National Institute for Japanese Language. *Dialectologia* 2, Barcelona, (University of Barcelona), pp.37-50, 2009年4月

② 論文集掲載論文（単行本掲載論文、科研報告書掲載論文などを含む）

- ・吉田雅子、「山梨県」、『都道府県別全国方言辞典 CD付き』（三省堂）、pp.138-145、2009年8月
- ・吉田雅子、「分野別方言」、『都道府県別全国方言辞典 CD付き』（三省堂）、pp.389-430、2009年8月
- ・吉田雅子、「「関東及隣接県方言調査書」について—紹介と分析—」、『山梨ことばの会会報』15（山梨ことばの会）、2009年9月予定

③ 招待寄稿（依頼原稿を含む）

- ・三井はるみ、「条件表現の地理的変異—方言文法の体系と多様性をめぐって—」、『日本語科学』25、pp.143-164、2009年4月
- ・吉田雅子、「方言関係新刊書目」、『日本方言研究会第88回研究発表会発表原稿集』（日本方言研究会）、pp.64-68、2009年5月
- ・吉田雅子、「近刊方言書目」、『山梨ことばの会会報』15（山梨ことばの会）、2009年9月予定
- ・鎌水兼貴（井上史雄・篠田勝夫と共著）、「埼玉県」、『都道府県別全国方言辞典』佐藤亮一編（三省堂）、pp.90-97、2009年8月

- ・朝日祥之 書評（陣内正敬著「外来語の社会言語学－日本語のグローバルな考え方」書評『日本語の研究』, 5巻2号, 73-79, 2009年4月

④ 商業誌掲載論文

- ・阿部貴人「対話における無助詞化の地域差」『月刊言語』38-4, pp. 40-46 (2009. 4)

(3) 学会発表（口頭発表, ポスター発表）

- ・ONISHI, Takuichiro. Diffusing Process of Dialectological Distributions. SIDG Congress 6, International Society for Dialectology and Geolinguistics (University of Maribor, Slovenija). pp. 76-77, 2009年9月
- ・朝日祥之・松田謙次郎・横山詔一「実時間的アプローチによる敬語変化」 「パネル：言語変化研究における「見かけ上の時間」の功罪－国立国語研究所の経年調査を中心に－」2009年度豪州日本研究大会・日本語教育国際研究大会, University of New South Wales, シドニー市, 2009年7月
- ・横山詔一・松田謙次郎・朝日祥之「実時間調査データに基づく「言語変化予測」 「パネル：言語変化研究における「見かけ上の時間」の功罪－国立国語研究所の経年調査を中心に－」2009年度豪州日本研究大会・日本語教育国際研究大会, University of New South Wales, シドニー市, 2009年7月
- ・松田謙次郎・朝日祥之・横山詔一「実時間的言語変化研究の動向と「見かけ上の変化」 「パネル：言語変化研究における「見かけ上の時間」の功罪－国立国語研究所の経年調査を中心に－」2009年度豪州日本研究大会・日本語教育国際研究大会, University of New South Wales, シドニー市, 2009年7月
- ・朝日祥之「パネル調査データからみた敬語意識の変化」 「ワークショップ：敬語と敬語意識に見られる実時間的変化－第3次岡崎調査結果から－」第34回関西言語学会, 神戸松蔭女子学院大学, 2009年6月
- ・朝日祥之「趣旨説明：敬語と敬語意識に見られる実時間的変化－国立国語研究所における岡崎敬語調査から－」 「ワークショップ：敬語と敬語意識に見られる実時間的変化－第3次岡崎調査結果から－」第34回関西言語学会, 神戸松蔭女子学院大学, 2009年6月
- ・阿部貴人「『段階付け』の再検討－丁寧さを測るクライテリアの調整に向けて－」 「ワークショップ：敬語と敬語意識に見られる実時間的変化－第3次岡崎調査結果から－」第34回関西言語学会, 神戸松蔭女子学院大学, 2009年6月
- ・横山詔一「身内敬語意識の変化予測－語用論の社会的レキシコン (Social lexicon) 仮説－」 「ワークショップ：敬語と敬語意識に見られる実時間的変化－第3次岡崎調査結果から－」第34回関西言語学会, 神戸松蔭女子学院大学, 2009年6月
- ・杉戸清樹「生きた敬語を見つめ続ける－岡崎市で繰り返す敬語調査－」 「敬語は生きている－岡崎「ことばの調査」報告会－」, 岡崎市図書館交流プラザ, 2009年8月29日
- ・朝日祥之「繰り返し調査に見る敬語」 「敬語は生きている－岡崎「ことばの調査」報告会－」, 岡崎市図書館交流プラザ, 2009年8月29日
- ・熊谷智子「敬語についての御意見に関する調査から」 「敬語は生きている－岡崎「ことばの調査」報告会－」, 岡崎市図書館交流プラザ, 2009年8月29日

(4) 広報誌・マスコミ等

① 広報誌

- ・尾崎喜光, 「「じいじ」「ばあば」—全国調査から使用状況を見ると…—」『国語研の窓』40号, p. 5, 2009年7月
- ・朝日祥之「戦後半世紀の敬語意識を見つめる—愛知県岡崎市における調査から—」『国語研の窓』40号, 2009年7月
- ・朝日祥之『国語研の窓—暮らしに生きる言葉—サハリンで聞いた日本の流行歌』39号, 2009年4月

② マスコミ等

- ・尾崎喜光, 「日経プラスワン 何でもランキング・間違えやすい敬語」, 『日本経済新聞』, 2009年4月18日 【コメント掲載】
- ・尾崎喜光, 「「じいじ」「ばあば」優しい語感人気 大人の25%使ってます 国立国語研調査」, 『朝日新聞』, 2009年7月1日 【コメント掲載】

③ 研究成果の活用による日本語像の提案

〔中期目標〕

- ③ 国語の改善及び国民の言語生活の向上に資するため、上記調査研究の成果を活用して、言葉の分かりやすさの観点から具体的な提案を行うこと。

〔中期計画〕

- ③ 上記①及び②の調査研究の成果については、これにより明らかにされた国語に関する問題点・課題等について、文化庁との連絡協議の上、国語政策の企画立案や推進のための基礎資料として提出するほか、この成果を活用して、次の2点に関して、あるべき日本語像の具体的な提案を行う。
- ア 分野別の「外来語」について、適切な言い換えや分かりやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行う。
- イ 公用文の言葉遣いや表記法等について、現代の国語使用の実態に即した「分かりやすく、親しみやすい」方向への改善例を提案する。

〔年度計画〕

- ③ 上記①及び②の調査研究の成果の活用等については、次のことを実施する。
- 既に終了した「『外来語』言い換え提案」及び「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」のために実施した各種調査研究の結果を総括し、今後の研究に利用できるよう資料を整備する。

3. 研究成果の活用による日本語像の提案

【事業概要】

学術的に信頼度の高い調査研究や大規模データベースに基づき、日本語のあるべき姿について提案を行う。調査研究の成果や大規模データベースの活用により、改善が期待される言語問題の現状を把握し、改善に向けた提案を行う。そのことによって、国語の科学的な調査研究に基づいた社会的貢献を果たすことを目指す。

○ 外来語等の難解な言葉を分かりやすくする提案の総括

第2期中期計画の、1(1)③ア「分野別の『外来語』について、適切な言い換えや分かりやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行う」ことについては、第1期中期計画期間中に実施した「『外来語』言い換え提案」の成果と方法を継承し、医療・介護分野の難解な用語を、分かりやすくする言葉遣いの工夫について検討し、提案を行った。この活動は平成19～20年度に、「病院の言葉」委員会を設置し、この委員会から、「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」を発表する形で進めた。併せて、委員会の活動を支える調

査研究を行い、検討のための資料を作成し、委員会に提出した。21年度は、「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」の普及活動と、一連の活動で収集した調査データや活動記録の整備を行う。

〔事業費〕運営費交付金：1,826千円

(人件費1,115千円, 旅費交通費34千円, 物件費602千円, 刊行費75千円)

【担当組織】

責任者：田中牧郎

担当者：相澤正夫

非常勤研究員：金愛蘭

所外協力者：吉岡泰夫（別府大学）、有森直子・柴田実・関根健一・三浦純一・矢吹直人
・吉山直樹・和田ちひろ（「病院の言葉」委員会委員）

【調査及び研究の進捗状況】

○ 外来語等の難解な言葉を分かりやすくする提案の総括

平成20年度に成果を公表した『病院の言葉』を分かりやすくする提案について、様々な媒体で普及活動に努めた。この提案活動については、医療界を中心に社会からの反響が大きく、講演、出演、執筆などの依頼が数多くあり、国語研究所の担当者のほか、「病院の言葉」委員会委員が、可能な範囲で普及活動を行った。

また、第1期中期計画期間に行った、『外来語』言い換え提案も併せて、難解用語の言語問題の実態把握と問題解決のための調査研究を総括すべく、収集した調査データの整理と再分析に着手した。これによって、人間文化研究機構国立国語研究所で平成21年度後半から始まる予定の新しい共同研究プロジェクトで、学術的な研究として再編する準備を進めた。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 研究発表

- ・相澤正夫・田中牧郎「『病院の言葉』を分かりやすくする提案について」, ドイツ-日本研究所ワークショップ「医療・介護の現場におけるコミュニケーション—『福祉言語学』の視点に立って—」, 2009年4月25日
- ・吉岡泰夫「医療現場における患者と医師のコミュニケーション」, 同上
- ・柴田実・関根健一「医療コミュニケーションをわかりやすくする言葉遣いについて」, 同上

(2) 講演

- ・田中牧郎「病院の言葉を分かりやすく—工夫の提案—」, 日本製薬団体連合会安全性委員会くすり相談部会, 2009年4月17日
- ・田中牧郎「国立国語研究所『病院の言葉を分かりやすく』調査結果から見えるもの」, 日本メディカルライター協会第8回講演会「患者—医療者間コミュニケーションのヒント」, 2009年5月12日

- ・ 田中牧郎「病院の言葉を分かりやすく—工夫の提案—」，東京医科大学病院院内研修会，2009年5月26日
- ・ 田中牧郎「病院の言葉を分かりやすく—工夫の提案—」，世田谷区登録手話通訳連絡会講演会，2009年6月1日
- ・ 田中牧郎「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」，群馬県医師会春季群馬医学会，2009年6月17日
- ・ 田中牧郎「病院の言葉を分かりやすくする」，練馬区手話通訳者研修会，2009年6月20日
- ・ 田中牧郎「『病院の言葉』を分かりやすくする提案—あなたの言葉は患者に誤解を招いていませんか？—」，医療事故・紛争対応 東海・北陸セミナー2009，2009年6月27日
- ・ 田中牧郎「医療の言葉を分かりやすくする工夫」，神奈川県保険医協会横浜支部研究会，2009年7月1日
- ・ 田中牧郎「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」，聖路加国際病院院内研修会，2009年7月8日
- ・ 田中牧郎「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」，東京医科歯科大学歯学部病院院内研修会，2009年7月13日
- ・ 田中牧郎「『病院の言葉』を分かりやすくする工夫—あなたの意図は伝わっていますか」，南多摩保健所医療安全支援センター研修，2009年7月22日
- ・ 田中牧郎「病院の言葉を分かりやすく—工夫の提案—」，東京医薬品工業協会くすり相談研究会，2009年7月24日
- ・ 田中牧郎「病院の言葉を分かりやすく」，第31回HCRM研究会，2009年9月12日

(3) 雑誌記事

- ・ 田中牧郎「『病院の言葉』をわかりやすくする提案」，『臨床栄養』(医師薬出版株式会社)，114-4，pp. 348-349，2009年4月
- ・ 田中牧郎「『病院の言葉』をわかりやすくする提案—類型と事例」，『臨床栄養』(医師薬出版株式会社)，114-5，pp. 452-453，2009年5月
- ・ 田中牧郎「『病院の言葉』をわかりやすくする提案」，『看護学雑誌』(医学書院)，73-6，pp. 5-12，2009年6月
- ・ 田中牧郎「患者も納得 医療のことば 第2回 浸潤，寛解—段階を踏んだ説明を—」，『調剤と情報』(じほう)，15-4，pp. 82-83，2009年4月
- ・ 田中牧郎「患者も納得 医療のことば 第3回 ショック，貧血，合併症—誤解や混同を避ける言葉遣いを—」，『調剤と情報』(じほう)，15-5，pp. 82-83，2009年5月
- ・ 田中牧郎「患者も納得 医療のことば 第4回 ウイルス，炎症—言葉は知られていても理解されていない言葉—」，『調剤と情報』(じほう)，15-6，pp. 82-83，2009年6月
- ・ 田中牧郎「患者も納得 医療のことば 第5回 動脈硬化，糖尿病—病気の予防に役立つ知識を—」，『調剤と情報』(じほう)，15-7，pp. 82-83，2009年7月
- ・ 田中牧郎「患者も納得 医療のことば 第6回 腫瘍，悪性腫瘍—不安を和らげる言葉遣いを—」，『調剤と情報』(じほう)，15-8，pp. 88-90，2009年8月
- ・ 田中牧郎「患者も納得 医療のことば 第7回 ステロイド，副作用—薬の副作用への不安を和らげる—」，『調剤と情報』(じほう)，15-9，pp. 86-88，2009年9月

- ・田中牧郎（インタビュー）「医療者から患者へ わかりやすい言葉で」、『med→lay』（東京大学医学部四年生五月祭企画），pp. 84-87, 2009年5月
- ・田中牧郎（インタビュー）「病院の言葉をわかりやすく」、『Nikkei Medical Cadetto』（日経BP社），2009 No. 2, 2009年6月，p. 32
- ・田中牧郎（インタビュー）「この人の“実感”を聞きたい 病院の言葉をどう分かりやすくするか」、『望星』（東海教育研究所），pp.10-16, 2009年7月
- ・田中牧郎（インタビュー）「専門家ほど言葉の意味を考えない」、『医薬経済』（医薬経済社），1356, p. 3, 2009年9月
- ・田中牧郎・矢吹清人・有森直子（鼎談）「医療者と患者のコミュニケーション・ギャップを考える」 ，『メディカル朝日』（朝日新聞社），38-8, pp. 31-35, 2009年8月
- ・矢吹清人「医者のことばクリニック インフォームド・コンセント」 ，『CLINIC magazine』（クリニックマガジン社），475, p. 65, 2009年4月
- ・吉山直樹「医者のことばクリニック 寛解」 ，『CLINIC magazine』（クリニックマガジン社），476, p. 43, 2009年5月
- ・関根健一「医者のことばクリニック 頓服」 ，『CLINIC magazine』（クリニックマガジン社），477, p. 43, 2009年6月
- ・三浦純一「医者のことばクリニック 化学療法」 ，『CLINIC magazine』（クリニックマガジン社），478, p. 43, 2009年7月
- ・和田ちひろ「医者のことばクリニック 敗血症」 ，『CLINIC magazine』（クリニックマガジン社），479, p. 43, 2009年8月
- ・柴田実「医者のことばクリニック MRSA」 ，『CLINIC magazine』（クリニックマガジン社），480, p. 43, 2009年9月

（４）新聞報道等

- ・「病院用語」本でわかりやすく、『読売新聞』，2009年4月19日朝刊
- ・平易な病院言葉 安心力アップ、『日本経済新聞』，2009年4月19日朝刊
- ・カタカナ語をわかりやすく<上>，『公明新聞』，2009年4月20日
- ・カタカナ語をわかりやすく<下>，『公明新聞』，2009年4月27日
- ・医療用語の「わかりやすい」言い換え提案 患者に伝わりにくい57語，『Medical Tribune』42-21, 2009年5月21日
- ・「浸潤」「予後」「重篤」？「病院の言葉をわかりやすく」 ，『常陽新聞』，2009年5月22日
- ・「イレウス」ってなに？ ，『産経新聞』，2009年6月1日朝刊
- ・ひと十字路 田中牧郎 難解語 言い換えに没頭，『読売新聞』（多摩版），2009年6月8日朝刊
- ・話題人 矢吹清人さん 医療用語言い換え集を編纂 病気理解してもらい診療，『下野新聞』，2009年7月6日
- ・病院の言葉 理解できてる？ ，『日本経済新聞』日経プラス1，2009年9月5日
- ・医療用語の平易化 コミュニケーション術強化で顧客満足度を上げる，『医療タイムス』1933, 2009年9月14日

(5) ラジオ

- ・ 矢吹清人「病院の言葉を分かりやすく第1週」，ラジオあさいちばん「健康ライフ」，NHKラジオ第一放送，2009年5月11日～15日
- ・ 三浦純一「病院の言葉を分かりやすく第2週」，ラジオあさいちばん「健康ライフ」，NHKラジオ第一放送，2009年6月8日～12日

(2) 喫緊の課題に対応した調査研究の実施

〔中期目標〕

(2) 喫緊課題対応型調査研究は、文化庁及び文化審議会等からの要請に基づき、国語の改善及び国民の言語生活の向上に関し、既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として企画・実施すること。

〔中期計画〕

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として、喫緊課題対応型調査研究を実施する。なお、教育現場及びマスコミ報道等で広く国民一般から提起された問題についても、適宜取り上げその解決に資する調査研究を実施する。

具体的には、例えば、文化審議会国語分科会で審議中の「敬語」「漢字」に関する調査研究、既に審議された「国語力」に関する調査研究を実施し、施策の遂行や審議に資する基礎資料を提出する。

〔年度計画〕

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的とする喫緊課題対応型調査研究については、次のことを実施する。

文化審議会国語分科会で審議中の「漢字」について、必要に応じて審議に資する基礎資料を作成し提出する。

4. 文化審議会の審議課題に関する調査研究

【事業概要】

中期計画の「喫緊課題対応型調査研究の実施」の具体的な事業の1つとして、「文化審議会の審議課題に関する調査研究」を実施する。これにより、(1) 文化審議会国語分科会で現在進行中の審議に資する基礎資料を作成・提供するとともに、(2) 既に審議され答申が出ている課題についても、施策の遂行に資する基礎資料を作成・提供する。(1)については、現在審議中の「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料を、(2)については、既に審議された「国語力」に関する基礎資料を作成・提供する。なお、遂行に当たっては、国語施策の企画立案や推進に役立つ基礎資料とするため、文化審議会国語分科会漢字小委員会の審

議動向を的確に把握するとともに、担当する文化庁国語課との連絡協議を緊密に行う。

【担当組織】

責任者：相澤正夫

担当者：小椋秀樹，斎藤達哉，三井はるみ，田中牧郎

【調査及び研究の進捗状況】

(1) 「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料の作成・提供

平成17年4月から文化審議会国語分科会で審議を継続している「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」では、常用漢字表の見直しが重要な審議事項となっている。本課題では、前年度までに、国語研究所の「現代雑誌200万字言語調査」の成果に基づく審議資料を3冊、現在構築中の『現代日本語書き言葉均衡コーパス』に基づく審議資料を3件以上、作成・提供している。また、『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の一部をなす「白書コーパス」に基づいて、常用漢字を中心に漢字の使用実態を把握するための頻度調査を行い、結果を関連学会等で発表している。

本年度の前半も、引き続き国語分科会漢字小委員会の傍聴を継続し、審議動向の把握に努めたが、既に審議は大詰めを迎え、答申の取りまとめ段階に入っているため、新たな資料提供は行わなかった。また、これと並行して、今後さらに多様な媒体を対象として漢字の音訓一覧を作成するために、基礎となる漢字データベースの整備拡充作業を継続した。

(2) 「国語力」に関する基礎資料の作成・提供

文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」（平成16年2月）では、「国語力」はきわめて多様な側面を持つ重層的な「力」として示されており、複雑な内容を持っている。本課題では、平成18年度前半までに、国民各層を対象とした国語力観に関する全国規模の意識調査を実施し、その成果を『「国語力観」に関する全国調査』（平成18年12月）としてまとめているが、その後もデータの分析を進めて、日常の言語生活における言語運用上の様々な問題意識を把握してきた。また、それを通して、「言語生活力」の観点から国語力のとらえ直しを試みてきた。

本年度の前半は、以上の研究成果の取りまとめを行い、報告書『「国語力観」に関する全国調査 ―研究発表と分析―』1冊を作成した。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料の作成・提供

本課題に関連して、文化審議会国語分科会のための資料は作成していない。

(2) 「国語力」に関する基礎資料の作成・提供

本課題に関連して、次の報告書1冊を作成した。

- ・『「国語力観」に関する全国調査 ―研究発表と分析―』（平成21年8月20日）

2 日本語教育に関する情報の提供

〔中期目標〕

- 2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

在住外国人や国内外の日本語学習者の増加は、学習者の属性や学習目的の多様化を生み出しており、これに対応した日本語学習支援を図る必要がある。このため、研究所においては、国語研究の成果やそれを通じて得た知的財産を活用し、日本語学習上の配慮に関する研究成果を踏まえて、国語の国内外における正しい理解と普及を図る視点から、日本語教育に関する情報資料の作成・提供とそのために必要な基盤整備を行うこと。

〔中期計画〕

- 2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

〔年度計画〕

- 2 他の公的日本語教育機関との役割見直しを行った結果を踏まえて、日本語教育機関等が日本語教育の内容の質的向上を図る上での指針となる日本語教育基盤情報の整備と提供を行うために、以下のことを実施する。

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

〔中期目標〕

- (1) 日本語教育振興のために必要な共通的な基盤整備を行う視点から、国内外の日本語教育機関等に対し、日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる次の情報を作成し、利用しやすい形態で提供すること。
- ① 日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報
 - ② 外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報

〔中期計画〕

- (1) 日本語教育情報資料の作成・提供
- 日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する

情報」と、「外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て、これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い、その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の3つの形態で提供する。

① 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

日本語教育機関において日本語学習内容の選定やカリキュラムの作成、教材や試験の作成における基盤的な資料として、学習項目の一覧と学習レベルごとの最低限の学習到達目標となる段階別の基準等を開発し、提供する。

② 日本語学習のための用例用法辞書の開発

対照言語学、比較文化、異文化間コミュニケーション等の研究成果を活用し、3,000語を対象に用例用法、習得情報、誤用情報、指導情報等が内包された先導的かつ範型的なモデルとなる日本語学習のための電子版の辞書を開発、提供する。

③ 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

職務や生活に必要な日本語コミュニケーション力の効率的な向上のために、評価基準の項目等評価基準を開発し、提供する。また、この評価基準に基づくテストを開発し、範型的な日本語コミュニケーション力の測定手段として提供する。

〔年度計画〕

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と、「外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」に関する以下の研究からの知見を、日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供する。

① 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

- ・ 作成した学習項目一覧及び段階的目標基準のモデル案の精緻化を図り、それに必要な情報を収集し公開する。
- ・ これまでに得た知見をとりまとめ、学会発表、報告書作成等を行う。

② 日本語学習のための用例用法辞書の開発

- ・ 検討してきた日本語教育における辞書の可能性、非母語話者のための日本語語彙の意味用法の記述法についての観点をとりまとめて、学会等で報告する。
- ・ その際、20年度に実施した、語彙や表現の電子版用例用法集である「日本語観察館」（試行版）の公開から得られた情報を踏まえる。

③ 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

- ・ 20年度までに収集した評価データの量的・質的分析から、生活場面における日本語書きことばの評価観点を抽出するとともに、評価プロセスに対する考察を深め、報告書を作成する。
- ・ 20年度に実施した、定住外国人の日本語使用実態等に関する調査結果の分析

を進め、成果を学会等で報告する。

5. 日本語教育情報資料の作成・提供

【事業概要】

50万人以上の政令指定都市4つ分程度に匹敵する人数の外国人が在住している日本社会では、多様なコミュニケーション形態が存在している。日本語を使ったコミュニケーションも様々な形態と課題が見られる。第2期中期計画では、「生活言語としての日本語」を柱として、これを教育・学習するために必要な日本語教育情報資料の作成・提供を目標とした。

この目標を達成するために、(1) 学習項目一覧と段階的目標基準の開発、(2) 日本語学習のための用例用法辞書の開発、(3) 学習目的別の日本語能力評価基準の開発、の3つのアプローチから、日本語の使用実態を踏まえ、研究を推進する。

国語研究所が平成21年10月に法人移管されることになったため、22年度までの第2期中期計画を変更し、これまでの3年半の研究成果をまとめることになった。得られた研究成果や知見は、関係機関への資料提供、報告書の刊行と配布、学会等での発表、国語研究所や日本語教育基盤情報センターのWebサイトからの発信、成果普及セミナーや研究会の開催などを通じて、その普及と活用の促進に努める。

〔事業費〕 運営費交付金 : 13,600千円

(人件費5,110千円, 旅費交通費844千円, 物件費6,682千円, 刊行費964千円)

【担当組織】

責任者：柳澤好昭

(1) 学習項目一覧と段階的目標基準の開発

責任者：金田智子

担当者：福永由佳

非常勤研究員：黒瀬桂子, 武田聡子, 谷啓子, 矢部まゆみ

(2) 日本語学習のための用例用法辞書の開発

責任者：井上優

非常勤研究員：有賀千佳子, 二瓶知子, 片岡喜代子

所外協力者：植木正裕

(3) 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

責任者：宇佐美洋

担当者：森篤嗣, 柳澤好昭

研究補佐員：高野知子

非常勤研究員：吉田さち，広瀬和佳子

【調査及び研究の進捗状況】

(1) 学習項目一覧と段階的目標基準の開発

日本社会の一員として地域に根付き、職場や学校等で活躍するために外国人が身に付けるべき日本語能力<生活のために必要な日本語能力>とは何かを明らかにすることが本研究の課題である。この課題を、(1)コミュニケーション能力の枠組みと構成要素の同定、(2)学習項目一覧と段階的目標基準の作成の2段階に分け、平成20年度まで複数の調査研究を遂行してきた。平成21年度は、それらの研究による成果に基づき、学習項目一覧の案をまとめ、この案を作成する過程で実施した調査研究から得られた知見も併せ、成果報告書を刊行した。進捗状況の詳細は以下のとおり。

- ① 平成20年度に作成した学習項目一覧（暫定版）の精査を行い、「学習項目一覧と段階的目標基準（生活のための日本語）案」としてまとめた。そのための作業として、以下のa, bを行った。
 - a. 日本語使用実態及び学習ニーズに関する先行研究の一覧を公開用に整備し、当研究所のWebサイトに掲載した。並行して、これまでの調査を分析した結果として得られた知見・課題を論文にまとめた。
 - b. 「生活のために必要な日本語能力」を検討する上で、主に参考にした3種の資料（中国帰国者向け日本語教育の目標、アメリカの成人向け英語教育及び成人教育の内容、オランダの移民等外国人向けオランダ語テストのシラバス）に関わる諸情報を整理し、それぞれの資料の位置付け、背景となる言語教育政策などを論文としてまとめた。
- ② 平成20年度に評価基準グループと共同で実施した目標言語使用実態及び学習ニーズに関する調査（全国調査：科学研究費補助金による質問紙調査）の結果分析を行った。分析結果は、法人移管後において、「生活のための日本語」の内容を再検討するための情報として活用する計画である。また、報告書『「生活のための日本語：全国調査」結果報告：速報版』を刊行し、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の翻訳版を作成するなど、成果の公表に努めた。
- ③ 『日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発－報告書－』を刊行した。
- ④ コミュニケーション能力研究会を3回（6月26日、7月17日、8月8日）実施した。質問紙調査やインタビュー調査などで得たデータの分析・解釈の方法について、実際の分析結果を基に意見交換を行った。

(2) 日本語学習のための用例用法辞書の開発

以下の①を有賀千佳子，二瓶知子，植木正裕が、②を井上優，片岡喜代子が行った。

- ① 日本語教授者向けの語彙・表現教育のための意味記述に関する試行として公開した電子版「日本語観察館」試行版の増補を行った。
- ② 母語別日本語用例用法辞書の研究、特に中国語・スペイン語母語話者にわかりやすい辞書記述の在り方を検討し「母語別日本語用例用法辞書の研究」としてまとめた。

(3) 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

- ① 「生活場面における学習者の書き言葉」に対する日本語母語話者の評価データ（質的データ・量的データを含む。）の収集と分析をさらに進めた。得られたデータの概要については学会で発表し、また分析の結果を論文の形にまとめた。
- ② 平成18年度以来、「評価基準グループ」で実施してきた調査研究の成果を編集し、報告書の形にまとめた。
- ③ 平成11年度以来公開してきた「日本語学習者による日本語作文と、その母語訳との対訳データベース」を整理し直し、データ抽出プログラムを改良した上で再公開した（公開URLは、<http://jpforlife.jp/>）
- ④ 話し言葉における評価研究の一環として、意思疎通での誤解に焦点を当て、擬似話し言葉ではあるが、小学館の漫画単行本40種の表現（言語形式3,447文、話題1,295件）を刺激素材として受け手の理解の幅を追究した。その結果を踏まえ、受け手のスキーマ、スクリプト、命題的知識、メンタルモデル、手掛かり情報（視覚、聴覚、言語による情報）、既有知識、記号化（言語形式の選択）、解読化（言語形式の解読）、送信内容・受信内容（意図、意味）の要素によるコミュニケーション・モデルを作成した。刺激素材として使用した漫画表現をデータベース化し、国語研究所のWebサイト「日本語教育ネットワーク」から、移管前の9月末日まで試験的に公開した。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 学習項目一覧と段階的目標基準の開発

- ① 本研究の進捗状況を示すと同時に、研究成果の活用、普及のため、国語研究所のWebサイト（http://www.kokken.go.jp/katsudo/seika/nihongo_syllabus/）で公開した。
- ② 『日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発－報告書－』（2009年9月）を刊行した。内容は以下のとおり。
 - ・「日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準開発」の概要－「生活のための日本語」開発に向けて－（金田智子）
 - ・学習項目一覧と段階的目標基準（生活のための日本語）案（金田智子・福永由佳・黒瀬桂子）
 - ・日本で生活する外国人等の日本語使用実態及びニーズに関する先行調査研究概観－質問紙調査を中心に－（谷啓子・武田聡子・矢部まゆみ）
 - ・国内外の移民等に対する自国語教育－日本＜中国帰国者に対する日本語教育＞－（黒瀬桂子）
 - ・国内外の移民等に対する自国語教育－アメリカ－（福永由佳）
 - ・国内外の移民等に対する自国語教育－オランダ－（金田智子）
 - ・資料：日本で生活する外国人等の日本語使用実態及びニーズに関する先行調査研究一覧
 - ・資料：国内外のシラバス－日本－
 - ・資料：国内外のシラバス－アメリカ－
 - ・資料：国内外のシラバス－オランダ－

③ 論文発表

- ・金田智子「『目的別』『対象別』学習内容から『人生』を意識した学習内容へ」『日本語学』28巻11号, 4-11, 2009年9月

④ 学会等での口頭発表, 講演

- ・矢部まゆみ「定住型外国人に対する言語使用実態調査及び日本語学習ニーズに関する先行研究概観」日本語教育学会春季大会(明海大学), 2009年5月
- ・金田智子「『生活のための日本語』全国調査－外国人調査の概要－」日本語教育学会春季大会(明海大学), 2009年5月
- ・福永由佳「日本語学習経験による分析」日本語教育学会春季大会(明海大学), 2009年5月
- ・森篤嗣「居住地域による分析－都市規模と外国人集住率に注目して－」日本語教育学会春季大会(明海大学), 2009年5月
- ・宇佐美洋「『外国人が日本で行なう行動』の, 因子分析による再分類－各行動の実行頻度の相関から－」日本語教育学会春季大会(明海大学), 2009年5月
- ・金田智子「オランダにおける『統合』のための教育・学習プログラムと試験について」名古屋大学留学生センター, 2009年6月
- ・金田智子・福永由佳・黒瀬桂子「外国人に対する日本人の言語行動と意識」第24回社会言語科学会研究大会(京都大学), 2009年9月

⑤ 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(2009年5月25日)において, 以下の報告書が資料として配付され, 参考資料として活用された。

- ・『日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発: 中間報告書』2009年3月
- ・『生活のための日本語: 全国調査』結果報告: 速報版』2009年5月

(2) 日本語学習のための用例用法辞書の開発

- ① 「日本語観察館」の試行版の増補作業を行い, Webサイト「日本語教育ネットワーク」から再公開した。
- ② 「母語別日本語用例用法辞書の研究」についてまとめた。

(3) 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

① 査読付き学会誌での論文発表

- ・宇佐美洋・森篤嗣・吉田さち「『外国人が書いた日本語手紙文』に対する日本人の評価態度の多様性－質的手法によるケーススタディー－」『社会言語科学』12(1), pp. 122-134., 2009年8月

② 学会発表

- ・宇佐美洋・森篤嗣・吉田さち「『非母語話者の書きことば』に対する日本人の評価観をめぐり量的調査」(社会言語科学会第24回大会, 京都大学), 2009年9月19日

③ 一般誌での論文発表

- ・宇佐美洋「『日常生活における日本語能力の評価』を考える」『日本語学』第28巻10号, pp. 12-20

④ 報告書の作成，発表

- ・『日本語学習者による言語運用とその評価をめぐる調査研究：「日本語能力の評価基準・項目の開発」成果報告書』，国語研究所（掲載論文15編）

⑤ 成果普及

- ・柳澤好昭「コミュニケーションにおける誤解の追究－漫画表現データベースの公開も合わせて－」（NPO日本語教育研究所研究会），2009年4月29日

⑥ 以下を国語研究所のWebサイトや「日本語教育ネットワーク」から公開した。

- ・「日本語学習者による日本語作文と，その母語訳との対訳データベース」
- ・「漫画表現意図データベース」

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

〔中期目標〕

- (2) 上記日本語教育情報を効果的かつ効率的に作成するための基盤整備として、日本語教育に関するデータベースを構築する。また、効率的、効果的な普及のためにインターネットを活用するとともに、日本語教育機関の指導者等を対象として研修・セミナーを年1回以上実施すること。研修・セミナー等による情報提供については、参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう、その内容・方法の充実を図ること。

〔中期計画〕

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し、普及させるために、次の調査研究及び事業を実施する。

① 日本語教育データベースの構築

日本語教育情報を作成するための基盤として、大規模汎用日本語データベース等から抽出した国語の使用実態に関するデータと、日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。

② 成果の効果的・効率的な普及

日本語教育情報資料を普及させるとともに、関連する国語研究と日本語教育研究の成果に関する情報を提供する視点から、インターネットを活用するとともに、国内の日本語教育機関、国際交流基金、日本語教育関係団体、大学、留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員、日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象とする研修・セミナーを開催する。なお、満足度調査を実施し、参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう、その内容・方法の充実を図る。

〔年度計画〕

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

日本語教育の基盤となる情報を効果的かつ効率的に作成し、普及させるために、次の調査研究及び事業を実施する。

① 日本語教育データベースの構築

日本語教育の基盤情報として公開するために、上記(1)の①、②及び③の開発に伴い蓄積された日本語データ、国語研究の成果から抽出した日本語使用実態データ、日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報などを整備して、速やかに公開、提供する。そのために、以下のことを実施する。

- ・ 外国人発話データ等，収集した日本語教育情報のデータベース化と提供のための整備を行う。
 - ・ 日本語教育基盤情報を提供するWebサイト「日本語教育ネットワーク」の整備を行い，得られた研究成果を提供する。
 - ・ 「にほんご学びネット」を試験公開し，日本語データ収集の試行，フィードバック情報の収集を行う。
- ② 成果の効果的・効率的な普及のため，次のことを行う。
- ・ 前項(1)及び(2)①で発表・公開した情報の流通状況や，活用実態を把握するため，以下のことを行う。
 - ・ 80%以上の参加者から肯定的な評価を得られる内容で，国内の日本語教育機関，国際交流基金，日本語教育関係団体，大学，留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員，日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象に成果普及セミナーを開催する。
 - ・ 学会発表，報告書の作成と配布を推進する。

6. 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

【事業概要】

5の事業概要(p.41を参照)で述べたように，在留する日本語学習者の文化的背景，母語，学習目的，学習環境，学習適性は様々である。日本社会で人間関係を築きつつ暮らしていくために必要な日本語コミュニケーション力の習得には，このような多様化を考慮した日本語教育が必要である。

これまで国語研究所の雑誌九十種，七十種，テレビ放送語彙，中学高校教科書語彙，話し言葉コーパスといった日本人の日本語，特に漢字，語彙や音声の使用実態に関する日本語データはあったが，外国人の日本語使用実態のデータは小規模なものしかなかった。また，言語発達，言語習得に関する資料についても，外国人の日本語学習・教育を前提に収集した大規模なデータはない。

日本語教育の進展，充実には基盤となる日本語データが必要である。そこで，日本語教育の基盤整備の一環として，国語研究や日本語教育研究の成果を踏まえ，日本語教育や日本語学習に必要な情報が付加された様々なデータベースを作成し提供する。そのため，21年度は，外国人発話データ等，収集した日本語教育情報の整備を行うとともに，Webサイト「日本語教育ネットワーク」全体の整備を行い，基盤整備を通じて得られた研究成果を公開する。

〔事業費〕運営費交付金：9,759千円

(人件費1,785千円，旅費交通費794千円，物件費7,094千円，
刊行費86千円)

【担当組織】

責任者：野山広

担当者：島村直己，早田美智子，柳澤好昭

補佐員：簗野智紀

非常勤研究員：塩谷由美子，岡部（山口）真理子，

所外協力者：桶谷仁美（元共同研究員・海外協力者），當作靖彦（海外協力者）

【調査及び研究の進捗状況】

（１）日本語教育情報の作成基盤情報の整備

① Webサイト「日本語教育ネットワーク」を充実するため，次のことを行った。

（ア）以下のデータ整備及び公開準備作業を行い，部分的に日本語教育ネットワークで公開した。

- ・OPI（米国の口頭能力測定方式）による日本語学習者会話データ（390人，30分／人，総時間約195時間）。文字化データ，音声データ，日本語学習者に関する属性情報等。平成21年9月末までに217人分の文字化データを公開。
- ・OPIを活用して縦断調査（平成19年度～20年度）で収集した日本語学習者会話データ（10～13人／地域，20～30分／人，1人2回，延べ46人分，総時間約20時間）。文字化データ，日本語学習者に関する属性情報等。
- ・平成20年度に横断調査の補完として収集した日本語会話データ（40人，30分／人，総時間約20時間）や，パイロット研究として関西の都市部周辺で行った横断調査の日本語会話データ（8人，20～30分／人，総時間約4時間）。文字化データ。
- ・既存データのうち，「日本語学習者会話ストラテジーデータ」及び「ビデオ刺激による言語行動意識調査」についても，公開準備を完了した。

（イ）利用の簡便化を図るため，Webサイトの改良を行い，日本語学習者会話データ（217人分。今後，390人分を予定。）については，会員認証システムでの公開を行った。なお，Webサイト（<http://dbms.kokken.go.jp/nknet/>）は，プロジェクト，研究用データ，文献等研究動向，日本語教育の動向，学習と教育（ツール・素材），報告書・刊行物などで構成されている。

（ウ）日本語教育用の基本語彙6種のデータベース化，公開へ向けた準備を終えた。

（エ）外部言語データ活用：大曾美恵子氏（姫路獨協大学教授）が構築した会話データベースを，日本語教育情報提供として公開するための最終整備・公開等の作業を行った。

（オ）「にほんご学びネット」について，公開へ向けた準備を終えた。

（カ）日本語データの収集手段として開発していた「にほんご学びネット」は，サーバのハウジングによる運用で公開した。アドレスは以下のとおり。なお，アクセスには事前登録が必要である。また，これらのシステム一式をDVD化し，日本語教育機関に提供する準備を終えた。

問題・回答・利用者等の管理 <http://www.manabi-net.jp/mng/client>

利用者の練習 <http://www.manabi-net.jp/ptop>

研究者コミュニティ <http://www.manabi-net.jp/sns/>

研究者コミュニティ管理 <http://www.manabi-net.jp/sns/?m=admin>

- ② 日本語教育ネットワークのフォローアップについては、アクセスログ解析とともに、提供物の整備と発信の在り方に関する検討を行った。

(2) 成果の普及

- ① 学習項目グループ、評価基準グループは、プロジェクト進捗情報とともに、収集中の諸データ、資料等を、他グループでの活用を含め、一般に供するため国語研究所のWebサイト (http://www.kokken.go.jp/katsudo/seika/nihongo_syllabus/ 及び<http://www2.kokken.go.jp/eag/>) から公開した。
- ② 成果普及セミナーは、日本語教育基盤情報センター全体の企画で平成21年9月25日に開催した。これまでセンターが行った日本語教育研究の成果を総括的に公開するとともに、国語研究所の日本語教育関係部門が推進してきた調査研究の成果を展示・公開した。
- ③ 言語教育データベース研究会は、以下のとおり開催した。
- ・期日：8月20日（13：30～16：30）
 - ・場所：国語研究所 2階 多目的室
 - ・講師：見城慶和氏（元夜間中学校専任教諭・現自主勉強会「えんぴつの会」スタッフ）、関本保孝氏（墨田区立文花中学校夜間学級教諭）
 - ・内容：『生活基本漢字（381字）』のできるまでと、その活用方法について（見城氏）
「夜間中学における日本語（の）教育の現状について（関本氏）」
- ④ コミュニケーション能力研究会については、以下のとおり実施した。
- ・質問紙調査やインタビュー調査などで得たデータの分析・解釈の方法について、実際の分析結果を基に意見交換を行う機会として、3回行った（6月26日、7月17日、8月8日）。
- ⑤ 共同研究体制確保のため、以下のことを実施した。
- (ア) 日本語教育関連機関の関係者を集めて、言語教育データベース研究会の役割も合わせて、「情報資源の活用に関する検討研究会（第2回）」を平成21年度上半期に開催する予定であったが、日本語教育基盤情報センターが企画した成果普及セミナー（上記②）の中で、日本語教育関連機関の関係者を招へいた上で、日本語教育ネットワーク及び日本語教育データベースの現状と今後の運営、共同研究の在り方などについて発表・報告、協議することで替えた。
- (イ) 海外協力者として、桶谷仁美教授（前博報堂招へい研究員、国立研究所元共同研究員、米国イースタンミシガン大学）や、當作靖彦教授（前博報堂招へい研究員、カリフォルニア大学サンディエゴ校）に協力していただき、日本語教育データベースの構築に関する共同研究を実施した。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 日本語教育情報の作成基盤の整備

- ① 『日本語教育年鑑』に掲載している科学研究費補助金の研究課題データベース（日本語教育関連領域のみ）を発信している。
- ② 日本語教育データベース構築に関連したパネル展示を、海外協力者の當作靖彦氏及び国内協力者の嶋田和子氏との協働で、日本語教育国際大会（平成21年7月11日～14日、

豪州シドニー)で行った。

- ③ OPIを活用した縦断調査の成果に関するワークショップを、社会言語科学会第24回研究大会において実施した。

(2) 成果の普及

成果報告書等としては、Webサイト「日本語教育ネットワーク」及び国語研究所のWebサイトから、データ、各プロジェクトの活動に関する情報や収集中のデータや情報を発信している(調査及び研究の進捗状況の(2)参照)ほか、以下のものがある。

- ① 成果普及セミナーは、センター全体の企画で平成21年9月25日に開催した。

- ② コミュニケーション能力研究会は、3回実施した。

- ③ 論文発表等

- ・野山広「日系ブラジル人就労者の言語生活と日本語教育－太田市・大泉町の場合」『日本語学』5月号増刊号「特集 多言語社会ニッポン(定住外国人との共生)」明治書院、60-72、2009年5月

- ④ 学会等での口頭発表・講演

(ア) 口頭発表

- ・野山広・桶谷仁美(共同発表)「外国人児童生徒の言語生活支援と協働実践研究－日系ブラジル人生徒の事例から－」2009年度異文化間教育学会(研究大会)、2009年5月
- ・野山広・嶋田和子・當策靖彦「日本語学習者の言語生活を支えるデータベース構築－その有効性と課題について」国際研究大会(JSAA-ICJLE)2009(ニューサウスウェルズ大学・シドニー大学)、2008年7月
- ・野山広「日本語非母語話者の言語生活に関する縦断的研究」
- ・嶋田和子「形成的評価としてのOPI活用の可能性と課題」
- ・當策靖彦「日本語教育における評価のデータシステムの構築」
- ・野山広・嶋田和子・簗野智紀・塚原佑紀・岡部真理子「地域に定住する日本語学習者の言語生活に関する縦断的研究－OPIテストを活用した会話データからみえてきたこと－」社会言語科学会第24回大会(ワークショップ)2009年9月
- ・野山広「地域に定住する日本語学習者の言語生活に関する縦断的研究－OPIテストを活用した会話データからみえてきたこと－」
- ・嶋田和子「地域に定住する日本語学習者へのOPI活用の意義」
- ・簗野智紀「『日本語会話データベース 縦断調査編』の特徴と紹介－学習者会話データをウェブサイトで公開する意義とその活用の可能性－」
- ・塚原佑紀「日本語会話データベース縦断調査編」における文字化について
- ・岡部真理子「地域に定住する日本語学習者に対する自己診断テスト作成の試み」
- ・その他、大阪府教育委員会主催平成20年度日本語指導担当教員研修(大阪府教育センター)において、大阪府におけるOPIを活用した地域調査の成果について、野山広と桶谷仁美氏(前共同研究員、イースタンミシガン大学教授)の2人で、以下の研修・ワークショップを行った。2009年7月
「日本語学習者の言語生活を支えるデータベース構築－地域(縦断)調査の結果から－」
野山広「言語に関する政策・施策の展開－地域日本語教育の展開からみえてくること－」

(イ) 講演等

- ・野山広「多文化社会と子どもの言語学習支援」西東京市研修，2009年5月
- ・野山広「多文化社会と子どもの言語学習支援～これまでの知見から見えてくること～」新宿区教育委員会研修，2009年7月
- ・野山広「地域日本語教育・学習支援について考える」及び「地域日本語学習支援一年間を通じた現場の実践から見えてくること」広島県三次市研修（文化庁委託事業），2009年7月
- ・野山広「地域における日本語学習支援の醍醐味と可能性」町田市研修，2009年9月
- ・野山広「子どもの言語学習・就学支援と多文化社会～地域社会・家族の役割と責任～」，日本語教育振興協会シンポジウム（パネリスト），2009年9月
- ・野山広「多文化共生社会と地域日本語学習支援～その醍醐味と可能性～」関西学院大学院生研究会講演，2009年9月

3 情報発信

〔中期目標〕

- 3 調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等，国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

〔中期目標〕

- (1) 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果については，次の方法により積極的に情報を発信すること。

〔中期計画〕

- (1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため，調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化，テーマの重点化を図り，次の取組及び事業を実施する。

〔年度計画〕

- (1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため，調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化，テーマの重点化を図り，次の取組及び事業を実施する。

〔中期目標〕

- ① 学術誌への掲載や学会等での発表を促進し，研究所全体として，中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも増加させること。また，研究発表会の開催と査読付論文誌の刊行を行い，研究発表会については，参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう，その内容の充実を図ること。

〔中期計画〕

- ① 調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進することとし，研究所全体として，中期

目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも1割増加させ、また、研究発表会（年1回）と査読付論文誌（年2種）の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう、その内容を充実させるなど、調査研究成果の公表の多様化と活発化を図る。

〔年度計画〕

- ① 調査研究成果の公表
学術誌への掲載や学会等での発表を促進する。

7. 調査研究成果の公表

【事業概要】

査読付き論文誌『日本語科学』を刊行するとともに、学術誌への掲載や学会等での発表を促進する。

（1）日本語科学

『日本語科学』は、国語研究所における調査研究、並びにそれらと関連を有する調査研究の成果を学術論文の形で公表することを通じて、広範な日本語研究の発展に寄与することを目的とする。

国語研究所は日本語及び日本語教育に関する我が国のみならず世界唯一の研究機関であり、世界の日本語研究センターとして国の内外の日本語研究の発展に寄与することは、その社会的使命の1つである。『日本語科学』を、良質で高度な研究成果を厳密な査読制度に基づいて収録した専門学術誌として編集・刊行することは、そうした社会的使命を果たすための重要な事業である。

国語研究所が行う現代日本語や国民の言語生活についての科学的な調査研究、日本語教育の内容や方法に関する科学的・実践的な調査研究・事業は、他の大学や学会で組織的にこれらを行う所のない独自の領域を形成している。こうした領域に関する研究論文等を収録する専門学術誌は、その領域を維持し拡大する上で大きな学術的有用性を持つ。

前述のような独自の領域における学術論文を公表する場として、本誌は国語研究所員だけでなく、所外の研究者や教育関係者に広く開放されており、社会全体としてみると必ずしも多くはない人文・語学系の専門学術誌の貴重な1つとして社会的有用性を堅持している。この点は、大学等のいわゆる紀要類はもとより、世の学会機関誌がほとんどの場合、論文投稿・掲載の機会を、所属する教員や大学院生、あるいは学会会員にのみ開いているのと対照的である。

〔事業費〕 運営費交付金： 946千円（物件費946千円）

【担当組織】

(1) 日本語科学

責任者：大西拓一郎

担当者：植木正裕，小磯花絵，小木曾智信，高田智和，森篤嗣，鈴木美保子

【実施状況】

(1) 日本語科学

平成21年度は、『日本語科学』第25号（平成21年4月）を編集・刊行した。内容は以下のとおりである。

① 第25号（172ページ）：

研究論文4編，調査報告1編，研究ノート2編，研究所報告2編，その他

[研究論文]

- ・「複文発話の構文的特徴と聞き手の言語的反応との関わり—ケド，タラ，カラを中心に—」永田良太
- ・「現代語の連体修飾節における助詞「の」」金銀珠
- ・「理解の問題と発話産出の問題—理解チェック連鎖における「うん」と「そう」—」串田秀也
- ・「第二言語習得において学習者の適性が学習成果に与える影響—言語分析能力・音韻的短期記憶・ワーキングメモリに焦点を当てて—」向山陽子

[調査報告]

- ・「サ変動詞の活用のゆれについて・統一大規模な電子資料の利用による分析の精密化—」田野村忠温

[研究ノート]

- ・「中国語母語学習者の日本語の漢字語習得研究のための新たな枠組みの提案—意味使用の一般性と意味推測可能性を考慮して—」陳毓敏
- ・「韓国語を母語とする日本語学習者による漢字の書き取りに関する研究—学習者の語彙力と漢字が含まれる単語の使用頻度の影響—」宮岡弥生，玉岡賀津雄，林炫情，池映任

[研究所報告]

- ・「行政用文字の調査研究における文字同定—辞書同定と辞書非掲載字に対する文献資料・非文献資料による同定—」高田智和
- ・「条件表現の地理的変異—方言文法の体系と多様性をめぐって—」三井はるみ

(2) 学会誌への掲載や学会等での発表

平成21年度上半期の成果公表の実績は以下のとおり。

A 所刊行物の件数報告書による公表	19件
B 所員執筆・編集単行本等件数単行本による公表	8件
C 学術雑誌・商業雑誌に掲載された論文等の数	27件
C 1 査読誌への掲載件数	12件

C 2 専門誌等からの依頼掲載件数	15件	
D 論文集等掲載件数論文による公表		8件
E 口頭・ポスター発表件数		49件
E 1 口頭・ポスター発表(予稿集あり)	27件	
E 2 口頭・ポスター発表(予稿集なし)	22件	
F その他(広報誌, ニュースレター, 新聞コラム等掲載件数)		52件

【内容の充実度】

(1) 日本語科学

『日本語科学』の1号約170ページという分量は、学会機関誌等の学術雑誌に比べても遜色がなく、掲載される論文は、所内外の研究者による厳正な審査を経て掲載されている。

【公表手段・広報手段の適切性】

(1) 日本語科学

『日本語科学』は、毎号1,100部を(株)国書刊行会から刊行し、そのうち300部を国語研究所が買い上げて、約260部を関係機関(海外を含む)に無償で配布し、成果の公表と配布先との間での学術成果物の交流を実現している。これとともに、800部を同社から市販し、個人研究者等の需要に応じている。

刊行については、国語研究所ホームページへの案内情報の掲載、関係領域の専門雑誌への広告、印刷パンフレットによる広報などによって周知に努めている。

○ 休刊

国語研究所の法人移管に伴い、新研究所の目的や研究領域に対応した編集方針の変更等が考えられることから、平成21年4月刊行の25号の発行をもって当面の間、休刊することとした。この決定に連動して、投稿論文の受付も平成20年11月1日以降休止している。以上の休刊と投稿受付休止について、ホームページと25号で案内し、周知を図った。なお、既投稿論文の査読・審査は、平成20年度内に完了しており、投稿受付休止までの投稿論文で査読審査を通過した論文は25号までにおいてすべて掲載された。

〔中期目標〕

- ② 成果普及図書等を作成する他、効果的に研究成果の普及広報事業を実施すること。

〔中期計画〕

- ② 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、時宜に応じた重点テーマの設定、普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ、これを基軸として、下記のような媒体等を総合的に活用し、運営する。

- ・『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を年2種作成する。
- ・ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・国立国語研究所概要等を作成する。
- ・講演会、施設公開等を実施する。

〔年度計画〕

- ② 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、時宜に応じた重点テーマの設定、普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ、これを基軸として、下記のような媒体等を総合的に活用し、運営する。

- ・ ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・ 国立国語研究所概要等を作成する。

8. 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

【事業概要】

国語研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、時宜に応じた重点テーマの設定、普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ、これを基軸として、下記のような媒体等を総合的に活用し、運営する。

（1）ホームページ等のインターネットによる普及広報

国語研究所の各プロジェクトの研究成果の発信、刊行物や各種催し物の案内や報告等をホームページ等を活用し、普及広報する。

（2）国語研究所概要等

国語研究所の研究・事業を紹介し、広範かつ適切な認知と理解を得るために、概要等を

作成する。

なお、『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書（２種）の作成、及び「ことば」フォーラムの開催については、事業年度の期間が短いため年度計画には入れないこととした。

〔事業費〕運営費交付金： 3,423千円（物件費 3,423千円）

【担当組織】

責任者：池田理恵子

担当者：大西拓一郎，山田重美（以上，普及広報部会）

塚田実知代，高山和男，鈴木美保子（以上，普及広報担当グループ）

所内協力者：榎本誠（国語研究所ネットワークヘルプ担当）

【実施状況】

（１）ホームページ等のインターネットによる普及広報

普及広報グループでは、ネットワーク委員会情報セキュリティ管理部会と連携を図りつつ、ホームページ内容の運用整備を継続して行った。なお、平成19年度からは、所内協力者による体制強化により、運用整備について迅速かつ適切な対応が図られている。

アクセス件数（ページビュー）に関しては、以下のように推移している。

平成10年度	115,680件	平成16年度	5,232,532件
平成11年度	250,086件	平成17年度	5,433,785件
平成12年度	434,405件	平成18年度	11,057,543件
平成13年度	1,498,758件	平成19年度	5,945,000件
平成14年度	3,818,474件	平成20年度	8,093,137件
平成15年度	6,086,098件	平成21年度	4,540,874件（平成21年4月～9月）

※ 平成15年度、18年度が突出しているのは、平成15年度には、外来語言い換え提案の本発表が2回行われ、また、平成18年3月には、最後になる本発表が行われたことが影響し、アクセス件数が多くなっているものである。基調としては、順調に推移している。

なお、平成21年度は4月～9月までの半年間であり、厳密には比較できないが、参考までに、前年度（平成20年度）の同時期、半年間の件数と比較すると、平成21年度は、前年度の同時期に比べて増加しており、基調として順調に推移していると言える。

平成20年度 3,745,256件（平成20年4月～9月）

平成21年度 4,540,874件（平成21年4月～9月）

（２）国語研究所概要等

① 「国語研究所概要」の作成

平成21年度版概要（和文，A4判24ページ，3,000部）を作成し、文部科学省所管の機関・独立行政法人，国立大学人文系研究所，人文系大学共同利用機関等に送付したほか、国語研究所内の来訪者用パンフレットスタンドにて配布等した。

② 広報紙「国語研の窓」の作成

広報紙「国語研の窓」を2回発行（各号5,000部）した（39号（4月）、40号（7月）。各号はいずれもA4判8ページで、表紙には「暮らしに生きることば」（言葉に関するエッセイ）を、内容としては、「研究室から」（国語研究所の研究事業の紹介・解説）を中心に、「刊行物紹介」「ことば」フォーラムの報告」ほかを掲載した。また、第40号には「独立行政法人から大学共同利用機関へ」も掲載し、法人移管について周知する一環とした。

（3）施設公開等

国語研究所の活動と研究成果を広く国民一般に伝えることを目的として、施設の一般公開を行っている。中学校、高等学校、個人で訪れた一般市民等に施設公開を行った。国語研究所への見学案内実績は、計2団体54人と個人44人の計98人であった。

施設の公開等（見学案内内訳）

・公的な依頼のあったもの：計2件	54人
立川市図書館	53人
開智中学・高等学校	1人
・その他（建物見学等）	44人

（4）マスメディアを媒介とした普及広報活動の実施

テレビ・ラジオへの出演、新聞・雑誌等への寄稿、資料提供等、マスメディアを媒介とした普及広報活動を実施した。マスメディア等からの取材及び出演要請については、2件の依頼に対応した。取材等に関しては、平成15年度より事務処理を総務課に一元化することにより、迅速な対応が図られている。

マスメディア等の取材・出演内容

・単発対応（2件）
出版社 1件、企業 1件

【内容の充実度】

（1）ホームページ等のインターネットによる普及広報

各プロジェクトの成果発信、刊行物や各種催し物の報告等、研究所の研究成果の公開に対応し、運用整備を行った。また、昨年度までに計35回開催してきた「ことば」フォーラムに関しては、各回の配布資料、当日記録（講演内容の書き起こし）、開催報告（概要）のホームページへの掲載を完了した。

（2）国立国語研究所概要等

① 「国立国語研究所概要」の作成

第2期中期目標・中期計画期間中の各プロジェクトの計画について、関連プロジェクトの実績・成果を踏まえて改訂を行い、担当グループ間の関連・連携が分かるよう、紙面構成や説明の記述に工夫を加えた。また、写真や図表を効果的に利用することにより、調査研究事業の内容を分かりやすく伝えるよう工夫した。

② 広報紙「国語研の窓」の作成

国語研究所の活動の諸側面を、所外に広く分かりやすく知らせるよう、以下のように工夫している。

- ・原稿の執筆は所員に依頼している。その際、広く国民一般に理解してもらえるような文体用語表記等の工夫を念頭に置くように要請している。
- ・紙面デザインについても、印刷所との連絡・協力体制の充実を図り、より効果的な読みやすい紙面構成を工夫した。

【公表手段・広報手段の適切性】

(1) ホームページ等のインターネットによる普及広報

各プロジェクトの成果発信、刊行物や各種催し物の案内や報告等、研究所の研究成果の公開に対応し、運用整備を行い、情報の充実を図った。

(2) 「国語研の窓」の作成

全国の教育委員会、関係機関、新聞社、テレビ局、大学、日本語学校等、及び近隣の学校・役所・公民館・図書館等に配布するとともに、国語研究所を紹介するパンフレットとして広く活用している。また、既刊全号（40号）についてホームページでの公開を完了した。

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

〔中期目標〕

(2) 国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システム「日本語情報資料館」への一元化・強化を図ること。なお、情報提供システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させること。

〔中期計画〕

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システムの一元化・強化を図るため、次の取り組みを行う。

〔年度計画〕

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システムの一元化・強化を図るため、次の取り組みを行う。

① 情報データの収集・作成

〔中期計画〕

① 情報・データの収集・作成

情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また、研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

〔年度計画〕

① 情報・データの収集・作成

情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また、研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

このため、次のことを行う。

- ・ 日本語・日本語教育に関する図書の継続的な収集・整理、目録整備を行う。
- ・ 日本語・日本語教育国語に関する研究文献情報等を収集・整理する。
- ・ 国民の言語生活に関して収集した新聞記事の情報を整理し、記事目録データベースの追加更新を行い、公開する。
- ・ 総合雑誌、新聞記事等に現れた国語に関する動向を整理する。

- ・ 資料整備計画に基づき、蓄積資料の整理、目録の作成を進める。
- ・ 電子化研究資料、データベースなどの整備を推進し、電子化報告書、電子化資料などのインターネット等による公開を行う。

9. 情報・データの収集・作成

【事業概要】

日本語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行う。また、情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施するとともに、国語研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

日本語や日本語教育に関する研究文献、資料やその目録・データ等は、日本語や日本語教育に関する研究の基盤的情報である。日本語や日本語教育に関する研究機関として、一般には入手しにくい文献・資料も含め、広く深く収集、整理、蓄積し、これを広く社会に向けて公開、提供することは、日本語・日本語教育の研究基盤として、また、日本語・日本語教育の研究や社会の動向を把握するための基礎として、学術的にも、社会的にも有用で意義がある。

また、国語研究所には、創立以来の日本語に関するオリジナルの研究成果や調査研究資料が多く蓄積されている。これらは日本語に関する重要な基礎的な資料であり、これらを後世に確実に伝えていくとともに、基礎的な研究資料として公開と利用を進めていくため、蓄積した調査研究資料の整理と情報整備並びに研究資料の電子化による蓄積と公開を推進することは、学術的にも社会的にも意義の深いものである。日本語に関する基礎的な資料を電子化し、ネットワークやCD-ROM等、一般にも利用しやすい形で情報・資料を提供することは、調査研究のための基盤作りに寄与するのみならず、研究成果の一般への普及に対する効果も期待される。

以上のような意義や効果を念頭に置き、情報・データの収集・作成として、以下のことを実施する。

(1) 日本語文献情報の収集・整理

日本語に関する研究情報と言語生活情報の2つの観点から情報収集を行う。研究情報としては、日本語研究に関する刊行図書や専門雑誌掲載文献を対象に日本語に関するものを調査し、データベース化する。言語生活情報に関しては、メディア上に現れた言語生活関連情報として総合雑誌等の記事や新聞記事の情報をデータベース化する。これらデータベースに現れた国語に関する動向の分析を行う。

〔事業費〕 運営費交付金 : 7,975千円

(人件費7,140千円, 物件費835千円)

(2) 日本語に関する蓄積資料の整備

日本語・日本語教育に関する研究文献・資料を広く収集・整理・蓄積する。また、蔵書目録データベースを充実・整備するとともに、国内外の研究者の求めに応じて、国語研究所が所蔵する日本語・日本語教育に関する文献・資料を広く国内外に提供する。

〔事業費〕運営費交付金：49,732千円
(人件費6,659千円, 旅費159千円, 物件費42,914千円)

【担当組織】

統括責任者：熊谷康雄

(1) 日本語文献情報の収集・整理

責任者：熊谷康雄
担当者：池田理恵子, 新野直哉
研究補佐員：中野真樹, 渡辺由貴, 梶玲子
非常勤研究員：福島佐知

(2) 日本語に関する蓄積資料の整備

責任者：井上文子
担当者：磯部よし子, 中山典子, 綱川博子
事務補佐員：加藤論子, 瀧澤秀一

【実施状況・進捗状況】

(1) 日本語文献情報の収集・整理

- ① 日本語に関する研究文献情報等を収集・整理した。
 - ア 日本語研究文献, 日本語関連書籍の情報収集と整理, 目録作成, 動向分析に関し, 平成21年度刊行のデータの収集・整理, 編集用データベースの構築, 動向分析を完了した。
 - イ 法人移管後は紙媒体による『国語年鑑2009年版』は刊行しないことになったため, 編集用データベースからの出力により簡易な『国語年鑑2009年版(電子版)』を作成し, Web上に公開した。その内容は, 動向(刊行図書, 雑誌文献, 総合雑誌記事の動向), 文献目録(刊行図書, 雑誌文献)からなる。収録した刊行図書文献は1,341件, 雑誌文献は3,934件である(追補を含む)。
- ② 国民の言語生活に関して収集した新聞記事の情報を整理し, 記事目録データベースの追加更新を行い, 公開した。
 - ア 「ことばに関する新聞記事」の収集と目録作成については, 収集した平成20年分の新聞記事データの整理を行い, 記事目録約4,000件の追加更新を行ない, 約141,000件の記事目録データベースを公開した。

イ ことばに関する新聞記事画像データベース（昭和24年～平成10年の50年分）については、目録（見出しデータ）約105,000件、記事本文（切り抜きイメージ）約72,000件のことばに関する新聞記事画像データベースを完成し、公開を開始した。

データベースの作成、公開に当たっては新聞社・通信社各社（全国紙4社（朝日新聞社・毎日新聞社・読売新聞社・産経新聞社）、通信社2社（時事通信社、共同通信社）、ブロック紙・地方紙6社（河北新報社、信濃毎日新聞社、新潟日報社、西日本新聞社、中日新聞社、北海道新聞社）、専門紙・業界紙8社（図書新聞、読書人、教育新聞社、日本新聞協会、全国官報販売協同組合、日本私立大学協会、文部科学省、日本出版協会）、合計20社等との間で、データベース公開のための記事使用に関する著作権、公開方法等に関わる契約を取り交わした。また、熊本日日新聞社、静岡新聞社、出版梓会、電通の4社からは、各紙掲載の個人著作物の利用に関して協力を得た。

③ 総合雑誌、新聞記事等に現れた国語に関する動向を整理する。

総合雑誌の日本語関係記事の収集と目録作成を行い、記事に動向分析を加えた。また、動向分析は、『国語年鑑2009年版（電子版）』に収録した。

（2）日本語に関する蓄積資料の整備

① 日本語・日本語教育に関する図書の継続的な収集・整理、目録整備を行った。

ア 平成21年度は、蔵書検索データベース（昨年度までは図書館蔵書目録データベースと呼んでいたもので、名称は違うが同じデータベース）に図書1,849冊（和図書1,718冊、洋図書131冊）、雑誌68種（和雑誌63種、洋雑誌5種）・2,312冊（和雑誌1,962冊、洋雑誌350冊）、視聴覚資料等263点のデータを追加している。平成21年9月30日現在の総所蔵数は、図書131,836冊（和図書106,926冊、洋図書24,910冊）、雑誌5,463種（和雑誌4,924種、洋雑誌539種）・84,363冊（和雑誌73,546冊、洋雑誌10,817冊）、視聴覚資料等6,599点である。

イ 国立情報学研究所が管理・公開している総合目録データベースにも、所蔵図書・所蔵雑誌の登録を継続して実施した。なお、国立情報学研究所のホームページ上の総合目録データベースによっても、研究所の所蔵図書・所蔵雑誌の検索が可能である。

ウ 図書館間相互文献複写サービスによる複写受付は、平成21年度は、1,154件である。図書館間相互文献複写サービスによる外部機関への複写依頼は、平成21年度は、21件であった。

② 資料整備計画に基づき、蓄積資料の整理、目録の作成を進めた。

中央資料庫の資料（創立以来の各種調査の原資料、関連資料等）を整理し、目録作成（詳細記述、概要記述、簡略記述）を継続した。

平成21年度には、「全国方言文法の対比研究」「太陽コーパス」関係資料など、保存箱883箱の目録作成が終了した。なお、中央資料庫内の保存箱2,580箱（立川市移転後移管

分を含めると3,428箱)のうち、平成17年度以前に587箱、平成18年度に429箱、平成19年度に644箱、平成20年度に691箱、平成21年度は883箱、合計3,234箱の記述が終了した。今後、さらに、中央資料庫に移管される資料が発生するが、追加分についても簡略記述を継続予定としている。作成した目録(詳細記述、概要記述、簡略記述)は、日本語情報資料館の「資料情報検索システム」に掲載し、147の研究課題について目録の閲覧を可能にした。

目録を作成した研究課題を含む、中央資料庫に保管している全資料の研究課題のリストを、「保存資料一覧」(研究課題別)として作成し、183の研究課題に分類し国語研究所内で閲覧可能にした。

終了予定のプロジェクトについて、紙資料・メディア資料・ソフトウェア・機器等の移管を進めた。

「日本語学習者による日本語発話と、母語発話との対照データベース-開発・応用のための研究-」「国語力の調査」関連資料などの、紙媒体・メディア・機器について、新規に中央資料庫、中央メディア保管庫、カード保管庫で保存する資料を対象として、燻蒸作業を実施した。

③ 電子化研究資料、データベースなどの整備を推進し、電子化報告書、電子化資料などのインターネット等による公開を行った。

ア 国語研究所報告書の電子化に関しては、約15,000ページ分の公開用PDFの作成を完了し、ホームページ上に公開した。

イ 中央メディア保管庫の音声資料・映像資料の保存・活用のため電子化を継続した。

ウ 「X線映画 日本語の音声」のオリジナル素材など、16mmフィルム33本について、DV-CAMへの媒体変換、補修、クリーニングを昨年度に引き続き実施した。これにより、研究所が所蔵する16mmフィルム59本すべての媒体変換が完了した。

エ 「談話行動の実験社会言語学的研究」の対話映像など、オープンリールビデオ41本について、DV-CAMへの媒体変換、補修、クリーニングを実施した。これにより、研究所が所蔵するオープンリールビデオ83本すべての媒体変換が完了した。

オ 「話研録音資料」など、オープンリールテープ120本について、DATテープへの媒体変換を業者委託により実施した。

カ 「「各地方言収集緊急調査」報告資料」などについて、音声ファイル1,670ファイルを作成した。

キ 『方言文法全国地図』の言語地図について、電子ファイル作成を業者委託により実施した。

ク 『日本言語地図』(LAJ)の電子化に関しては、地図画像のホームページより全6巻すべての地図画像のPDFファイルによる地図画像のWeb公開を継続するとともに、LAJの原資料のカード画像と言語地図のコードデータを公開する『日本言語地図』データベースについては、原資料の電子化を進めつつ、追加公開のための項目の校正等の整備を進めた。

ケ 研究所の刊行物である、「研究所報告」シリーズ、「研究所資料集」シリーズ、『研究発表会』、『要覧』、『概要』、その他内部報告など183冊について、マイクロフィルム

作成・画像ファイル作成を実施した（183冊）。

【成果物の作成・公表状況】

（1）日本語文献情報の収集・整理

- ① 『国語年鑑2009年版（電子版）』をWeb上に公開した。
- ② 「ことばに関する新聞記事」について、平成20年分データをWeb上で追加公開した。

（2）日本語に関する蓄積資料の整備

- ① 国語研究所のホームページ上で蔵書検索データベース（昨年度まで図書館蔵書目録データベースと呼んだもの）の公開を継続した。
- ② 国立情報学研究所が管理・公開している総合目録データベースにも、所蔵図書・所蔵雑誌の登録を継続して実施した。
- ③ 電子化報告書，約15,000ページの追加公開を行った。
- ④ 電子化資料の作成，公開を継続した。

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

〔中期計画〕

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに、システムの強化と効率化を推進する。なお、システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させる。

〔年度計画〕

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

20年度に実施した満足度調査の結果を反映させ、日本語情報資料館システムの内容、機能面の整備・改善と運用を継続して実施する。

10. 情報の集積・提供システムの整備・改善

【事業概要】

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理と並行して、情報提供システムの一元化・強化を図るため、情報の集積・提供システムの整備・改善を進める。

このため、情報提供システムの一元化・強化を図り、「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに、システムの強化と効率化を推進する。併せて、システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させる。

「日本語情報資料館」は、国語研究所が蓄積する研究成果・資料・情報を電子化し、インターネットを活用した情報発信を行うものである。「日本語教育ネットワーク」システム（「日本語教育支援総合ネットワークシステム」）は、インターネットにより日本語教育に関する情報・研究成果を発信するものとして、別個のシステムとして構築されたが、このシステムの基盤を「日本語情報資料館」システムに統合する。国語研究所が蓄積する日本語・日本語研究、日本語教育に関する情報を一体的に集積、提供することにより、日本語・日本語研究に関する情報と日本語教育に関する情報の一体的管理、提供と情報の相互流通の促進に寄与することができ、日本語に関する情報提供の強化を図ることができる。

〔事業費〕 運営費交付金：3,473千円（物件費 3,473千円）

【担当組織】

責任者：井上文子

担当者：熊谷康雄，柳沢好昭，野山広，早田美智子

事務補佐員：瀧澤秀一

協力者：池田理恵子，榎本誠（ネットワーク保守担当）

【事業の進捗状況】

日本語情報資料館システムの整備・運用と、コンテンツ・データの整備・管理を継続しつつ、平成20年度実施の満足度調査の結果を反映させ、システムの日本語情報資料館システムの内容、機能面の整備・改善を実施した。

平成20年度の満足度調査は、日本語研究・教育者6人，マスコミ関係者1人，専門図書館関係者3人の計10人の有識者を対象にインタビュー形式で行ったものである。満足度調査の意見は、多方面にわたるが、国語研究所の独自の有用な情報・資料の存在や、資料提供の方針に対する評価は高かった。(1) 文献データベース，ことばに関する新聞記事データベースをはじめとする目録データベース等の充実，(2) 電子化報告書、『日本言語地図』データベース，地図画像をはじめとする研究報告書等の本文の公開や、研究資料の電子化公開などの意義，利便性，(3) 情報をひとところに集積することの意義，利便性，(4) 研究・教育上の利用の可能性などが高く評価されている。その上で、独自の情報・資料を、よりよく見せ、より使いやすく、より使われるようにするための工夫についての指摘や提案が共通するものとしてあった。コンテンツの要望，利用者へのガイドや見せ方の工夫，使いやすさや簡便な検索法に関するものなど，その他，多方面の意見・提案を受けた。

これら満足度調査の意見を踏まえつつ、昨年度に引き続き、日本語情報資料館システムの改善，整備を行った。

電子化資料の検索，管理システムとして平成20年度に更新したデジタル資産管理や機関リポジトリのソフトとして有力なオープンソースソフトである DSpace 上への情報の登録を推進した。日本語情報資料館内にホームページを持つ電子化報告書や資料集なども，DSpace 上にもコンテンツとして登録し，DSpace 上での検索利用を可能として，利便性の向上と内容の充実を図った。

電子化報告書等のコンテンツの一層の充実を望む声に対応し，コンテンツの充実を促進した。『国立国語研究所年報』（昭和24年版～平成5年版），『方言録音資料シリーズ』，「研究所資料集」シリーズ（資料集1（1950）～資料集12（1989）），『日本言語地図』の調査票，過去の節目の年に作成した，研究所の研究成果の紹介，回顧などの刊行物等を日本語情報資料館 DSpace に登録した。電子化報告書のページ数としては，約15,000ページであり，これまでの公開のペース以上に充実を計った。

また，日本語情報資料館内のページとして，昨年度のホームページの改善の枠組みに沿った形で，『方言談話資料』，『方言録音資料シリーズ』，『方言文法全国地図』のサイト構築を実施した。『方言談話資料』，『方言録音資料シリーズ』では，いずれも，方言の会話，談話の文字化テキストと音声ファイルを提供した。『方言文法全国地図』では，方言文法地図のすべての画像を公開している。また，「日本語観国際センサス」のサイトを改善し，調査結果のPDFを更新すると同時に，EXCEL ファイルを並行して提供するようにした。また，『日本言語地図』地図画像のページに，利用者から要望のあった，地図の凡例部分のみを抽出した画像をすべての地図について追加した。

検索システムの改善に関しては，「『日本言語地図』データベース」検索システムを改良し

た。また、要望が多かった研究文献検索の簡単検索（特定の項目を指定せず、項目を横断的に検索）を公開し、検索をより簡便なものにした。

なお、日本語情報資料館システムのホームページの改善に当たっては、ホームページ管理担当の協力を得、密接に連携しつつ実施した。

4 内外関係機関との連携協力

〔中期目標〕

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として、蓄積された知見に基づき、国語施策の立案、国語教育等の充実に資するとともに、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため、研究者交流、国際シンポジウム、連携大学院への参画等により、内外の関係機関との連携協力を促進すること。

〔中期計画〕

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学、研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため、研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また、内外の関係機関との間で、研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに、国語教育に資するため、大学及び関係機関との連携協力を行う。

〔年度計画〕

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学、研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため、研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また、内外の関係機関との間で、研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに、国語教育に資するため、大学及び関係機関との連携協力の在り方について検討する。

1 1. 研究者の受入及び派遣等

【事業概要】

「博報日本語海外研究者招へいプログラム」（主催：財団法人博報児童教育振興会）

このプログラムによる研究者招へいは、日本語研究、日本語教育に関する優れた業績を有する海外在住の研究者、並びに将来が期待できる若手研究者に日本で研究を行う機会を提供することを目的としたものである。

なお、研究員などから要請があった場合に実施する招へい研究員（海外の研究者の招へい）、海外研究員（海外の研究者への研究委嘱）、在外研究員（研究所の研究員の海外機関への派遣）、関係機関等との連携協力（学術交流協定書に基づく、韓国国立国語院、北京日本学研究中心、華東師範大学との学術交流）は、法人移管を考慮し、平成21年度は

実施しない。

〔事業費〕委託費 博報日本語海外研究者招へいプログラム事業費：13,251千円

【実績】

博報日本語海外研究者招へいプログラムによる海外研究者招へいの実施

- ・第3回の招へい研究者6人を引き受けた（アメリカ1，インドネシア1，タイ1，中国1，トルコ1，ベトナム1）。それぞれの研究テーマに沿った研究を行うと同時に，研究所の研究者とも，研究会や共同研究を通じた研究活動を行っている。

これ以外に以下の学術交流の実績があった（プロジェクト予算，研究者が代表者である科学研究費による海外調査，海外学会発表参加等は除く）。

- ・滞在研究者 4人（カナダ1，トルコ1，アメリカ1，日本1）
- ・国内からの依頼による講師派遣等 37件
- ・海外からの依頼による講師派遣 1件（韓国）

〔中期計画〕

(2) 国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がり鑑み，諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し，日本語の研究・教育についての知見や情報を交換する国際シンポジウム（隔年）を開催する。

1.2. 国際シンポジウムの開催

【事業概要】

中期計画では，国際シンポジウムは隔年開催ということになっていたが，法人移管準備のため，平成21年度上半期は国際シンポジウムは開催しない。

【担当組織】

責任者：井上優

【実績】

平成21年度は開催しなかった。

〔中期計画〕

(3) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される，日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

〔年度計画〕

(2) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される，日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

1 3. 連携大学院への参画

連携大学院

【事業概要】

国語研究所は，政策研究大学院大学（以下，「政研大」という。）や一橋大学との間で実施される，連携大学院事業（日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する事業）に参画している。運営に関しては，大学院運営委員会で総括的検討を行い，その下に政研大部会，一橋部会を設けている。

政研大連携プログラムにおいては，日本語教育の理論的研究・実践的研究の面から参画する一方，一橋大学連携プログラムにおいては，日本語研究の面から参画している。両プログラムへの参画に関しては，こうした重点化・棲み分けを行い，各プログラムの特長に留意しながら，参画・貢献が有効となるよう内容等の充実に努める。

〔事業費〕 運営費交付金：1,166千円（旅費交通費898千円，物件費268千円）

【運営組織】

大学院運営委員会：

杉戸清樹（委員長），徳重真光，山本昌博，相澤正夫，柳澤好昭，熊谷康雄，
野山広（政研大部会），井上優（一橋部会）

(1) 政策研究大学院大学連携大学院

【事業概要】

本連携プログラムは，政研大の大学院政策研究科に属する1プログラムとして位置付けら

れており、「日本語教育指導者養成プログラム」（修士課程）と「日本語文化研究プログラム」（博士課程）によって構成されている。政研大及び国際交流基金日本語国際センター（浦和センター）、そして国語研究所の3機関が連携して、本大学院課程の事業を運営しており、外国人を対象としたプログラムとして、平成13年10月に修士課程が、平成15年10月に博士課程が創設された。

本プログラムの目的は、海外における日本語教育を充実させるために不可欠な日本語教育の拠点作りと人材の育成である。具体的には、それぞれの国・地域において、直接日本語を介して日本の関連情報を正確に理解、活用し得る人材を擁した日本語教育の拠点を整備すること、とりわけ、その拠点の活動を運営し発展させるための指導的な役割を担う人材の養成・確保・配置等に貢献することである。換言すれば、各国の日本語教育関連機関において指導的役割を果たせるような、高度な知識と能力を備えた日本語教員や、日本語教育施策の企画・推進に当たるための知見や能力を備えた実務者の育成を図ろうとするものである。

修士課程では、連携3機関の教員が分担して、言語領域（日本語表現法、日本語学、言語学、社会言語学、対照言語学等）、言語教育領域（日本語教育概論、日本語教授法、第二言語教育論、日本語教育教材論等）、社会・文化領域（現代日本の社会と教育、比較文化論、異文化コミュニケーション論等）の講義や演習を行っている。研究所は、このうち、言語領域及び言語教育領域の指導を主として分担している。学生は講義・演習の指導を受けるほか、数週間の母国滞在研究（調査、実験授業等）などの成果を基に特定課題研究論文・修了レポートなどをまとめ、原則として1年間で課程修了と修士号取得を目指す。

博士課程では、学生の進学以前の蓄積や経験を踏まえて、個別の研究指導カリキュラムを編成する。研究指導には各学生に3機関から数名の教員がチームを組んで当たり、「日本語文化特別演習」等の演習形式の授業や、国際的な研究会議、国内外の学会・研究会等での発表や研究所等の進めている研究プロジェクト等に参加する「プロジェクト研究」などの指導を行う。学生は、原則として3年間の在籍期間を与えられ、その間に、博士論文執筆資格試験等を経て、論文執筆・完成、課程修了、博士号取得を目指す。

平成21年9月現在の学生数は、以下のとおり、博士課程5人、修士課程6人である。

【担当組織】

責任者：野山 広（修士課程・博士課程プログラム委員兼任）

担当者：野山 広（修士課程・博士課程プログラム委員兼任）

管理部：山本昌博，仙波恵子，新井田貴之

【連携・協力状況】

国語研究所は、政研大連携プログラムにおいて日本語教育の理論的研究・実践的研究に関する人材と知見を中心にして参画している。

平成21年度上半期は、以下の業務を行った。

① プログラム委員の業務

- ・ 修士課程プログラム委員会への参加（毎月1回程度）
- ・ 博士課程プログラム委員会への参加（毎月1回程度）

- ・ 修士課程入試問題の作成・実施（年度に1回）
- ・ 博士課程入試問題の作成・実施（年度に1回）

② 学生の授業・指導担当者の業務

- ・ 修士課程8期生の授業・指導（2009年9月まで）
- ・ 修士課程8期生（6人）の修了・卒業審査（毎年9月）
- ・ 博士課程3期生，4期生，5期生（1人）のQE（博士論文執筆資格審査）の試験問題の作成・実施（平成21年4月：4期生及び9月：3期生と5期生）
- ・ 博士課程7期生の入試問題の作成・実施（1名合格：10月入学の予定）
- ・ 博士課程3期生，4期生，5期生（2人），6期生の授業・指導
- ・ 研究会の実施（協力）

③ 言語文化研究会（第15回）の実施

日時：平成21年9月5日（土） 10:00～15:00（開場 9:30）

場所：政策研究大学院大学 講義室L

内容：「日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）」（8期）と「日本語文化研究プログラム（博士課程）」（3期及び5期）に在籍している外国人日本語教師の学生（6人＋2人＝8人）が，これまで取り組んだ各自の研究成果を発表した。

なお，平成21年9月末をもって，連携機関として役割を終了することとなった。法人移管後は，博士課程の指導担当や，修士課程の授業担当に関連して，非常勤の教員として個人的な協力を継続していく予定である。

（2）一橋大学大学連携大学院

【事業概要】

本連携大学院（一橋大学言語社会研究科第2部門，日本語教育学位取得プログラム）は，一橋大学大学院言語社会研究科を本体とし，一橋大学留学生センターの教員及び研究所の研究員がスタッフとして参画して運営する大学院である。平成17年4月に修士課程が創設され，19年4月には博士課程が創設された。対象は日本人及び滞日留学生である。

本プログラムの目的は，日本語教育学，日本語学，日本社会・文化に関する高度で専門的な知識と能力を備えた日本語教育者を育成することである。大学院生は，言語社会研究科の学生として，通常の大学院と同じく，2年間での単位取得と修士論文執筆を目指す。修了後は，学術修士・学術博士の学位が授与される。

研究所からは，3人の研究員がコア・スタッフ（連携教授）として入試業務を含む大学院の運営，学生の論文指導，講義・演習に参画している。また，1人が協力スタッフ（非常勤講師）として講義を担当している。

平成21年9月現在の学生数は，博士課程3年6人，博士課程2年5人，博士課程1年5人，修士課程2年14人，修士課程1年8人である。

【担当組織】

(一橋大部会)

責任者：井上優

担当者：前川喜久雄，山崎誠（以上コア・スタッフ），小木曾智信（協力スタッフ）

【連携・協力状況】

本連携大学院において，研究所は，日本語研究の専門機関としての特色を踏まえた教育，日本語研究のセンターとして保有する資源を活用した教育を行うことが期待されている。演習及び講義の内容は，担当者が研究所において行った，あるいは現在行っている研究と密接に関係するものである。学生も図書室などの研究所の資源を積極的に活用した。

平成21年度上半期は，以下の業務を行った。

[コア・スタッフ（井上・前川・山崎）]

① 演習（週1回，前期）

担当科目：記述文法・対照言語研究（井上），音声・音韻論（前川），
語彙研究・計量日本語学（山崎）

② 論文指導

井上 博士3年2人，博士2年3人，修士2年2人，修士1年1人
山崎 博士2年1人，博士1年1人

③ 入試関連業務

7月 入試説明会

9月 修士課程入試（問題作成，採点，面接，判定会議）

④ 会議への出席

コア・スタッフ会議（随時），言語社会研究科研究科委員会（月1回）への出席。

⑤ その他

新入生ガイダンス（4月）

『一橋大学日本語教育研究報告3』の編集指導

[協力スタッフ（小木曾）]

① 講義（週1回，前期）

担当科目 コーパス日本語研究

なお，平成21年10月の法人移管後の連携参画について，基本的に継続することを目指して連携機関と協議を進め，連携協定の準備を行った。

II 業務運営の効率化に関する措置等

〔中期目標〕

III 業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑かつ効果的に遂行するため、組織見直し等効率的な業務運営を行うこと。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させること。なお、外部有識者の検証については、全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるようにすること。
- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上の削減を達成すること。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の見直しを進めること。

V その他業務運営に関する重要事項

- 1 非公務員化を踏まえ、他機関との人事交流の促進や任期付き研究員制度の導入により、研究所の業務の効果的な推進に資すること。

〔中期計画〕

II 業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。
 - (1) 自己点検・評価委員会において、毎年度、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、毎年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い、その効果的な推進に資する。
 - (2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を毎年度実施する。
- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上を削減する。

具体的には、下記の措置を講じる。

- (1) 一般競争入札による外部委託を推進することにより、業務運営を効率化する。
- (2) 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進する。

- 4 人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5%以上を削減する。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、民間賃金との地域差、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえて、給与体系の見直しに取り組む。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 非公務員化を踏まえ、調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施するため、任期付研究員制度を導入する。
- ② 大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

(参考1)

- ① 期初の常勤職員数 61人
- ② 期末の常勤職員数の見込み 57人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込額 2,495百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

〔年度計画〕

II 業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。
 - (1) 自己点検評価委員会において、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い、その効果的な推進に資する。

(2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を実施する。

3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費(退職手当及び特殊要因の増加分を除く。)の15%以上、事業費(退職手当及び特殊要因の増加分を除く。)の5%以上の削減を実現するため、平成21年度においては、例えば、省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進するなどして、一般管理費及び事業費の節減を図る。

4 人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5%以上を削減するため、平成20年度においては、平成19年度予算比で概ね1%の人件費削減を行う。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて平成18年度に導入した給与体系を適切に運用する。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

① 調査研究を効率的・効果的に実施するために、常勤職員のほか、客員研究員、特別奨励研究員、任期付研究員、契約職員、短時間勤務職員等の適正な配置と活用に努める。

② 大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

1.4. 業務運営の効率化措置

【事業概要】

文部科学省独立行政法人評価委員会による「平成19年度に係る業務の実績に関する評価の結果について」(H20. 8. 28)、「平成19年度に係る入札・契約の適正化に係る追加評価の結果について」(H20. 10. 29)、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による「平成19年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(政委第27号/H20. 11. 26)、「平成19年度における文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果(随意契約の適正化に係るもの)について」(政委第1号/H21. 1. 7)及び「独立行政法人整理合理化計画」(閣議決定/H19. 12. 24)等における意見・指摘を踏まえ、業務運営の効率化を図る。

【業務運営体制の整備】

運営会議を国語研究所運営の中心機関として位置付け、各委員会・部会が国語研究所を取り巻く諸課題に適時・的確に対処するという従来の体制を継続しつつ、平成21年度（4月～9月）には以下の措置を講じた。

（1）内部統制の状況

平成21年度は以下のことを実施した。

- ① 所長の下に設置した監査室において、第2期中期目標の適切な遂行及び法人移管を円滑に行うという観点から監査計画書を作成し、平成21年度計画の進捗状況、これまでの研究に関する資料の整理状況及び物品の管理状況等について監査した。
- ② 「競争的資金等の取扱いに関する規程」に基づき、平成20年度に経理管理を行った科学研究費補助金の研究課題数の10%について無作為に抽出し、内部監査を実施した。
- ③ 平成20年度の監事監査において、決算監査のほか、「随意契約の見直し」「給与水準の適正化等」「情報開示の状況」等について厳正なチェックがあった。

（2）研究事業委員会

平成20年度に引き続き、研究事業に関する重要事項の検討及び連絡調整を目的とする研究事業委員会を原則毎月1回開催した。

【自己点検評価・外部評価の実施状況】

（1）自己点検評価

自己点検評価委員会を2回（4月、9月）開催し、それぞれ平成20年度及び平成21年度に実施した業務・運営全般について自己点検評価を行った。

（2）外部評価委員会

外部の学識経験者で構成される外部評価委員会を2回（5月、6月）開催し、国語研究所の平成20年度の組織・運営全般について評価を受けた。評価結果は以下のとおりである。

評 定	平成20年度
項 目 数	1 6
A+ (特優)	4
A (十分に履行)	1 2
B (ほぼ履行)	0
C (不十分な履行)	0
C- (改善が必要)	0

【業務の効率化状況】

（1）一般管理費の削減

一般管理費は、第2期中期期間中、平成17年度予算比で毎年概ね3%の削減（5年間で15%以上削減）を行うこととされ、平成21年度の削減目標は12%の削減となる。平成21年

度の一般管理費は77,956千円となった。

(2) 省エネルギー等実績

平成21年度のエネルギー消費については昨年度に引き続き効率化・節約に努めるとともに、廃棄物の排出量の減少にも努めた。

	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
電 気	kwh	846,936	888,931	881,688	828,024	426,504
水 道	m ³	4,330	4,464	3,946	3,887	2,581
ガ ス	m ³	67,619	57,147	54,540	45,536	19,102
廃棄物(一般)	kg	12,404	13,434	11,855	12,088	6,852

(3) 環境に負担の少ない業務運用

省エネルギー、ペーパーレス化の推進等により、業務の効率化を図るため、以下の事項を行った。

① コピーする際は両面印刷を励行し、事務連絡等は所内LANによる電子メールを活用することにより、コピー用紙の使用削減に努めた。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満足するよう、特定調達物品に関しては、環境負荷の少ない物品、かつ再生材料を多く使用しているもの等の調達に努めた。

② 毎週水曜日を定時退勤日として設け、また、夏季においては業務中の軽装励行を全職員に呼びかけた。さらに、経済効率的な冷房設備の運用に心掛け、エネルギー消費の削減に努めた。

(4) 保有資産の管理・運用等

減損の兆候・認識は認められず、資産は効率的に活用された。

(5) 官民競争入札等の活用

業務の外部委託を推進し、可能な限り業務委託を実施している。

また、官民競争入札については、研究事業の性格上民間の創意工夫による効率化・合理化を求めるものとは異なるとの判断から導入しなかった。

(6) 利益剰余金・繰越欠損金・目的積立金等

研究機関である当所においては、運営費交付金等に基づく収益以外の収益が僅少であるため、経営努力により生じたとされる目的積立金の申請は行っていない。

(7) 契約の適正化

① 随意契約の適正化

平成21年度は、引き続き随意契約の適正化・透明性の確保に努めるとともに、事務または事業の性格等から一般競争入札により難しいものについては、企画競争及び総合評価落札方式を採用した。

なお、平成21年度中に行った入札の実施件数は、16件であった。

さらに入札件数のうち一者入札は9件であったが、応札に当たっては制限的な条件設定をしないようにし、競争性・透明性に努めた。

② 契約事務に係る執行体制

専門性の高い研究の委託案件については、適宜研究員の意見を踏まえ仕様書等が妥当なものであるかの判断を行った。

また、すべての契約案件に対応できる体制であり、抽出審査を行うことなく決裁時にすべて審査を行った。

③ 契約に係る規程類

「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）を踏まえ、平成20年度までに必要な規程の改正・マニュアルの整備を行った。

④ 随意契約見直し計画の実施・進捗状況等

「随意契約見直し計画」の対象となっているもののうち、平成21年度に締結した競争性のない随意契約の件数は7件であった。これは「随意契約見直し計画」全体の件数65件と比較して、89%減となった。（18年度65件 → 21年度7件）

なお、契約に当たっては第三者への再委託を禁ずる旨、契約書に明記した。

⑤ 個々の契約の合規性等

個々の契約については、監事による効果的な抽出審査が行われ、その合規性が適切に判断された。

（8）業務情報化の推進

平成21年度は、昨年度に引き続き以下の事項を実施し、事務及び業務の情報化を図った。

- ① 昨年度に引き続き、各予算管理者等が各自のパソコンで予算の執行状況などリアルタイムで確認可能なシステムを稼働させ、効率的かつ透明性の高い業務運営を図った。
- ② 一般競争入札においても、契約の相手方、契約金額等をホームページサイトに公表し、適正性・透明性の高い業務運営を図った。

【人件費削減状況】

人件費については、中期計画期間中、平成17年度予算比で毎年概ね1%の削減（5年間で5%以上削減）を行うこととされている。平成21年度においては、前年度退職者（4人）の後任不補充などにより人件費は221,229千円となった。

【給与水準の適正化】

平成21年度の職員の給与水準等については、総務省による国家公務員等の水準の公表が平成22年度になるため比較することができない。しかし、国語研究所職員の職務は、国の行政職俸給表（一）及び研究職俸給表の適用を受ける者と同等の職務であるとの考えの下に、国家公務員の給与構造改革を踏まえた基本給の引き下げなどを内容とする給与制度の見直しを行い、平成18年度4月から同俸給表に準じた適用を継続しているため、下に参考まで示した平成20年度の水準と同様に、平成21年度においても国家公務員の給与水準を下回ることが見込まれる。

(参考)

① 一般職基本給表の適用を受ける職員の給与水準（平成20年度）

(国との比較)

項目	国	国語研究所
平均年齢	41.1歳	40.1歳
学歴（大学卒の割合）	49.1%	72.7%
地域手当支給者率*1	40.3%	100%
ラスパイレス指数*2	100	95.8

*1 支給率12%以上に限る。

*2 国の行政職俸給表（一）適用者の給与を100とした時の給与水準の指数

② 研究職基本給表の適用を受ける職員の給与水準（平成20年度）

(国との比較)

項目	国	国語研究所
平均年齢	44.8歳	47.0歳
学歴（大学卒の割合）	96.7%	82.4%
地域手当支給者率*	72.3%	100%
ラスパイレス指数	100	87.3

* 支給率12%以上に限る。

【人事計画等】（以下のデータは平成21年9月末現在）

(1) 人事計画

① 事務系職員の人事交流実績

(人)

役職	転入	転出・退職
課長	2（山梨大学、日本学生支援機構より）	1（徳島大学へ）
課長補佐	1（東京大学より）	1（東京大学へ）
係員	1（一橋大学より）	1（一橋大学へ）
再雇用職員	0	1（退職）
合計	4	4

(2) 研究機関等への職員派遣実績

研究機関等の求めに応じ、職員を派遣した。

(件)

派遣先	件数	内訳
大学非常勤講師	48	国公立大学20, 私立大学27, その他1
委員会等委員	60	国の機関等8, 大学等2, 民間団体39, その他11
講師派遣等	38	国の機関等13, 地方公共団体6, 大学等7, 民間団体11, 海外機関1
合計	146	

(3) 職員の健康管理

定期健康診断は人間ドック受診者も含めてほぼ全員が受診したほか、毎月1回の産業医による健康相談を実施し、職員の健康管理に努めた。

(4) 能力開発研修への参加実績

研 修 の 種 類	件数・参加者数
所内研修会（科研費）	1件 40人
所外研修会（人事院研修等）	4件 6人
教育公務員特例法第22条に準じた研究職員の研修	5件 5人

(5) 人事評価

国語研究所の業務を効果的かつ効率的に遂行する観点から、適切な人材配置、人材の育成、勤務に関する職員の自己把握及び勤務の結果に対する適切な処遇等に資することを目的に、平成18年度から人事評価制度の試行を行っている。平成21年度は、9月までの半年であるため、この年度の評価の実施は見送ったが、前年度の試行について吟味と検討を行った。

〔中期目標〕

IV 財務内容の改善に関する事項

予算を効率的に執行するとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

- 1 積極的に外部資金の導入を図る等自己収入の増加に努めること。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。
- 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

〔中期計画〕

III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。また、研究所の業務の効率化を進めるとの観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

- 1 予算（中期計画中の予算） 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、2億円。

短期借入が想定される理由は、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、調査研究、情報提供、内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに、これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

〔年度計画〕

III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

- 1 予算 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入を行う計画はない。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡，処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は，調査研究，情報提供，内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに，これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

15. 予算・資金計画・収支計画

○ 外部資金の導入状況

(1) 平成21年度及びこれまでの外部資金の導入状況は，以下のようになっている。

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
金額合計	8,769万円	16,139万円	23,348万円	24,079万円	15,062万円
(内 訳)					
科学研究費補助金	4,646万円 25件	11,356万円 31件	17,806万円 27件	19,069万円 41件	13,280万円 43件
国等の委託費等	2,895万円 4件	1,567万円 2件	1,424万円 1件	1,206万円 1件	—
博報日本語海外研究者 招へいプログラム事業	—	2,164万円 1件	3,518万円 1件	2,904万円 1件	1,325万円 1件
著作権及び著作権使用料 ほか	1,228万円 385件	1,052万円 301件	600万円 265件	900万円 291件	457万円 147件

(※科学研究費補助金は，間接経費・外部分担金を含む。)

(2) 外部資金の導入状況は，上記のとおり平成20年度に比べ，国からの委託事業が平成20年度で完了したことからこの委託費がなくなり，科学研究費補助金も採択件数は2件増加したが，総額は5,789万円の減額となった。

また，「博報日本語海外研究者招へいプログラム事業」（財団法人博報児童教育振興会の委託事業）を継続実施した。

(3) 外部資金等の自己収入確保のための手段の適切性

独立行政法人は，業務運営のために国からの財源措置を講じられている一方，積極的に

外部資金の導入を図ることに努めることとされている。

国語研究所において考えられる外部資金等の自己収入としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 科学研究費補助金をはじめとするいわゆる国からの競争的資金
- ・ 寄附金，受託事業及び共同研究
- ・ 著作権，特許権等の知的財産に基づく著作権料，特許料等

また，外部資金確保のために，次のように多方面にわたる手段を取っている。

- ① 科学研究費補助金採択件数の増加を図るため，研究課題内容の検討会を平成20年度まで毎年実施した。
- ② 財団法人博報児童教育振興会と「日本語海外研究者招へいプログラム事業」を実施した。
- ③ 知的財産に関する成果の取り扱いに関する基本原則を整理し，知的財産の重要性の認識向上を図っている。
- ④ 成果物の刊行等
 - ア 出版社から増刷を含め，調査研究の成果を内容とする市販本等の出版が行われた。
 - イ 「分類語彙表増補改訂版」「日本語話し言葉コーパス」の各データベース，「ことば」ビデオ，「太陽コーパス」研究論文集と「太陽」日本語データベースの市販を継続した。

○ 財務内容の改善状況

予算の執行が業務別に計画どおり執行されているかについて，平成21年6月に各グループに研究計画の進捗状況を確認するとともに，効率的・効果的な予算の執行に努めた。

16. 整理合理化計画への対応

【事業概要】

平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」に対し、国語研究所として適切な対応を行う。

「独立行政法人整理合理化計画」の国語研究所への個別の指摘は以下のとおり。

〔事務及び事業の見直し〕

【日本語コーパス事業】

○民間事業者等との共同事業とすることについて平成20年度中に検討し、結論を得る。

【病院の言葉を分かりやすくするプロジェクト】

○平成20年度中に廃止する。

【外来語言い換え提案事業】

○平成20年度中に廃止する。

【日本語教育事業】

○他の公的日本語教育機関との役割見直し等を行い、事業の廃止を含め平成20年度中に検討し、結論を得る。

【漢字情報データベース事業】

○平成20年度中に廃止する。

【図書館事業】

○平成20年度中に廃止する。

〔組織の見直し〕

【法人形態の見直し等】

○大学共同利用機関法人に移管する。

【電話対応グループ】

○平成20年度中にHP上でFAQ（よくある質問に対する回答）を掲載するとともに、各担当グループ名及び連絡先を記載することに伴い廃止する。

【主な経緯】

平成19年

12月24日 独立行政法人整理合理化計画（閣議決定）により、国語研究所に関する事務及び事業の見直し及び組織の見直しが指摘される。

平成20年

1月15日 国語研究所に法人移管準備検討委員会を設置

1月31日 科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会に「国語に関する学術研究の推進に関する委員会」を設置

4月～5月 大学共同利用機関法人人間文化研究機構に「大学共同利用日本語研究機関設置準備委員会」等が設置され、移管に関する検討を開始

6月12日 科学技術・学術審議会学術分科会国語に関する学術研究の推進に関する委員会から「国語に関する学術研究の推進について」報告。ここで移管

先が人間文化研究機構とされる。

平成21年

- 1月30日 「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案」（以下「法案」という。）が閣議決定され、国会提出
- 3月31日 ・参議院本会議にて法案の衆議院修正案可決・成立。両院で附帯決議が付される。
・整理合理化計画で指摘のあった「病院の言葉を分かりやすくするプロジェクト」、「外来語言い換え提案事業」、「漢字情報データベース事業」、「図書館事業」の各事業を廃止するとともに、「電話対応グループ」を廃止
- 9月11日 「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」公布、「国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」改正
- 10月1日 大学共同利用機関法人人間文化研究機構の一機関として国立国語研究所を設置

【実施状況】

「独立行政法人整理合理化計画」において国語研究所に関して指摘のあった「事務及び事業の見直し」及び「組織の見直し」については、平成20年度までに廃止または見直しの検討及び必要な対応が行われた。平成21年度は、前年度の検討を踏まえ、次のことを実施した。

（１）事務及び事業の見直し

① 日本語コーパス事業

次のコーパス開発に当たり外部委託を拡大するために、前年度に引き続きコーパス開発のマニュアル作りを行った。

② 日本語教育事業

人間文化研究機構国立国語研究所設置準備室、日本語教育基盤情報センター関係者との間で日本語教育事業を継続・充実するための検討が行われ、新機関に設置する「日本語教育研究・情報センター」において日本語教育事業を発展的に実施することとした。

③ 図書館事業

前年度の検討を踏まえて、大学共同利用機関に必須の研究図書室的機能は維持するとともに、図書館担当グループを廃止し、平成21年4月1日から資料整備グループに統合する組織改編を行った。

（２）組織の見直し

① 法人形態の見直し等

平成21年3月31日に公布された「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」に基づき、10月1日に人間文化研究機構へスムーズ

な移管ができるよう管理面及び研究面からの準備を進めた。

② 電話対応グループ

整理合理化計画で指摘のあった「HP上でFAQ（よくある質問に対する回答）を掲載するとともに、各担当グループ名及び連絡先を記載する」については、平成21年4月にFAQをホームページ上に掲載した。また、電話対応グループを平成21年3月末をもって廃止し、必要な人事異動を行った。

(3) その他

人間文化研究機構国立国語研究所設置準備室による大学共同利用機関法人への移管に関する全職員との連絡会を開催（4回）し、職員への情報提供等に努めた。

科学研究費補助金による 研究の実施状況

平成21年度科学研究費補助金による研究の実施状況一覧

種目	代表者名	課 題 名	ページ
特定領域	前川 喜久雄	代表性を有する大規模日本語書き言葉コーパスの構築： 21世紀の日本語研究の基盤整備	93
基盤A	杉戸 清樹	敬語と敬語意識の半世紀—愛知県岡崎市における第3次調 査—	94
基盤B	大西 拓一郎	地理情報システムに基づく言語地理学の再構築	95
基盤B	尾崎 喜光	国内地域間コミュニケーション・ギャップの研究—関西方 言と他方言の対照研究—	95
基盤B	柳澤 好昭	コンピュータ利用日本語教育におけるコンテンツと学習の 研究—効果と評価の観点から—	96
基盤B	金田 智子	「生活のための日本語」に関する基盤的研究：段階的発達 の支援を目指して	97
基盤C	山崎 誠	日本語のコロケーションを記述するための統計指標のコー パスによる検証	97
基盤C	山口 昌也	学習者の自発的学習と柔軟な運用を考慮した作文支援シス テムの実現	98
基盤C	小木曾 智信	和文系資料を対象とした形態素解析辞書の開発	98
基盤C	柏野 和佳子	辞書用例の記述仕様標準化のための実証研究	99
基盤C	小磯 花絵	書き言葉コーパスに基づくテキスト分類尺度の探索的研究	99
基盤C	田中 牧郎	「単語情報付きコーパス」を用いた近現代の語彙・語法史 の研究	100
基盤C	三井 はるみ	日本語諸方言における意味的隣接表現の文法体系への取り 込みに関する研究	100
基盤C	吉田 雅子	明治期国語調査委員会資料と『日本言語地図』『方言文法 全国地図』による分布解釈研究	101
基盤C	井上 優	日本語方言の終助詞の意味の類型に関する研究	101
基盤C	井上 文子	日本語方言における間投表現の使用の様相に関する研究	102
挑戦的萌芽	相澤 正夫	「福祉言語学」の創成・確立に資する研究モデルの探索	102
若手B	小椋 秀樹	漢字政策の改定が漢字使用に及ぼす影響に関する研究	103
若手B	朝日 祥之	樺太方言と北海道方言の言語変容に見られる関係について の調査研究	103
若手B	齋藤 達哉	公共情報媒体としての広報紙を対象とした表記法の在り方 に関する調査研究	104
若手B	佐野 大樹	日本語「書き言葉らしさ・話し言葉らしさ」測定法の設計	104
若手B	金 愛蘭	20世紀後半の新聞における外来語の基本語化に関する調査 研究	105
若手B	鎌水 兼貴	埼玉県における方言形成の構造に関する言語地理学的研究	105
若手(ス)	宮内 佐夜香	近世後期日本語逆説条件表現に関する記述的研究	106

【研究課題名】 代表性を有する大規模書き言葉コーパスの構築：21世紀の日本語研究の基盤整備（特定領域研究）

【研究期間】 平成18年度～平成22年度（4年次）

【研究組織】 領域代表者：前川喜久雄

総括班：*前川喜久雄，山崎誠，松本裕治（奈良先端科学技術大学院大学），伝康晴（千葉大学），田野村忠温（大阪大学），砂川有里子（筑波大学），田中牧郎，荻野綱男（日本大学），奥村学（東京工業大学），宇津呂武仁（筑波大学），仁科喜久子（東京工業大学），関洋平（豊橋技術科学大学），小原京子（慶應義塾大学）

○計画研究班

- ・データ班：*山崎誠，丸山岳彦，柏野和佳子，山口昌也，間淵洋子，高田智和，小椋秀樹，小沼悦，佐野大樹
- ・ツール班：*松本裕治（奈良先端科学技術大学院大学），徳永健伸（東京工業大学），乾健太郎（奈良先端科学技術大学院大学）橋田浩一（産業技術総合研究所），橋本泰一（東京工業大学），浅原正幸（奈良先端科学技術大学院大学）
- ・電子化辞書班：*伝康晴（千葉大学），峯松信明（東京大学），小木曾智信，小磯花絵
- ・日本語学班：*田野村忠温（大阪大学），服部匡（同志社女子大学），杉本武（筑波大学），石井正彦（大阪大学）
- ・日本語教育班：*砂川有里子（筑波大学），井上優，小林ミナ（早稲田大学），滝沢直宏（名古屋大学），投野由紀夫（東京外国語大学），山内博之（実践女子大学）
- ・言語政策班：*田中牧郎，相澤正夫，斎藤達哉，棚橋尚子（奈良教育大学）
- ・辞書編集班：*荻野綱男（日本大学），近藤泰弘（青山学院大学），矢澤真人（筑波大学），丸山直子（東京女子大学）
- ・言語処理班：*奥村学（東京工業大学），白井清昭（北陸先端科学技術大学院大学），新納浩幸（茨城大学），竹内孔一（岡山大学），佐々木稔（茨城大学），中村誠（北陸先端科学技術大学院大学），高村大也（東京工業大学）

○公募研究班

- ・日本語機能表現班：*宇津呂武仁（筑波大学）
- ・作文支援システム班：*仁科喜久子（東京工業大学）
- ・意見情報班：*関洋平（豊橋技術科学大学），神門典子（国立情報学研究所）
- ・日本語フレームネット班：*小原京子（慶應義塾大学），斎藤博昭（慶應義塾大学），藤井聖子（東京大学），佐藤弘明（専修大学）

*は各班の班長。

【研究概要】

本特定領域研究では，21世紀の日本語研究を支える研究インフラの要となる，代表性を備えた大規模日本語書き言葉コーパスである『現代日本語書き言葉均衡コーパス』（以下BCCWJと省略）を設計・構築して一般公開するとともに，構築したコーパスの実用上の価値を評価するために，関連する諸分野においてコーパスを利用した研究を推進する。

本領域は、BCCWJを構築する3つの計画研究班（データ班，ツール班，電子化辞書班）とBCCWJを応用し評価する5つの計画研究班（日本語学班，日本語教育班，言語政策班，辞書編集班，言語処理班）及び総括班から構成される。さらに平成21年度からは4つの公募班（日本語機能表現班，作文支援システム班，意見情報班，日本語フレームネット班）が2年計画で参加している。

コーパスの構築を行う3班は，緊密な連携の下に，書籍を対象とした約5,000万語規模のコーパスの構築（データ班），自動解析システム及びタグ付け支援ツールの開発（ツール班），形態素解析用電子化辞書の開発（電子化辞書班）をそれぞれ行う。

コーパスの評価・応用を行う5班は，相互に情報交換を行いつつ，コーパスを利用した新しい研究領域・手法の開発（日本語学班），日本語教育のための教材の改善及びツール開発（日本語教育班），国語政策・国語教育に役立てるための語彙表・漢字表の調査研究（言語政策班），国語辞典の記述の質的向上に貢献する調査研究（辞書編集班），多義性解消や新語義の発見，語彙概念構造辞書の半自動構築等の意味解析手法の開発（言語処理班）をそれぞれ行う。

公募班4班は，構築中のコーパスを利用して，それぞれのテーマに沿った応用研究を行う。

本特定領域研究は，非常に多くの関連分野にまたがる我が国最大規模の研究組織をなしており，その学術的貢献は，広範囲かつ莫大である。社会的にも，常用漢字表の見直しや医療用語の言い換えのための基礎資料として既に活用されている。誰でもアクセス可能なコーパスを開発することによって，言葉に関心を持つ人々に正確な日本語の使用実態を提供することができる。

【研究課題名】敬語と敬語意識の半世紀 —愛知県岡崎市における第3次調査—（基盤研究A）

【研究期間】平成19年度～平成21年度（3年次）

【研究組織】代表者：杉戸清樹

分担者：横山詔一，朝日祥之，塚田実知代，磯部よし子

連携研究者：江川清（広島国際大学），井上史雄（明海大学），真田信治（奈良大学），吉岡泰夫（別府大学），水野義道（京都工芸繊維大学），松田謙次郎（神戸松蔭女子学院大学），片岡邦好（愛知大学），西尾純二（大阪府立大学），辻加代子（神戸学院大学），松丸真大（滋賀大学），吉野諒三，松本渉（以上，統計数理研究所），熊谷康雄，井上文子，尾崎喜光，熊谷智子，大西拓一郎，斎藤達哉，高田智和，阿部貴人，鎌水兼貴

研究協力者：久木田恵

【研究概要】

国立国語研究所が昭和27年度と昭和47年度に愛知県岡崎市で実施した，敬語と敬語意識についての調査の3回目の経年調査を企画・実施するものである。人口動態の活発化にともなう地域社会の変容と敬語使用基準の変化との関係の把握は，第1次調査からの研究課題である。第1次調査が行われてから半世紀の間における敬語使用と敬語意識の変遷を解明するために，これまでの調査を踏まえた経年調査を実施する。敬語と敬語意識について同一地点で継続して大規模な調査研究を行うという点では，国内外の研究においても他に事例はなく，当該分野の先駆的なものと位置づけられる。

【研究課題名】 地理情報システムに基づく言語地理学の再構築（基盤研究B）

【研究期間】 平成18年度～平成21年度（4年次）

【研究組織】 代表者：大西拓一郎

分担者：中井精一（富山大学）、大西宏治（富山大学）、鳥谷善史（天理大学）

【研究概要】

本研究は、方言情報を地理情報システム（Geographical Information System：GIS）に組み込むことにより、諸種の地理情報と方言分布を総合的に分析する方法を構築し、言語地理学を新たな方向に展開させることを目的とするものである。

従来の言語地理学は、言語外の地理情報との比較の困難さもあって、言語中心の分析に止まり、分布領域間の配列関係のみに焦点化した相対的歴史研究にとどまるきらいがあった。言語内外の情報を総合的に扱うGISをベースにするなら、位置的配列のみの狭いモデルの世界を脱し、様々な地理情報との関わりの中で方言分布を扱う世界に大きく羽ばたくことができる。手順の上でも、客観的かつきめ細かな地理的扱いを導入することで、従来の主観に依存した配列関係の把握から、追試可能な研究に性質を移行させることができる。本研究は、このようにして、言語地理学を従来なかった方向に新しくかつ大きく発展させることを目指す。

【研究課題名】 国内地域間コミュニケーション・ギャップの研究

—関西方言と他方言の対照研究—（基盤研究B）

【研究期間】 平成19年度～平22年度（4年次）

【研究組織】 代表者：尾崎喜光

連携研究者：井上文子、朝日祥之、野山広、陣内正敬（関西学院大学）、
二階堂整（福岡女学院大学）、真田信治（奈良大学）

【研究概要】

勉学や就職、結婚等で他の地域に移り住んだ場合、移住先の言葉遣いに違和感を覚えたり、自分の言ったことが移住先の人に誤解して受け取られたりという行き違いが生じる場合がある。こうした国内における地域間コミュニケーション・ギャップは、いろいろな地域間で見られようが、本研究では、言葉自体が共通語と大きく異なり、現在においても他の地域に対し大きな影響を与えている関西方言を軸とし、そこと他の方言との間の対照研究を行う。

【研究課題名】 コンピュータ利用日本語教育におけるコンテンツと学習の研究－効果と評価の観点から－（基盤研究B）

【研究期間】 平成19年度～平成21年度（3年次）

【研究組織】 代表者：柳澤好昭

分担者：水町伊佐男（広島大学）、野山広、早田美智子、高橋悦子

【研究概要】

今後の多様な日本語学習形態を支える役割を担うのは、多様化が容易で利便性をもつ電子媒体である。そこで、以下のことに焦点を当てて、効果（学習意欲強化、学習成果向上）と評価（プラス、マイナス）の関係における電子化コンテンツの共通項、非共通項を探り、今後の日本語教育における電子化コンテンツの評価基準、開発時のポイントを創成し、新しい学習形態での指導方法と教材と教具の関係についての示唆を提供する。

- （1）学習者の学習意欲をより一層強める電子化コンテンツの特徴は何か。
- （2）どのような電子化コンテンツが学習者の学習意欲をかきたてるのか。
- （3）電子化コンテンツ×学習意欲の強弱×学習成果（日本語獲得）の関係があるのか。
- （4）学習意欲、学習成果に何らかの影響を与える電子化コンテンツの共通項はあるのか。
- （5）コンピュータ利用日本語教育に必要な教材と教材のもととなる資源は何か。
- （6）どのような学習形態（例えば、自律的学習、協調的学習など）と関係するのか。

最終年度である今年度は、以下の作業を進めてきた。

- ① 学習意欲、学習成果の測定フレームの作成
- ② 3か月間の電子化コンテンツ利用日本語教育の実施（Web教材、情報提供Web、テレビ会議、カラオケ作成等）
- ③ 電子化コンテンツ利用により学習者のもつスキーマ、スクリプト等の分析
- ④ 教育観、学習観、言語観、言語学習観に関するビリーフ情報の分析
- ⑤ 電子化コンテンツと従来型視聴覚教材に関する教師と学習者の評価コメントの分析
- ⑥ 電子化コンテンツと従来型視聴覚教材に関する評価尺度試行版の作成
- ⑦ 報告書作成の準備のための分担者との協議

なお、代表者は、独立行政法人国立国語研究所が法人移管される10月1日より他機関に所属して研究を進める。

【研究課題名】「生活のための日本語」に関する基盤的研究：段階的発達の支援を目指して
(基盤研究B)

【研究期間】 平成20年度～平成23年度（2年次）

【研究組織】 代表者：金田智子

分担者：宇佐美洋，福永由佳，森篤嗣，黒瀬桂子

連携研究者：足立祐子（新潟大学），松岡洋子（岩手大学）

調査協力者：武田聡子（NPO法人日本語教育研究所），谷啓子（東京女子大学），
矢部まゆみ（津田塾大学）

【研究概要】

在住外国人が社会の一員として地域に根づき，十全な生活を送ることを可能にするために，（1）「生活に必要な日本語の力とはなにか」を明らかにするとともに，（2）その習得を促すための到達目標を段階化して示し，（3）段階的成長を促すための方策を提案する（能力評価方法の提案も含む），という3つのことを目的とする。この目的のために，①各種生活場面（接触場面）における在住外国人及び日本人の言語使用の実態調査，②在住外国人の言語使用に関する，在住外国人及び日本人双方の視点に立ったニーズ調査，③在住外国人の言語能力に対する認識・評価に関する調査，④在住外国人の学習リソース利用，ストラテジー利用の実態に関する調査を行う。

本研究を通じて開発・提案する「到達目標」及び，その評価手法は，教材・カリキュラム・テスト等の開発時に参照されることが期待される。

【研究課題名】日本語のコロケーションを記述するための統計指標のコーパスによる検証
(基盤研究C)

【研究期間】 平成20年度～平成22年度（2年次）

【研究組織】 代表者：山崎誠

分担者：馬場康維（統計数理研究所），村田年（慶應義塾大学），

橋本和佳（同志社大学）

【研究概要】

本研究は，以下の2つを目的とする。

- （1）コロケーション（連語）を計る既存の統計指標について，日本語コーパスへの適用例を通じてその性質を具体的に明らかにし，統計指標の有用性ないし限界を実証的に検証する。
- （2）日本語コーパスの解析結果を利用して，コロケーションを計る統計指標の評価方法の検討，及び，より有効な統計指標の設計を行う。

【研究課題名】 学習者の自発的学習と柔軟な運用を考慮した作文支援システムの実現

(基盤研究C)

【研究期間】 平成20年度～平成22年度 (2年次)

【研究組織】 代表者：山口昌也

分担者：棚橋尚子 (奈良教育大), 加藤良徳 (静岡英和学院大)

連携研究者：北村雅則 (名古屋学院大)

【研究概要】

本研究の目的は、学習者が自発的に作文技術を習得できる作文支援システムを実現し、教師が自らの授業計画に沿って、システムを運用するための手法を確立することである。対象とする授業は大学の作文教育とする。システムは、ネットワークアプリケーションとして実装し、学習者と教師はWebブラウザから利用する。本研究の評価・検証は、授業計画を策定し、本システムを実際の授業で運用することにより実施する。

本研究の学術的な特色は、(1) 作文支援システムに、「ピア・レスポンス」と「利用者が教えるというパラダイム」を応用し、自発的な作文技術習得を促進するためのインタラクション手法を導入すること、(2) 「文章構造規則」により、教師の授業計画に沿った作文支援を可能にすることである。

以上の研究を行うことにより、(1) 一定の書式と文章構造が規定された文章を作成するための技術を、学習者が自発的に習得できる作文支援システムを実現することができる、(2) 授業計画に沿った支援が可能になり、学習者が効率的に作文技術を習得できるようになる。

【研究課題名】 和文系資料を対象とした形態素解析辞書の開発 (基盤研究C)

【研究期間】 平成21年度～平成23年度 (1年次)

【研究組織】 代表者：小木曾智信

分担者：田中牧郎, 小椋秀樹

連携研究者：傳康晴 (千葉大学), 近藤明日子

【研究概要】

本研究では、漢字仮名交じり文に校訂済みの中古仮名文学作品 (物語・日記文学等) について精度95%以上で解析することが可能な形態素解析辞書を作成する。また、原文に近い仮名書き本文や中世の紀行文や擬古物語、和文系説話集、近世・近代の擬古文、和歌等の韻文についても研究用に利用可能な精度での解析を可能にする。この解析辞書を組み込んだ解析用のソフトウェアを日本語研究者に利用しやすい形で公開する。

この形態素解析システムが利用可能となる後半には、解析辞書の評価のため、解析結果を用いたコーパス言語学的手法による研究を行う。形態素解析が特に威力を発揮すると考えられる、語彙の歴史的变化に関する研究、統計分析の手法を用いた資料ごとの特徴語抽出に関する研究を行う。これにより日本語の歴史的な研究における形態素解析を用いた方法の有効性を示す。

【研究課題名】 辞書用例の記述仕様標準化のための実証研究（基盤研究C）

【研究期間】 平成20年度～平成22年度（2年次）

【研究組織】 代表者：柏野和佳子

研究協力者：橋本三奈子（ジー・サーチ）、棟上昭男（東京工科大学）、
鈴木裕信（鈴木裕信事務所）

【研究概要】

辞書記述において用例の重要性は認識されているが、用例記述の方法論がこれまで十分に議論されておらず、一般の国語辞典、用例集、計算機用辞書の用例記述も、質、量ともに十分とは言えない。そこで、『現代日本語書き言葉均衡コーパス』という大規模コーパスの整備という機会をとらえ、用例の抽出、分析、編集を行い、用例分析、記述の理論を構築し、従来の辞書記述の課題解決を図る。

用例記述の理論・方法論の構築は、言語研究、自然言語処理研究に対して具体的貢献をもたらすと期待される。

【研究課題名】 書き言葉コーパスに基づくテキスト分類尺度の探索的研究（基盤研究C）

【研究期間】 平成21年度～平成23年度（1年次）

【研究組織】 代表者：小磯花絵

分担者：田中弥生、小木曾智信

【研究概要】

本研究の目的は、（1）書き言葉の分類尺度を構築すると同時に、（2）尺度に基づきテキストを自動で分類する手法を開拓することである。具体的には以下のことを目指す。

（1）書き言葉の分類尺度の構築：書き言葉を多角的に分類するための基本的な尺度を、コーパスに基づく探索的研究を通して構築する。具体的には、①従来提案されてきた観点や指標を参考に予備調査を経て分類尺度を選択、②様々な種類の書きことばを対象に尺度に基づき人手で評定値を付与、③評定値データを利用した多角的分析を通して個々の尺度の妥当性・有用性を評価した上で尺度を決定する、という手順を踏むことで、コーパス研究に有用な分類尺度を探索的、実証的に構築することを目指す。

（2）テキスト自動分類手法の開拓：上記（1）で構築した尺度に基づきテキストを分類するための手法を開拓する。自動抽出可能な言語特徴のみを用いてテキストを自動分類することで、研究用タグの付いていない任意のテキストについても完全に自動で分類することが可能となる手法を目指す。

【研究課題名】「単語情報付きコーパス」を用いた近現代の語彙・語法史の研究（基盤研究C）

【研究期間】平成21年度～平成23年度（1年次）

【研究組織】代表者：田中牧郎

分担者：小木曾智信，小野正弘（明治大学），橋本和佳（同志社大学）

連携研究者：小椋秀樹，近藤明日子

【研究概要】

コーパス言語学の研究方法を日本語史研究の分野に適用することで，日本語史研究を，技術革新を経た，停滞から突破へと導くきっかけの1つとすることを旨とする。

具体的には，代表者・分担者らがこれまで構築してきた，近代語・現代語のコーパスをもとに，分担者らが開発してきた形態素解析辞書を用いて，形態素解析を実施することを通して，近現代の「単語情報付きコーパス」を作成する。単語情報付きの近現代語コーパスができれば，様々な語彙頻度表を整備することができるので，これを多角的に分析し，用例分析を組み合わせることによって，語彙・語法の史的研究を実践する。

この実践を通して，日本語史研究の方法としてコーパス言語学が有効であることを実証し，日本語史研究とコーパス言語学の双方の分野の発展に貢献する。

【研究課題名】日本語諸方言における意味的隣接表現の文法体系への取り込みに関する研究

（基盤研究C）

【研究期間】平成21年度～平成23年度（1年次）

【研究組織】代表者：三井はるみ

研究分担者：井上文子，日高水穂（秋田大学）

【研究概要】

日本語諸方言に見られる「意味的隣接表現の文法体系への取り込み」（元来別の表現分野に属する形式が，隣接の表現分野の基本的形式に代わるものとして用いられる現象）の事例を収集・分類し，主要タイプの事例について，文法体系への取り込みのメカニズムを分析するとともに，言語変化上の位置づけについて考察する。

この研究を進めることによって，（1）言語変化研究として，個別方言における文法の部分体系の様相と変化の背景の一面を明らかにするとともに，この現象を言語変化一般の中に位置づけ，日本語の地理的変異の形成に関する1つの類型を見出すことを旨とする。（2）文法研究として，語用論的な形式がどのように文法的な形式として格上げされるかを観察することによって，一部のカテゴリーの文法体系のあり方について，方言研究の分野から新たな知見を提供することを旨とする。

【研究課題名】 明治期国語調査委員会資料と『日本言語地図』『方言文法全国地図』による
分布解釈研究（基盤研究C）

【研究期間】 平成20年度～平成23年度（2年次）

【研究組織】 代表者：吉田雅子

連携研究者：竹田晃子，鎌水兼貴

【研究概要】

日本全国規模の方言調査資料『音韻調査報告書』『音韻分布図』『口語法調査報告書』『口語法分布図』『日本言語地図』『方言文法全国地図』を用いて、方言分布の通時分析と総合的解釈を行う。これまで行われた全国方言調査の学史的社会的意義をふまえ、その調査データを用いて分布・解釈研究を行い、今後実施される全国方言調査・言語地図作成に備え寄与することをめざす。

期間中には以下の作業を実施する。（1）対象資料の記述研究とデータベース化，（2）分布分析と解釈研究（『口語法分布図』『方言文法全国地図』対照地図・『音韻分布図』『日本言語地図』対照地図の作成と，比較解釈研究），（3）報告書作成とウェブ公開。

【研究課題名】 日本語方言の終助詞の意味の類型に関する研究（基盤研究C）

【研究期間】 平成21年度～平成23年度（1年次）

【研究組織】 代表者：井上優

分担者：渋谷勝己（大阪大学），定延利之（神戸大学），高木千（関西大学），
坪内佐智世（福岡教育大学），橋本（船木）礼子（神戸女子大学），
松丸真大（滋賀大学）

【研究概要】

本研究では、日本語方言の終助詞（文末詞）に関する先行研究の成果を一般言語学的な観点から整理し、終助詞の意味を分析的に記述する一般的な枠組みを整備するとともに、終助詞の意味の方言間比較を行い、日本語方言の終助詞の意味がどのように類型化されるかを明らかにする。具体的には次の2つのことを行う。

- （1）方言終助詞研究における「終助詞の意味のとらえ方」「意味記述の方法」「データ」を概観できる資料（方言終助詞研究総覧）を作成する。
- （2）研究メンバーの研究における「終助詞の意味のとらえ方」「意味記述の方法」「データ」を詳細に比較検討し、上記（1）の資料や、日本語以外の言語の終助詞相当表現に関する先行研究を参照しながら、終助詞の意味を分析的に記述する（体系的に調査する）ための枠組みをつくる。また、その枠組みを用いた試験的な調査を行う。

【研究課題名】日本語方言における間投表現の使用の様相に関する研究（基盤研究C）

【研究期間】平成21年度～平成23年度（1年次）

【研究組織】代表者：井上文子

分担者：熊谷康雄，熊谷智子，三井はるみ，井上優

【研究概要】

間投表現は、発話の過程における話し手の心的プロセスを表し、「強調」「注意喚起」「間の調整」など話し手と聞き手の関係調整の機能を有するという点で、話しことばによるコミュニケーションには欠かせない存在である。

間投表現には、方言によって多様な形態的な変異が見られるが、間投表現にどのような表現があるか、あるいは、どのような表現が間投表現として機能しているかということは、必ずしも網羅的にわかっているわけではない。また、間投表現は体系性や類型が見えにくいこともあり、間投表現の機能の方言差についてもまだ不明なことが多い。

本研究は、方言研究と話しことば研究において積み重ねられてきた知見をふまえながら、下記の2点を主要な目的として、間投表現に関する方言差の様相を総合的に把握する。

- (1) 方言談話資料の収集・分析を通じて、日本語方言における間投詞・間投助詞の使用実態を把握する。
- (2) 文法研究および談話分析の観点から、間投表現の機能に関する方言間比較を行う。

【研究課題名】「福祉言語学」の創成・確立に資する研究モデルの探索（挑戦的萌芽研究）

【研究期間】平成21年度～平成23年度（1年次）

【研究組織】代表者：相澤正夫

分担者：田中牧郎，金愛蘭

連携研究者：吉岡泰夫（別府大学）

研究協力者：関根健一（読売新聞東京本社）

【研究概要】

現在、日本語をとりまく社会環境の急激な変化は、日本語研究にも従来とは違った新たな取り組みを要請している。しかし、既存の言語学及び関連諸領域で獲得・蓄積された知識は、細分化された領域内での学術的価値は保証されているものの、そのままでは現実の言語問題の解決に有効活用できるものとは言いがたい。「日本語の抱える現実の問題を見据えた総合的かつ実践的な研究領域」を、それとして意識的に創成・確立する必要がある。

この研究は、そのような研究領域の1つとして、従来の言語学の枠組みを超えたところに「福祉言語学」という新たな領域を創成・確立することを目指すものである。着想の源は社会言語学者の徳川宗賢(故人)が「ウェルフェア・リングイスティクス」の考え方を提唱し、社会言語学に「人々の幸せにつながる言語研究」を追求したことにある。徳川の理念に実体を与え、普及・定着させるためには、名称を「福祉言語学」としたうえで、その学術的内容を整備することが効果的である。

この研究の具体的な目的は、①「福祉言語学」とはどのようなものなのか、学術研究としての性格や位置付けを明確化すること、②既にも実施した「外来語」言い換え提案、「病院の言葉」を分かりやすくする提案という2つの事例の評価・検討を通して、「福祉言語学」のモデルとなる具体的な研究像を探索することの2点にある。

【研究課題名】 漢字政策の改定が漢字使用に及ぼす影響に関する研究（若手研究B）

【研究期間】 平成21年度～平成23年度（1年次）

【研究組織】 代表者：小椋秀樹

【研究概要】

本研究は、1981年に行われた当用漢字表の廃止、常用漢字表の実施という漢字政策の改定が、実際の漢字使用にどのような影響を及ぼしたかを、現代雑誌90種調査、現代雑誌70誌調査、『現代日本語書き言葉均衡コーパス』といった大規模データに基づく漢字使用の実態調査から明らかにすることを目的としている。

国語政策において定められた現代日本語の表記の基準は、学校教育や新聞等のメディアを通して国民の間に広く浸透している。そういう意味で、現代日本語は国語政策の上に成り立っているということもできる。しかし、国語政策が現代日本語にどのような影響を与えているのかについては、実証的に明らかにされてはいない。

そこで国語政策の中でも、特に漢字政策に焦点を当て、大規模な文字調査やコーパスに基づき漢字の使用実態を把握した上で、それを基に漢字政策が実際の漢字使用に及ぼした影響を明らかにしようというのが、本研究である。

本研究は、漢字の使用実態・その変化の要因の分析に、当用漢字表から常用漢字表へという漢字政策の改定という観点を導入し、漢字政策が実際の漢字使用に及ぼした影響を明らかにしようとするものである。これは、従来別々に行われていた国語政策研究と漢字研究とを相互に関連付けようとする試みであり、ここに本研究の学術的有用性がある。

また、常用漢字表という国語施策が漢字使用に与えた影響を大規模データによって明らかにするという事は、科学的調査研究に基づく政策評価につながり、この点に本研究の社会的有用性がある。

【研究課題名】 樺太方言と北海道方言の言語変容に見られる関係についての調査研究

（若手研究B）

【研究期間】 平成20年度～平成21年度（2年次）

【研究組織】 代表者：朝日祥之

【研究概要】

本研究では、日本語話者が移住する地域で移住者が持ち込んだ方言が接触することで形成された接触方言（コイネ）の特性を、北海道とサハリンで形成された接触方言（それぞれ、北海道方言、樺太方言）を例に、考察する。本研究では、両接触方言が形成された時期から現在にいたるまでの間に生じた言語変容をめぐる異同を明らかにすることをめざす。具体的には（1）北海道方言・樺太方言が形成された時期の言語生活に関する記述から当時の両方言の社会言語学的状況を記述する視点、（2）現時点での北海道方言・樺太方言の特徴を、現地調査から捉える視点、を設ける。この2つの視点から、樺太方言・北海道方言の言語変容に見られる関係を整理するのが、本研究の目的である。

**【研究課題名】 公共情報媒体としての広報紙を対象とした表記法の在り方に関する調査研究
(若手研究B)**

【研究期間】 平成21年度～平成23年度（1年次）

【研究組織】 代表者：斎藤達哉

【研究概要】

本研究では、公共情報媒体としての広報紙（自治体や公共性の高い事業者等が、多数の人に読まれることを前提として発行するもの）における副用語（特に副詞・連体詞・接続詞）について、どのような語がどのくらい用いられるかといった〈出現傾向〉及びある語を書き記すときに仮名表記・漢字表記がどのくらいの割合になっているかといった〈表記の実態〉とを明らかにする。

それとともに、現代日本語の各ジャンルでの文章における副用語の表記の実態と比較すること、副用語の機能語化の度合いと仮名表記との関係を調査することの2点から、公共性の高い媒体を視野に入れた現代日本語における副用語の表記の在り方について考察する。

平成21年度は、広報紙の電子データの整備、約100自治体の広報紙担当者を対象とした意識調査、広報紙副用語語彙リスト・表記のゆれリストの素案作成等を行う。

【研究課題名】 日本語「書き言葉らしさ・話し言葉らしさ」測定法の設計（若手研究B）

【研究期間】 平成21年度～平成23年度（1年次）

【研究組織】 代表者：佐野大樹

【研究概要】

本研究では、（1）英語を対象として設計された既存の「書き言葉らしさ・話し言葉らしさ」計測法を日本語へ適用する方法を考案すること、（2）考案した適用方法を用いて、大規模日本語コーパスに含まれるテキストの「書き言葉らしさ・話し言葉らしさ」を測定し、計測方法を日本語に適用する上での問題点を、言語学的、及び、統計的手法を用いて実証的に検証すること、（3）測定・検証結果に基づき、既存の計測方法を発展させ、多様な内容な形式にも対応できる、日本語の「書き言葉らしさ・話し言葉らしさ」計測方法を設計すること、を目的とする。「書き言葉らしさ・話し言葉らしさ」の計測は、特定の語彙や文法が、どのような言語環境で利用されるのかを示す言語指標の1つとして利用することができ、辞書編纂、ウェブ、コーパスからのテキスト抽出の際に活用できる。

【研究課題名】 20世紀後半の新聞における外来語の基本語化に関する調査研究

(若手研究B)

【研究期間】 平成21年度～平成22年度（2年次）

【研究組織】 代表者：金 愛蘭

【研究概要】

本研究は、20世紀後半の新聞記事を資料として、抽象的な事柄を表す外来語が基本語彙の仲間入りをしていく（＝基本語化していく）過程を歴史的に記述し、その要因を明らかにする。

まず、20世紀後半の新聞記事を電子化した通時的なコーパスを、拡充・整備する。次いで、上記コーパスに語彙調査を施し、20世紀後半に基本語化したと考えられる外来語を広く収集する。続いて、いくつかの抽象的な外来語をとりあげ、その基本語化とそれに伴う類義語体系の変化の具体的な様相を、上記コーパスを利用して、各語の意味・用法の側面から通時的・計量的に記述する。最後に、それらの調査結果をもとに、抽象的な外来語の基本語化が、和語や漢語の類義語があるにもかかわらず、なぜ生じたのかを明らかにし、その過程を理論化する。

【研究課題名】 埼玉県における方言形成の構造に関する言語地理学的研究（若手研究B）

【研究期間】 平成21年度～平成22年度（2年次）

【研究組織】 代表者：鏈水兼貴

【研究概要】

埼玉県中央部を中心に言語地理学的調査を実施し、その結果をもとに埼玉県方言のデータベースならびに方言地図を作成する。これにより埼玉県方言の分布形成の構造を解明することが目的である。本研究では、以下の調査研究を行う。（1）関東地方における方言地図資料のデータベース構築—地図の状態でしか刊行されていない方言地図集の電子データ化を行う。（2）埼玉県内における言語地理学的調査—詳細調査のない埼玉県中央部（比企郡周辺）において、語彙、文法等に関する面接調査を実施する。60歳以上、その土地で生育した生え抜きを対象とする。（3）調査結果のデータベース化ならびに方言地図化、調査結果の分析、報告書の作成—既存の方言地図データと調査データとを組み合わせた分析を行う。

【研究課題名】 近世後期日本語逆接条件表現に関する記述的研究（若手研究スタートアップ）

【研究期間】 平成20年度～平成21年度（2年次）

【研究組織】 代表者：宮内佐夜香

【研究概要】

本研究課題は近世後期の話し言葉の逆接条件表現について、特に上方語における逆接条件表現の実態を調査・記述することを目的とする。条件表現研究には順接条件表現を中心に多くの研究成果があり、逆接条件表現についても近世前期頃までの上方語の様相が明らかにされている。また代表者はこれまで近世後期以降の江戸語・東京語の逆接条件表現に関して研究を行ってきた。本研究課題において近世後期の上方語を調査・研究することで、条件表現史研究の未着手の時代が埋まることになる。また先行の研究成果との比較が可能になり、日本語条件表現史の全体像の解明、さらに現代日本語にみられる文法的特徴の史的背景の解明に利する成果が得られるものと考えられる。

本研究計画の概要は以下の通りである。初めに上方洒落本の活字資料の調査を行い、逆接条件表現全体の用例を採取する。さらに一次資料を収集し、適宜調査する。平成20年度には、活字資料を対象に用例調査を行って、逆接条件表現の代表的形式であるガ・ケレド類に焦点を絞って分析し、その成果を学会で報告する。平成21年度には、一次資料の調査結果を追加しガ・ケレド類についての分析結果を論文化する。さらに、完成したデータベースを使用して、上方語の逆接条件表現形式の全体像を観察し、その結果を江戸語の逆接条件表現形式の全体像と比較して、分析結果を論文化する。

〈添付資料〉

独立行政法人通則法

(平成十一年七月十六日法律第百三号)

最終改正：平成二一年五月二九日法律第四一号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十年十二月十二日法律第八十九号 (未施行)

第一章 総則

第一節 通則 (第一条—第十一条)

第二節 独立行政法人評価委員会 (第十二条)

第三節 設立 (第十三条—第十七条)

第二章 役員及び職員 (第十八条—第二十六条)

第三章 業務運営

第一節 業務 (第二十七条・第二十八条)

第二節 中期目標等 (第二十九条—第三十五条)

第四章 財務及び会計 (第三十六条—第五十条)

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人 (第五十一条—第六十条)

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人 (第六十一条—第六十三条)

第六章 雑則 (第六十四条—第六十八条)

第七章 罰則 (第六十九条—第七十二条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的等)

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。2 この法律において「特定独立

行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 の準用)

第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成十八年法律第四十八号) 第四条 及び第七十八条 の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手續)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

- 2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。
- 3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

- 2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。
- 3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 前条第二項の規定により置かれる役員職務及び権限は、個別法で定める。
- 4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者
- 2 監事は、主務大臣が任命する。
- 3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。
- 4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員任期)

第二十一条 役員任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければ

ばならない。

- 4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果

に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあつては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

- 4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員勤務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。
- 3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 4 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 5 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(役員退職管理)

第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第六十六条の二（第二項第三号を除く。）、第六十六条の三、第六十六条の四及び第六十六条の十六から第六十六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第九十九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第一百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行

われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）」とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第百十二条第一号中「第百六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二第一項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であった者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。

- 4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。

(役員災害補償)

第五十五条 役員公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

(役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外)

第五十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。

(職員の給与)

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員の勤務時間等)

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

- 一 労働者災害補償保険法 の規定
- 二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定
- 三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定
- 四 一般職の職員の給与に関する法律 の規定
- 五 削除
- 六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定

- 七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定
- 八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条から第九条までの規定
- 九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条の規定
- 2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。
- 3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。
- 4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項、第十五条及び第二十二条の規定の適用については、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間

までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

- 5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第七項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。
- 6 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。

（国会への報告等）

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

- 2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。
- 3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章（第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

（役員の新職禁止）

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（準用）

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二

項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。
- 四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幫助をした者も、同様とする。

- 一 正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者
- 二 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者
- 三 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかった者
- 四 第五十四条の二第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者
- 五 第五十四条の二第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である役員又は役員であった者を除く。）

第六十九条の二 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- 五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
- 六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。
- 七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を

記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 （平成十一年十一月二五日法律第一四一号） 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十二年十一月二七日法律第一二五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年二月八日法律第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年七月三十一日法律第九八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一六年一二月三日法律第一五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）

第二百十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二百十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二百十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄

1 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

第百六条 削除

（罰則に関する経過措置）

第百七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一七年十一月七日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（調整規定）

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二

号に掲げる罪とみなす。

附 則 （平成一八年十一月一七日法律第一〇一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年五月一六日法律第四二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一九年五月一六日法律第四五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一九年七月六日法律第一〇八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中独立行政法人通則法第六十条及び第七十一条の改正規定並びに附則第三条及び第十四条から第十六条までの規定 公布の日

二 第一条中国家公務員法第三十八条第四号の改正規定、同法第百九条の改正規定（同条第十二号に係る部分を除く。）、同法第百十条第一項の改正規定（同項第三号、第五号の二及び第十八号に係る部分を除く。）及び同法本則に二条を加える改正規定（同法第百十二条に係る部分に限る。）、第三条中独立行政法人通則法第五十四条の次に一条を加える改正規定（国家公務員法第百九条及び第百十二条の準用に係る部分に限る。）並びに附則第七条、第十条（附則第七条の準用に係る部分に限る。）、第十一条（附則第七条の準用に係る部分に限る。）及び第三十条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条（附則第八条の準用に係る部分に限る。）、第二十条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三條から第三十五條まで及び第三十六條（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十六條及び第二十四條第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）目次の改正規定及び同法第六十七條を削り、同法第六十八條を同法第六十七條とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（処分等の効力）

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、

改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第八条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の人事院規則等への委任)

第十六条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）で定める。

2 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であつた者に関する前項の規定の適用については、同項中「人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）」とあるのは、「最高裁判所規則」とする。

附 則 （平成二〇年一二月一二日法律第八九号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年一二月二六日法律第九四号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二一年五月二九日法律第四一号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

独立行政法人国立国語研究所法

公布：11年12月22日法律第171号

施行：平成13年1月6日

改正：平成12年5月26日法律第84号

施行：平成12年6月1日

改正：平成18年3月31日法律第24号

施行：平成18年4月1日

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 役員及び職員（第六条—第十一条）
- 第三章 業務等（第十二条・第十三条）
- 第四章 雑則（第十四条）
- 第五章 罰則（第十五条・第十六条）
- 附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人国立国語研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立国語研究所とする。

（研究所の目的）

第三条 独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資

することができる。

- 3 研究所は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 研究所に、役員として、その長である所長及び監事二人を置く。

- 2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、所長の定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理する。

- 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。
- 3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により所長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第八条 所長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

- 2 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立国語研究所法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。

- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 三 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十三条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

第五章 罰則

第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 研究所の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を發せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。

第三条 研究所の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの(次条において「引継職員」という。)であつて、研究所の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項, 第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項, 第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項, 第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第四条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

第五条 研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条に規定するもののほか、政府は、必要があると認めるときは、研究所の成立の時において現に整備中の土地等(土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。)で政令で定めるものを研究所に追加して出資することができる。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第七条 国は、研究所の成立の際現に附則第二条の政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一二年五月二六日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十条第三項及び第四項並びに第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家（以下「青年の家等」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにあっては、独立行政法人国立青少年教育振興機構）の職員となるものとする。

第三条 附則第十二条第一号の規定による廃止前の独立行政法人国立青年の家法（平成十一年法律第六十九号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧青年の家法」という。）附則第二条の規定により独立行政法人国立青年の家の職員となった者及び附則第十二条第二号の規定による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家法（平成十一年法律第七十号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧少年自然の家法」という。）附則第二条の規定により独立行政法人国立少年自然の家の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条第二項の規定の適用については、独立行政法人国立青年の家の職員又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したことと、旧青年の家法附則第二条又は旧少年自然の家法附則第二条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

2 前条第二項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、

独立行政法人国立青少年教育振興機構，独立行政法人国立女性教育会館，独立行政法人国立国語研究所，独立行政法人国立科学博物館，独立行政法人物質・材料研究機構，独立行政法人防災科学技術研究所，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立美術館，独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日後の研究所等」という。）の職員となった者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については，当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と，前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 独立行政法人国立青少年教育振興機構は，施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となったものの退職に際し，退職手当を支給しようとするときは，その者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この条及び次条において「退職手当法」という。）第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2 施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が，附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となり，かつ，引き続き独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については，その者の独立行政法人国立青年の家又は独立行政法人国立少年自然の家の職員としての在職期間及び独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし，その者が独立行政法人国立青年の家若しくは独立行政法人国立少年自然の家又は独立行政法人国立青少年教育振興機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは，この限りでない。

3 この法律の施行の際現に旧青年の家法附則第四条第三項又は旧少年自然の家法附則第四条第三項に該当する者については，これらの規定は，なおその効力を有する。

4 附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては，退職手当法に基づく退職手当は，支給しない。

5 施行日後の研究所等は，前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究所等の職員の退職に際し，退職手当を支給しようとするときは，その者の退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所，独立行政法人大学入試センター，独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター，独立行政法人国立女性教育会館，独立行政法人国立国語研究所，独立行政法人国立科学博物館，独立行政法人物質・材料研究機構，独立行政法人防災科学技術研究所，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立美術館，独立行政法人国立博

物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究所等の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 7 施行日後の研究所等は、施行日の前日に施行日前の研究所等の職員として在職し、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究所等を退職したものであって、その退職した日まで当該施行日前の研究所等の職員として在職したものとしたならば退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者に関する退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特殊教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立博物館の、独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人文化財研究所の長は、退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（労働組合についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする

- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用

しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章(第十二条及び第十六条の規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(国の有する権利義務の承継)

第八条 この法律の施行の際、この法律による改正後の独立行政法人国立青少年教育振興機構法第十一条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

(青年の家等の解散等)

第九条 青年の家等は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に青年の家等が有する権利のうち、独立行政法人国立青少年教育振興機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下この条において「通則法」という。)第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

5 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

6 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

7 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

8 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

9 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人国立青少年教育振興機構がなお従前の例により行うものとする。この場合において、旧青年の家法第十二条第一項及び旧少年自然の家法第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間にお

ける前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）第十一条」とする。

10 第一項の規定により青年の家等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
（独立行政法人国立青少年教育振興機構への出資）

第十条 附則第八条の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

2 前条第一項の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が青年の家等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する資産の価額（同条第九項の規定により読み替えられた旧青年の家法第十二条第一項又は旧少年自然の家法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

3 第一項に規定する財産の価額及び前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

第十一条 内閣総理大臣は、この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、独立行政法人国立青少年教育振興機構の用に供するため、独立行政法人国立青少年教育振興機構に無償で使用させることができる。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 施行日前にした行為及び附則第九条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

独立行政法人国立国語研究所に関する省令

平成十三年三月三十日 文部科学省令第三十四号

最終改正：平成十八年三月三十一日 文部科学省令第二十四号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項並びに独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十二年政令第三百二十六号）第三十九条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人国立国語研究所に関する省令を次のように定める。

（業務方法書に記載すべき事項）

第一条 独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号。以下「研究所法」という。）第十二条第一号に規定する国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究に関する事項
- 二 研究所法第十二条第二号に規定する調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表に関する事項
- 三 研究所法第十二条第三号に規定する国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供することに関する事項
- 四 研究所法第十二条第四号に規定する外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修に関する事項
- 五 研究所法第十二条第五号に規定する附帯する業務に関する事項
- 六 業務委託の基準
- 七 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 八 その他研究所の業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第二条 研究所は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（研究所の最初の事業年度の属する中期計画については研究所の成立後遅滞なく）、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 研究所は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（中期計画記載事項）

第三条 研究所に係る通則法第三十条第二項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設・設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期目標期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途

(年度計画の作成に係る事項)

第四条 研究所に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

- 2 研究所は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(各事業年度の業務実績の評価に係る事項)

第五条 研究所は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標期間終了後の事業報告書の文部科学大臣への提出に係る事項)

第六条 研究所に係る通則法第三十三条の事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項)

第七条 研究所は、通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標期間の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(会計の原則)

第八条 研究所の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

- 2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。
- 3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(会計処理)

第九条 文部科学大臣は、研究所が業務のため取得しようとしている償却財産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除額として計上するものとする。

(財務諸表)

第十条 研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表の閲覧期間)

第十一条 研究所に係る通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

(短期借入金の認可の申請)

第十二条 研究所は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払いの方法及び期限
- 七 その他必要な事項

(重要財産の範囲)

第十三条 研究所に係る通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

(重要財産の処分等の認可)

第十四条 研究所は、通則法第四十八条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び評価額
- 二 処分等の条件
- 三 処分等の方法
- 四 研究所の業務運営上支障がない旨及びその理由

(積立金の処分に係る申請書の添付書類)

第十五条 研究所に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十

二年政令第三百十六号) 第五条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

(評価に関する庶務)

第十六条 研究所法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は、文化庁文化部において処理する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(成立の際の会計処理の特例)

第二条 研究所の成立の際研究所法第五条第二項の規定により研究所に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があったものとみなす。

附 則 (平成十八年三月三十一日 文部科学省令第二十四号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（抄）

（独立行政法人国立国語研究所法及び独立行政法人メディア教育開発センター法の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号）
- 二 独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条第四項並びに附則第三条第三項及び第四項、第九条、第十三条並びに第十四条の規定 公布の日
- 二 第一条の規定、第二条（第一号に係る部分に限る。）の規定、次条第一項から第三項まで及び第五項から第九項までの規定（独立行政法人国立国語研究所（以下「国立国語研究所」という。）に係る部分に限る。）、同条 第十項の規定、同条第十二項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第三条第一項の規定、附則第六条第一項及び第二項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第十条の規定、附則第十一条の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第十五条の規定、附則第十六条の規定（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）別表第三の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）、附則第十九条の規定、附則第二十条の規定（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）第四条のうち船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）別表第一の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）並びに附則第二十二条の規定 平成二十一年十月一日

（国立国語研究所及びメディア教育開発センターの解散等）

第二条 附則別表の上欄に掲げる法人は、この法律（国立国語研究所にあっては、前条第二号に掲げる規定。次項及び附則第九条において同じ。）の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて、それぞれ同表の中欄に掲げる法人が承継する。

- 2 この法律の施行の際現に附則別表の上欄に掲げる法人が有する権利のうち、それぞれ同表の中欄に掲げる法人がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 国立国語研究所の平成二十一年四月一日に始まる事業年度は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この条において「通則法」という。）第三十六条第一項の規定にかかわらず、その解散の日の前日に終わるものとする。

- 5 附則別表の上欄に掲げる法人の平成二十一年四月一日（独立行政法人メディア教育開発センター（以下「メディア教育開発センター」という。）にあつては、平成二十年四月一日）に始まる事業年度（次項及び第七項において「最終事業年度」という。）に係る通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、それぞれ同表の中欄に掲げる法人が従前の例により行うものとする。
- 6 附則別表の上欄に掲げる法人の最終事業年度における業務の実績については、それぞれ同表の中欄に掲げる法人が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、それぞれ同表の中欄に掲げる法人に対してなされるものとする。
- 7 附則別表の上欄に掲げる法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、それぞれ同表の中欄に掲げる法人が従前の例により行うものとする。
- 8 附則別表の上欄に掲げる法人のそれぞれ同表の下欄に掲げる日の前日を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、国立国語研究所に係るものにあつては前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）の前日において当該法人の中期目標の期間が終了したものとして、それぞれ同表の中欄に掲げる法人が従前の例により行うものとする。
- 9 附則別表の上欄に掲げる法人のそれぞれ同表の下欄に掲げる日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績については、国立国語研究所に係るものにあつては第二号施行日の前日において当該法人の中期目標の期間が終了したものとして、それぞれ同表の中欄に掲げる法人が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、それぞれ同表の中欄に掲げる法人に対してなされるものとする。
- 10 第七項の規定による国立国語研究所の利益及び損失の処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、第二号施行日の前日において国立国語研究所の中期目標の期間が終了したものとして、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「人間文化研究機構」という。）が従前の例により行うものとする。この場合において、第二条の規定による廃止前の独立行政法人国立国語研究所法（次条第一項において「旧国立国語研究所法」という。）第十三条第一項中「中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）」とあるのは「中期目標の期間」と、「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「大学共同利用機関法人人間文化研究機構の独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日を含む国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十条第一項に規定する」と、「通則法第三十条第一項」とあるのは「同法第三十一条第一項」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「期間における同法第二十九条第一項」とする。
- 12 第一項の規定により附則別表の上欄に掲げる法人が解散した場合における解散の登記については、

政令で定める。

(人間文化研究機構及び放送大学学園への出資等)

第三条 前条第一項の規定により人間文化研究機構が国立国語研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、人間文化研究機構が承継する資産の価額（同条第十項の規定により読み替えられた旧国立国語研究所法第十三条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から人間文化研究機構に対し出資されたものとする。この場合において、人間文化研究機構は、その額により資本金を増加するものとする。

3 前二項に規定する資産の価額は、第一項に規定する資産にあつては第二号施行日現在、前項に規定する資産にあつてはこの法律の施行の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国立国語研究所等の職員から引き続き人間文化研究機構等の職員となった者の退職手当の取扱いに関する経過措置)

第六条 附則別表の中欄に掲げる法人は、それぞれ同表の下欄に掲げる日の前日にそれぞれ同表の上欄に掲げる法人の職員として在職する者（国立国語研究所の職員として在職する者にあつては独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号。以下この条において「整備法」という。）附則第四条第四項の規定の適用を受けた者、メディア教育開発センターの職員として在職する者にあつては旧メディア教育開発センター法附則第五条第一項の規定の適用を受けた者に限る。次項において同じ。）で引き続いてそれぞれ同表の中欄に掲げる法人の職員となったものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間をそれぞれ同表の中欄に掲げる法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が同表の上欄に掲げる法人を退職したこと（国立国語研究所を退職した場合にあつては、整備法の施行の日以後に退職した場合に限る。）により退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

2 附則別表の下欄に掲げる日の前日にそれぞれ同表の上欄に掲げる法人の職員として在職する者が、引き続いてそれぞれ同表の中欄に掲げる法人の職員となり、かつ、引き続きそれぞれ同表の中欄に掲げる法人の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同表の上欄に掲げる法人の職員としての在職期間（国立国語研究所の職員としての在職期間にあつては、整備法の施行の日以後のものに限る。）及び同表の中欄に掲げる法人の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が同表の上欄に掲げる法人又は同表の中欄に掲げる法人を退職したこと（国立国語研究所を退職した場合にあつては、整備法の施行の日以後に退職した場合に限る。）により退職手当（これに相当する給付を

含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(独立行政法人国立国語研究所法及び独立行政法人メディア教育開発センター法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 附則別表の上欄に掲げる法人の役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、それぞれ同表の下欄に掲げる日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国語に関する調査研究等の業務の維持及び充実のための措置)

第十四条 国は、国立国語研究所において行われていた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等(以下「国語に関する調査研究等」という。)の業務が、人間文化研究機構において引き続き維持され、及び充実されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(検討)

第十五条 国は、国語に関する調査研究等の業務の重要性を踏まえ、当該業務の人間文化研究機構への移管後二年を目途として当該業務を担う組織及び当該業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十六条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

別表第三独立行政法人メディア教育開発センターの項及び独立行政法人国立国語研究所の項を削る。

(独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十九条 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条中「独立行政法人国立国語研究所の」を「大学共同利用機関法人人間文化研究機構の」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第四条のうち船員保険法別表第一の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項及び独立行政法人メディア教育開発センターの項を削る。

(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十二條 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 削除

附則第一條第三号中「、第三十四條中独立行政法人国立国語研究所法第八條の改正規定」を削る。

附則別表（附則第二條、附則第六條、附則第九條、附則第十一條関係）

国立国語研究所	人間文化研究機構	第二号施行日
メディア教育開発センター	放送大学学園	この法律の施行の日

[衆議院]

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 国立高等専門学校の高度化再編に当たっては、各地域の入学志願者数の動向やニーズを踏まえ、各高等専門学校の自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう配慮すること。
- 二 国立高等専門学校の今後の在り方については、個々に法人格を有する国立大学法人との整合性の観点等、これまで議論されてきた経緯を踏まえ、個々の高等専門学校にではなく、機構本体に一の法人格を付与していること、独立行政法人としていること等、組織の在り方の見直しを検討すること。
- 三 国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管に当たっては、これまで担ってきた日本語教育事業の重要性に鑑み、引き続き日本語教育事業を主体的に担っていくための十分な財源措置及び人的配置を行うものとする。また、移管後の国立国語研究所に、日本語教育事業を担当する部門を設置し、さらなる充実を図るとともに、新たな中期計画に日本語教育事業の質の向上を図るための措置を盛り込むこと。
- 四 国立国語研究所が担ってきた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育の調査研究の重要性に鑑み、学術研究の中核機関として共同研究の活性化を図るとともに、引き続き、国語政策への貢献と外国人に対する日本語教育の振興という観点からの基盤的な調査研究、必要な研究課題の設定・実施、その成果の活用が図られるよう努めること。さらに、将来的には国の機関とすることを含めて組織の在り方を抜本的に検討すること。
- 五 独立行政法人メディア教育開発センターの廃止に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から放送大学学園はもとより、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、ICT活用教育を含めたメディア教育の振興に努めること。
- 六 運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、公正性、透明性を確保するとともに、各法人の規模、事業等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。また、組織改定前の公費投入額を踏まえ、従来以上に研究等が確実に実施されるのに必要な所要額を確保するよう努めること。

[参議院]

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、国立高等専門学校の高度化再編に当たっては、各地域のニーズや入学志願者数の動向、卒業生の進路等を踏まえ、個々の高等専門学校の自主性・自律性及び教職員間の議論に基づく学内合意を十分尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう配慮するとともに、全国各校の教育研究の充実が図られるよう十分な予算措置を行うこと。
- 二、国立高等専門学校の今後の在り方については、国立大学法人との整合性の観点等、これまで議論されてきた経緯を踏まえ、独立行政法人としていること等、組織の在り方の見直しを検討すること。
- 三、独立行政法人国立国語研究所の大学共同利用機関法人人間文化研究機構への移管に当たっては、これまで担ってきた日本語教育研究及び関連する事業等の重要性にかんがみ、引き続き当該研究や事業等を主体的に担っていくための十分な財源措置及び人的配置を行うものとする。また、同研究所に、大学共同利用機関の特性に配慮しつつ、当該研究や事業等を担当する部門を設置し、更なる充実を図るとともに、新たな中期計画にその質の向上を図るための措置を盛り込むこと。
- 四、移管後の国立国語研究所においても日本語教育データベースの更新、既存の研究開発や研究者ネットワークの継続等に支障を来さないよう、大学共同利用機関の特性に配慮しつつ、研究職にある者を適切に移籍させるとともに、適正な手続に基づき処遇すること。
- 五、独立行政法人国立国語研究所が担ってきた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育の調査研究の重要性にかんがみ、学術研究の中核機関として共同研究の活性化を図るとともに、引き続き、国語政策への貢献と外国人に対する日本語教育の振興という観点からの基盤的な調査研究、必要な研究課題の設定・実施、その成果の活用が図られるよう努めること。さらに、将来的には国の機関とすることを含めて組織の在り方を抜本的に検討すること。
- 六、独立行政法人メディア教育開発センターの廃止に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から放送大学学園はもとより、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、I C T活用教育を含めたメディア教育の振興に努めること。
- 七、運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、公正性、透明性を確保するとともに、各法人の規模、事業等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。
また、組織改定前の公費投入額を踏まえ、従来以上に教育研究等が確実に実施されるのに必要な所要額を確保するよう努めること。

右決議する。

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二百四十号）（文部科学省）

1 関係政令の整備

関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第七条関係）

2 経過措置

（一）独立行政法人国立国語研究所（以下「国立国語研究所」という。）から国が承継する資産の範囲等を定めることとした。（第八条関係）

（二）大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「人間文化研究機構」という。）が行う積立金の処分に関する経過措置について定めることとした。（第九条関係）

（三）国立国語研究所の解散の登記について定めることとした。（第一〇条関係）

（四）人間文化研究機構が国立国語研究所から承継する資産の価額の評価に係る評価委員の任命等について定めることとした。（第一一条関係）

（五）人間文化研究機構による国有財産の無償使用について定めることとした。（第一二条関係）

3 この政令は、平成二十一年一〇月一日から施行することとした。ただし、2の（四）及び（五）については、公布の日から施行することとした。

国立大学法人法施行規則（抄）

（平成十五年十二月十九日 文部科学省令第五十七号）

最終改正：平成二十一年九月一一日 文部科学省令第三一号 国立大学法人法施行規則（抄）

附 則 （平成二十一年九月一一日 文部科学省令第三一号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

（独立行政法人国立国語研究所に関する省令の廃止）

第二条 独立行政法人国立国語研究所に関する省令（平成十三年 文部科学省令第三十四号）は、廃止する。

（会計処理の特例）

第三条 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律 附則第三条第一項の規定により大学共同利用機関法人人間文化研究機構に出資されたものとされる資産のうち償却資産については、この省令による改正後の国立大学法人法施行規則第十四条第一項の指定があったものとみなす。

別表第一（第一条関係）

大学共同利用機関法人	大学共同利用機関	大学共同利用機関の目的
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	国立歴史民俗博物館	我が国の歴史資料、考古資料及び民俗資料の収集、保管及び公衆への供覧並びに歴史学、考古学及び民俗学に関する調査研究
	国文学研究資料館	国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存
	国立国語研究所	国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表
	国際日本文化研究センター	日本文化に関する国際的及び学際的な総合研究並びに世界の日本研究者に対する研究協力
	総合地球環境学研究所	地球環境学に関する総合研究
	国立民族学博物館	世界の諸民族に関する資料の収集、保管及び公衆への供覧並びに民族学に関する調査研究

独立行政法人国立国語研究所業務方法書

平成18年 8月 4日
文部科学大臣認可

(目的)

第一条 独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号）第三条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

(業務運営の基本方針)

第二条 研究所は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実に業務を運営しなければならない。

(調査及び研究)

第三条 研究所は、次に掲げる事項について、その特性に応じて基礎的・実践的な調査及び研究を行う。

- 一 国語の体系及び変異に関すること。
 - 二 国民の言語生活に関すること。
 - 三 外国人に対する日本語教育に関すること。
 - 四 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育についての情報及び資料に関すること。
- 2 研究所は、必要に応じて、前項に掲げる調査及び研究を国内外の機関等と共同で実施することができる。
- 3 前項の共同研究について必要な事項は別に定める。

(資料の作成及び公表)

第四条 研究所は、前条の調査及び研究に基づく資料を作成し、公表する。

- 2 前項の公表は、報告書の作成、学会誌への寄稿、ホームページへの掲載のほか、公開事業の実施等を通じて広く行う。

(情報及び資料の収集、整理及び提供)

第五条 研究所は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供する。

- 2 情報及び資料の提供に際しては、情報通信技術の活用を推進する。

(研修)

第六条 研究所は、外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行う。

- 2 前項の研修は、日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に普及させるための専門的研修とする。
- 3 研修の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(附帯業務)

第七条 研究所は、第三条から前条の業務に関連して、次の業務を行う。

- 一 外国人等の日本語教育指導者を養成するための大学院教育へ参画し、連携・協力を行うこと。
- 二 研究機関等の求めに応じ、援助及び指導を行うこと。
- 三 その他関連する業務を行うこと。

(業務委託の基準)

第八条 研究所は、第三条から前条までの業務について、当該業務が確実に実施でき、また、委託する合理的な事由が存する場合には、外部の者に委託してこれを行うことができる。

2 委託に関し必要な事項は、別に定める。

(契約方法)

第九条 研究所は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公示して申し込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

(業務細則の作成)

第十条 研究所は、この業務方法書に定めるもののほか、研究所の業務に関し必要な細則を定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

独立行政法人国立国語研究所の中期目標

平成18年4月1日

文部科学大臣指示

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定により、独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

(前文)

国語及び国民の言語生活等に関する調査及び研究はそれ自体重要な価値を有するものであるとともに、国語施策の立案、国語教育、外国人に対する日本語教育の基礎として重要であり、一層の振興を図る必要がある。

このため、研究所は、我が国唯一の国立の国語研究機関であることを踏まえ、国語研究の国語政策との連結や国語研究の研究成果等を基盤とした日本語教育研究等の事業展開に配慮しつつ、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究等を実施することを通じて、我が国の国語の改善及び国民の言語生活の向上並びに外国人に対する日本語教育の振興を図る上で、の基盤を支える中心的な役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

研究所が行う業務、特に科学的な調査及び研究については、客観的な手法で広範囲に収集された大規模なデータを多面的に分析することが必要であり、その成果を得るまでには長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献

急激に進展する国際化、情報化など国語をとりまく社会状況の変化は、国民の言語生活に少なからぬ影響を与えている。研究所においては、このような現状を踏まえ、調査研究の柱となる基幹的調査研究を、中・長期的な視野に立って定期的かつ継続的に実施するとともに、その時々々の短期的な課題について喫緊課題対応型調査研究を実施し、その成果を文化庁における国語政策の企画立案資料及び文化審議会における国語政策の審議に資する資料として提供すること。

- (1) 基幹的調査研究は、時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにすることを目的として、次の調査研究を実施すること。なお、この調査

研究の成果は、文化庁における国語政策の企画立案に資する基礎資料として提出すること。

- 1) 言葉としての国語そのものについての実態把握を効果的かつ効率的に行うため、既存の複数のデータベースを取り込みつつ、現代の書き言葉を対象とした大規模汎用データベースを構築すること。
- 2) 国語を使って生活する国民の言語行動・言語意識・言語能力の実態把握に資するため、過去の実態からの経年変化の継続的な把握・分析を行うとともに、現在の実態の迅速かつ効率的な把握・分析を行うこと。
- 3) 国語の改善及び国民の言語生活の向上に資するため、上記調査研究の成果を活用して、言葉の分かりやすさの観点から具体的な提案を行うこと。

(2) 喫緊課題対応型調査研究は、文化庁及び文化審議会等からの要請に基づき、国語の改善及び国民の言語生活の向上に関し、既に明かになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として企画・実施すること。

2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

在住外国人や国内外の日本語学習者の増加は、学習者の属性や学習目的の多様化を生み出しており、これに対応した日本語学習支援を図る必要がある。このため、研究所においては、国語研究の成果やそれを通じて得た知的財産を活用し、日本語学习上の配慮に関する研究成果を踏まえて、国語の国内外における正しい理解と普及を図る視点から、日本語教育に関する情報資料の作成・提供とそのために必要な基盤整備を行うこと。

(1) 日本語教育振興のために必要な共通的な基盤整備を行う視点から、国内外の日本語教育機関等に対し、日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる次の情報を作成し、利用しやすい形態で提供すること。

- 1) 日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報
- 2) 外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報

(2) 上記日本語教育情報を効果的かつ効率的に作成するための基盤整備として、日本語教育に関するデータベースを構築する。また、効率的、効果的な普及のためにインターネットを活用するとともに、日本語教育機関の指導者等を対象として研修・セミナーを年1回以上実施すること。研修・セミナー等による情報提供については、参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう、その内容・方法の充実を図ること。

3 調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等、国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

(1) 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果について

は、次の方法により積極的に情報を発信すること。

- 1) 学術誌への掲載や学会等での発表を促進し、研究所全体として、中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも増加させること。また、研究発表会の開催と査読付論文誌の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう、その内容の充実を図ること。
- 2) 成果普及図書等を作成する他、効果的に研究成果の普及広報事業を実施すること。

- (2) 国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システム「日本語情報資料館」への一元化・強化を図ること。なお、情報提供システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させること。

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として、蓄積された知見に基づき、国語施策の立案、国語教育等の充実に資するとともに、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため、研究者交流、国際シンポジウム、連携大学院への参画等により、内外の関係機関との連携協力を促進すること。

III 業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑かつ効果的に遂行するため、組織見直し等効率的な業務運営を行うこと。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させること。なお、外部有識者の検証については、全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるようにすること。
- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上の削減を達成すること。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の見直しを進めること。

IV 財務内容の改善に関する事項

予算を効率的に執行するとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

- 1 積極的に外部資金の導入を図る等自己収入の増加に努めること。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

- 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

V その他業務運営に関する重要事項

- 1 非公務員化を踏まえ、他機関との人事交流の促進や任期付き研究員制度の導入により、研究所の業務の効果的な推進に資すること。

独立行政法人国立国語研究所の中期計画

平成18年4月1日

文部科学大臣認可

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定により、独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにするため、次のとおり研究課題を設定・実施するとともに、その成果の活用に取り組む。

① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」を実施し、次の3点に関して成果を得る。

ア 過去30年の新聞、雑誌、書籍等から得たデータを基に、国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し、既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベースを構築する。

イ 当該データベースを、国語政策の企画立案のための基礎資料の作成、自然言語処理、辞書編集、国語教育、日本語教育に係る教材の作成などに実際に活用するための研究を行う。

ウ 一般国民や産業界、大学等に対し、インターネットを通じたデータ提供を行うため、その方法を開発し、これを実現する。

② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」を実施し、次の2点に関して成果を得る。

ア 敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の様態を明らかにする。

イ 言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を

迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、全国約1000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を実施する。

- ③ 上記①及び②の調査研究の成果については、これにより明らかにされた国語に関する問題点・課題等について、文化庁との連絡協議の上、国語政策の企画立案や推進のための基礎資料として提出するほか、この成果を活用して、次の2点に関して、あるべき日本語像の具体的な提案を行う。

ア 分野別の「外来語」について、適切な言い換えや分かりやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行う。

イ 公用文の言葉遣いや表記法等について、現代の国語使用の実態に即した「分かりやすく、親しみやすい」方向への改善例を提案する。

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として、喫緊課題対応型調査研究を実施する。なお、教育現場及びマスコミ報道等で広く国民一般から提起された問題についても、適宜取り上げその解決に資する調査研究を実施する。

具体的には、例えば、文化審議会国語分科会で審議中の「敬語」「漢字」に関する調査研究、既に審議された「国語力」に関する調査研究を実施し、施策の遂行や審議に資する基礎資料を提出する。

2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と、「外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て、これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い、その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の3つの形態で提供する。

① 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

日本語教育機関において日本語学習内容の選定やカリキュラムの作成、教材や試験の作成における基盤的な資料として、学習項目の一覧と学習レベルごとの最低限の学習到達目標となる段階別の基準等を開発し、提供する。

② 日本語学習のための用例用法辞書の開発

対照言語学，比較文化，異文化間コミュニケーション等の研究成果を活用し，3,000語を対象に用例用法，習得情報，誤用情報，指導情報等が内包された先導的かつ典型的なモデルとなる日本語学習のための電子版の辞書を開発，提供する。

③ 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

職務や生活に必要な日本語コミュニケーション力の効率的な向上のために，評価基準の項目等評価基準を開発し，提供する。また，この評価基準に基づくテストを開発し，典型的な日本語コミュニケーション力の測定手段として提供する。

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し，普及させるために，次の調査研究及び事業を実施する。

① 日本語教育データベースの構築

日本語教育情報を作成するための基盤として，大規模汎用日本語データベース等から抽出した国語の使用実態に関するデータと，日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。

② 成果の効果的・効率的な普及

日本語教育情報資料を普及させるとともに，関連する国語研究と日本語教育研究の成果に関する情報を提供する視点から，インターネットを活用するとともに，国内の日本語教育機関，国際交流基金，日本語教育関係団体，大学，留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員，日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象とする研修・セミナーを開催する。なお，満足度調査を実施し，参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう，その内容・方法の充実を図る。

3 調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等，国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため，調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化，テーマの重点化を図り，次の取組及び事業を実施する。

① 調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進することとし，研究所全体として，中期目標期間中の誌上发表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも1割増加させ，また，研究発表会（年1回）と査読付論文誌（年2種）の刊行を行い，研究発表会については，参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう，その内容を充実させるなど，調査研究成果の公表の多様化と活発化を図る。

② 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、時宜に応じた重点テーマの設定、普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ、これを基軸として、下記のような媒体等を総合的に活用し、運営する。

- ・『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を年2種作成する。
- ・ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・国立国語研究所概要等を作成する。
- ・講演会、施設公開等を実施する。

③ 電話質問への対応

国民一般からの「言葉」に関する電話質問等への対応を実施する。

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システムの一元化・強化を図るため、次の取り組みを行う。

① 情報・データの収集・作成

情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また、研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに、システムの強化と効率化を推進する。なお、システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させる。

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として、蓄積された知見に基づき、国語施策の立案、国語教育等の充実に資するとともに、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため、内外の関係機関との間で次の連携協力を促進する。

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学、研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため、研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また、内外の関係機関との間で、研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに、国語教育に資するため、大学及び関係機関との連携協力をを行う。

(2) 国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がり鑑み、諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の研究・教育についての知見や情報を交換する国際シンポジウム（隔年）を開催する。

(3) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される、日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

II 業務運営の効率化に関する事項

1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。

2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。

(1) 自己点検・評価委員会において、毎年度、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、毎年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い、その効果的な推進に資する。

(2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を毎年度実施する。

3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上を削減する。

具体的には、下記の措置を講じる。

(1) 一般競争入札による外部委託を推進することにより、業務運営を効率化する。

(2) 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進する。

4 人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5%以上を削減する。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、民間賃金との地域差、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえて、給与体系の見直しに取り組む。

III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

また、研究所の業務の効率化を進めるとの観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

- 1 予算（中期計画中の予算） 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、2億円。

短期借入が想定される理由は、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、調査研究、情報提供、内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに、これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 非公務員化を踏まえ、調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施するため、任期付研究員制度を導入する。
- ② 大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

(参考1)

- | | |
|---------------|-----|
| ①期初の常勤職員数 | 61人 |
| ②期末の常勤職員数の見込み | 57人 |

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込額 2,495百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

平成18年度～平成22年度予算

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	5, 479
受託収入	20
著作権使用料・施設使用料等	46
計	5, 545
支 出	
業務経費	2, 280
うち調査研究事業費	1, 315
日本語情報資料収集事業費	965
一般管理費	282
受託事業費	20
人件費	2, 963
管理部門	692
事業部門	2, 271
計	5, 545

[人件費の見積り]

期間中 2, 495 百万円を支出する。

一般管理費	582百万円
業務管理費	1, 913百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法]

ルール方式とする。

[運営費交付金の算定ルール]

1) 業務部門人件費

毎事業年度の業務部門人件費 (P) については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \times \sigma (\text{係数})$$

P(y) : 当該事業年度における業務部門人件費。P(y-1) は直前の事業年度におけるP(y)。

α : 効率化係数 (業務部門人件費)。各府省の国家公務員について5年間で少なくとも5%の計画的削減を行うこととされている観点から事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、役員退職手当支給基準に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

2) 業務経費

毎事業年度の業務経費 (R) については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = \{R(y-1) - \varepsilon (y-1)\} \times \beta (\text{係数}) \times \theta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) + \varepsilon (y)$$

R(y) : 当該事業年度における業務経費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

$\varepsilon (y)$: 特殊業務経費。政府主導による重点施策等の実施等の事由により発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。 $\varepsilon (y-1)$ は直前の事業年度における $\varepsilon (y)$ 。

β : 効率化係数 (業務経費)。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

θ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 業務政策係数。事業の進展により必要経費が大幅に変わることを勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

3) 管理部門人件費

毎事業年度の人件費 (Pk) については、以下の数式により決定する。

$$Pk(y) = Pk(y-1) \times \delta (\text{係数}) \times \sigma (\text{係数})$$

Pk(y) : 当該事業年度における管理部門人件費。Pk(y-1)は直前の事業年度におけるPk(y)。

δ : 効率化係数 (管理部門人件費)。各府省の国家公務員について5年間で少なくとも5%の計画的削減を行うこととされている観点から事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、役員退職手当支給基準に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

4) 一般管理費

毎事業年度の一般管理費 (Rk) については、以下の数式により決定する。

$$Rk(y) = Rk(y-1) \times \pi (\text{係数}) \times \theta (\text{係数})$$

Rk(y) : 当該事業年度における一般管理費。Rk(y-1)は直前の事業年度におけるRk(y)。

π : 効率化係数 (一般管理費)。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

θ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

5) 自己収入

毎事業年度の自己収入 (受託研究を除く。) (E)の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$E(y) = E(y-1) \times \mu (\text{係数})$$

E(y) : 当該事業年度における自己収入の見積り額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

μ : 収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

6) 運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = P(y) + R(y) + Pk(y) + Rk(y) - E(y) \times \lambda (\text{係数})$$

A(y) : 当該事業年度における運営費交付金。

λ : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

- ・運営費交付金の見積りについては、中期計画期間中に、人件費 (△ 5 % (退職手当等を除く))、一般管理費 (△ 1 5 %)、業務経費 (△ 5 %) と仮定した場合における試算。
- ・人件費の見積りについては、 σ (人件費調整係数) は一律 1 として試算。
- ・ θ (消費者物価指数) は、1 として試算。
- ・自己収入の見積りについては、 μ (収入政策係数) は 2 % として試算。
- ・ λ (収入調整係数) は、一律 1 として試算。

収 支 計 画

平成18年度～平成22年度収支計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	5, 525
経常費用	1, 265
調査研究事業費	915
日本語情報資料収集事業費	232
一般管理費	20
受託事業費	2, 963
人件費	692
管理部門	2, 271
事業部門	130
減価償却費	
収益の部	5, 525
運営費交付金収益	5, 329
受託収入	20
著作権使用料・施設使用料等	46
資産見返運営費交付金戻入	100
資産見返物品受贈額戻入	10
資産見返寄付金戻入	20

資 金 計 画

平成18年度～平成22年度資金計画

独立行政法人国立国語研究所

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5, 5 4 5
業務活動による支出	5, 3 9 5
投資活動による支出	1 5 0
資金収入	
業務活動による収入	5, 5 4 5
運営費交付金による収入	5, 4 7 9
受託収入	2 0
著作権使用・施設使用による収入	4 6

平成21年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条の規定により、平成18年4月1日付け18庁文第6号で認可を受けた独立行政法人国立国語研究所中期計画に基づき、平成21年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

なお、独立行政法人国立国語研究所は、平成21年10月1日に大学共同利用機関法人人間文化研究機構へ移管されるため、本年度計画は平成21年9月までのものである。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献に関して、以下のことを実施する。

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにするため、次のとおり研究課題を設定・実施するとともに、その成果の活用に取り組む。

① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」について、次のことを実施する。

ア. 過去30年の新聞、雑誌、書籍等から得たデータを基に、国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し、既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベース構築を目指すため、全体計画に基づき、データベースに収録するテキストのサンプリング、著作権処理、電子化など、具体的な構築の各段階における作業を継続する。

イ. 当該データベースを実際的に活用するための準備的な研究、及びインターネットを通じたデータ提供を行うための基礎的な研究を進める。また、公開可能となったサンプルの試験的公開の規模を拡大する。

② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」について、次のことを実施する。

ア. 敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施した結果得られたデータの分析を進め、敬語使用の実態と変化の様相を明らかにする。

イ. 言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、全国約1000地点で平成20年度に実施した調査で得たデータの分析を進めるために、次のことを行う。

- ・ 平成20年度に実施した全国約1000地点での面接調査のデータを分析する。
- ・ 「ことば」情報全国ネットワークの構築に向けて、広域多人数調査(メール調査)を実施する。また、地域詳細調査(協力調査)のデータ集約サーバの運用を引き続き試行する。

- ・ 国民の文字生活について、文字認知能力の経年変化を明らかにするために、調査方法の検討を引き続き行う。

③ 上記①及び②の調査研究の成果の活用等については、次のことを実施する。

既に終了した「『外来語』言い換え提案」及び「『病院の言葉』を分かりやすくする提案」のために実施した各種調査研究の結果を総括し、今後の研究に利用できるよう資料を整備する。

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的とする喫緊課題対応型調査研究については、次のことを実施する。

文化審議会国語分科会で審議中の「漢字」について、必要に応じて審議に資する基礎資料を作成し提出する。

2 他の公的日本語教育機関との役割見直しを行った結果を踏まえて、日本語教育機関等が日本語教育の内容の質的向上を図る上での指針となる日本語教育基盤情報の整備と提供を行うために、以下のことを実施する。

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と、「外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」に関する以下の研究からの知見を、日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供する。

① 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

- ・ 作成した学習項目一覧及び段階的目標基準のモデル案の精緻化を図り、それに必要な情報を収集し公開する。
- ・ これまでに得た知見をとりまとめ、学会発表、報告書作成等を行う。

② 日本語学習のための用例用法辞書の開発

- ・ 検討してきた日本語教育における辞書の可能性、非母語話者のための日本語語彙の意味用法の記述法についての観点をとりまとめて、学会等で報告する。
- ・ その際、20年度に実施した、語彙や表現の電子版用例用法集である「日本語観察館」（試行版）の公開から得られた情報を踏まえる。

③ 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

- ・ 20年度までに収集した評価データの量的・質的分析から、生活場面における日本語書きことばの評価観点を抽出するとともに、評価プロセスに対する考察を深め、報告書を作成する。
- ・ 20年度に実施した、定住外国人の日本語使用実態等に関する調査結果の分析を進め、成果を学会等で報告する。

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

日本語教育の基盤となる情報を効果的かつ効率的に作成し、普及させるために、次の調査研究及び事業を実施する。

① 日本語教育データベースの構築

日本語教育の基盤情報として公開するために、上記(1)の①、②及び③の開発に伴い蓄積された日本語データ、国語研究の成果から抽出した日本語使用実態データ、日本語教育研究の成果や日本

語教育現場からの情報などを整備して、速やかに公開、提供する。そのために、以下のことを実施する。

- ・ 外国人発話データ等、収集した日本語教育情報のデータベース化と提供のための整備を行う。
- ・ 日本語教育基盤情報を提供するWebサイト「日本語教育ネットワーク」の整備を行い、得られた研究成果を提供する。
- ・ 「にほんご学びネット」を試験公開し、日本語データ収集の試行、フィードバック情報の収集を行う。

② 成果の効果的・効率的な普及のため、次のことを行う。

- ・ 前項(1)及び(2)①で発表・公開した情報の流通状況や、活用実態を把握するため、以下のことを行う。
- ・ 80%以上の参加者から肯定的な評価を得られる内容で、国内の日本語教育機関、国際交流基金、日本語教育関係団体、大学、留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員、日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象に成果普及セミナーを開催する。
- ・ 学会発表、報告書の作成と配布を推進する。

3 調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等、国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため、調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化、テーマの重点化を図り、次の取組及び事業を実施する。

① 調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進する。

② 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、時宜に応じた重点テーマの設定、普及・広報媒体の複合的利用(メディアミックス)の活用などの措置を講じ、これを基軸として、下記のような媒体等を総合的に活用し、運営する。

- ・ ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・ 国立国語研究所概要等を作成する。

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システムの一元化・強化を図るため、次の取り組みを行う。

① 情報・データの収集・作成

情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また、研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

このため、次のことを行う。

- ・ 日本語・日本語教育に関する図書の継続的な収集・整理、目録整備を行う。
- ・ 日本語・日本語教育国語に関する研究文献情報等を収集・整理する。

- ・ 国民の言語生活に関して収集した新聞記事の情報を整理し、記事目録データベースの追加更新を行い、公開する。
- ・ 総合雑誌、新聞記事等に現れた国語に関する動向を整理する。
- ・ 資料整備計画に基づき、蓄積資料の整理、目録の作成を進める。
- ・ 電子化研究資料、データベースなどの整備を推進し、電子化報告書、電子化資料などのインターネット等による公開を行う。

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

20年度に実施した満足度調査の結果を反映させ、日本語情報資料館システムの内容、機能面の整備・改善と運用を継続して実施する。

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として、蓄積された知見に基づき、国語施策の立案、国語教育等の充実に資するとともに、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため、内外の関係機関との間で次の連携協力を促進する。

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学、研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため、研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また、内外の関係機関との間で、研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに、国語教育に資するため、大学及び関係機関との連携協力の在り方について検討する。

(2) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される、日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

II 業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。
 - (1) 自己点検評価委員会において、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い、その効果的な推進に資する。
 - (2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を実施する。
- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費(退職手当及び特殊要因の増加分を除く。)の15%以上、事業費(退職手当及び特殊要因の増加分を除く。)の5%以上の削減を実現するため、平成21年度においては、例えば、省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進するなどして、一般管理費及び事業費の節減を図る。
- 4 人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5%以上を削減するため、平成21年度においては、平成20年度

予算比で概ね0.5%の人件費削減を行う。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて平成18年度に導入した給与体系を適切に運用する。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

- 1 予算 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

短期借入を行う計画はない。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、調査研究、情報提供、内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに、これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 調査研究を効率的・効果的に実施するために、常勤職員のほか、客員研究員、特別奨励研究員、任期付研究員、契約職員、短時間勤務職員等の適正な配置と活用に努める。
- ② 大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

平成 21 年度予算

独立行政法人国立国語研究所

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	5 0 9
受託収入	0
著作権使用料・施設使用料等	5
計	5 1 4
支 出	
業務経費	1 0 5
うち調査研究事業費	8 3
日本語情報資料収集事業費	2 2
受託事業費	0
一般管理費	2 2
人件費	3 8 7
管理部門	6 4
事業部門	3 2 3
計	5 1 4

〔人件費の見積もり〕

今年度中 2 7 8 百万円を支出する。

但し、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

収 支 計 画

平成 2 1 年度収支計画

独立行政法人国立国語研究所

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常経費	5 1 4
調査研究事業	8 3
日本語情報資料収集事業費	2 2
受託事業	0
一般管理費	1 2
人件費	3 8 7
管理部門	6 4
事業部門	3 2 3
減価償却費	1 0
収益の部	5 1 4
運営費交付金	4 9 9
受託収入	0
著作権使用料・施設使用料等	5
資産見返運営費交付金戻入	8
資産見返物品受贈額金戻入	0
資産見返寄付金戻入	2

資 金 計 画
平成21年度 資金計画

独立行政法人国立国語研究所

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5 1 4
業務活動による支出	5 0 4
投資活動による支出	1 0
資金収入	
業務活動による収入	5 1 4
運営費交付金収入	5 0 9
受託収入	0
著作権使用・施設使用による収入	5

役 職 員 (平成21年9月30日現在 常勤54名)

役 員	所 長	杉戸 清樹	主任研究員	熊谷 智子		
	理 事	徳重 眞光	研 究 員	朝日 祥之		
	監事(非常勤)	窪川 秀一	〃	高田 智和		
	〃	工藤眞由美	〃	米田 純子		
管 理 部	部 長	山本 昌博	言語問題	グループ長	田中 牧郎	
総 務 課	課 長	山田 重美	グループ	主任研究員	斎藤 達哉	
	課長補佐	岩村ときわ	〃	〃	三井はるみ	
	総務係	係 長	高山 和男	情報資料部門	部 門 長	熊谷 康雄
		一般職員	鈴木美保子		主任研究員	山田 貞雄
企画評価係	係 長(兼務)	岩村ときわ	資料整備	グループ長	井上 文子	
	一般職員	新井田貴之	グループ	研 究 員	磯部よし子	
	人事係	係 長	徳田 浩慈	〃	中山 典子	
会 計 課	課 長	大島 恵志	一般職員	綱川 博子		
	課長補佐	安保 邦夫	文献情報	グループ長	(兼務：熊谷康雄)	
	財務係	係 長	林 哲也	グループ	主任研究員	池田理恵子
		一般職員	長谷川 愛	〃	新野 直哉	
	経理係	係 長	大沼 徹	研 究 員	塚田実知代	
		一般職員	田中 洋平			
	契約係	係 長(兼務)	安保 邦夫	日本語教育基盤情報センター		
		一般職員	木村 友恵	センター長	柳澤 好昭	
研究開発部門	部 門 長	相澤 正夫	主任研究員	嶋村 直己		
言語資源	グループ長	前川喜久雄	整備普及	グループ長	野山 広	
グループ	グループ長	山崎 誠	グループ	研 究 員	早田美智子	
	主任研究員	小椋 秀樹	用例用法	グループ長	井上 優	
	〃	柏野和佳子	グループ			
	〃	小磯 花絵	学習項目	グループ長	金田 智子	
	〃	山口 昌也	グループ	研 究 員	福永 由佳	
	研 究 員	小木曾智信	評価基準	グループ長	宇佐美 洋	
	〃	丸山 岳彦	グループ	研 究 員	森 篤嗣	
	〃	小沼 悦				
言語生活	グループ長	横山 詔一				
グループ	主任研究員	大西拓一郎				
	〃	尾崎 喜光				

建 物

平成17年2月1日から（立川市緑町）

名 称	独立行政法人国立国語研究所
構 造	S R C 地上4階 地下1階
<u>建面積</u> ㎡ 延面積㎡	<u>4,210.85</u> 14,523.49
建設年月	平成16.10

土 地

平成17年2月1日から（立川市緑町） 23,980㎡

独立行政法人国立国語研究所

平成21年度

事業報告書

2009年9月 発行

独立行政法人 国立国語研究所

〒190-8561 東京都立川市緑町10-2

TEL. 042-540-4300

URL <http://www.kokken.go.jp>